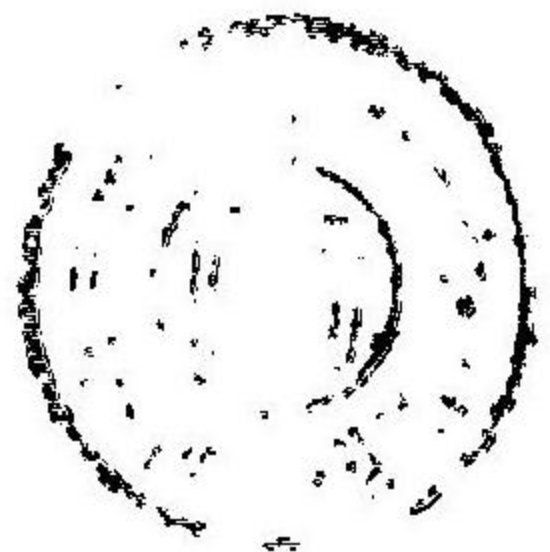


90-93

法學博士天野為之補譯

コ
ン
財
政
學
全



東京

合資
會社

富山房發行

コ
氏
財
政
學
序

財 政 學 序

(一)

今ヤ歐米諸邦ニ在リテ、經濟財政ノ述作ヲ出タス頗
フル盛ンニ牛馬ニ汗シ、屋宇ニ充ツ而カモ觀ル可キ
ノ良書寥寥甚タ稀レナリ、獨リ獨國ケッチンゲン大學
教授コーン氏著財政學ナル者、援證該博ニシテ又精
確、殊ニ識見ノ高キニ至リテハ巍峨崢嶸トシテ山嶽
トソノ卓チ争ハントシ、斯道ニ於テ發明スル所少ナ
シトナサス、蓋シ近世第一流ノ大作ナリ余之ヲ愛讀
スル茲ニ年アリ、而シテ今復之ヲ譯シテ天下ニ公ニ

ス、若シ夫レ文運發達ノ萬一ヲ裨補スルアラバ譯者ノ幸トスル所ナリ。
本書譯述ニ就イテハ、東洋經濟新報記者植松考昭君等ヨリ不容易ノ助勢ヲ得タリ、一言茲ニ之ヲ謝セサル可カラス

明治三十二年八月

譯者 天野爲之識

目 次

緒 論

第一章 一般の經濟學中に於ける財政學の位置……………一

 第一款 財政學の從屬的性質……………一

 第二款 財政學と經濟學との關係……………一四

第二章 財政學の歴史的發達……………二〇

 第一款 官房學及び財政學……………二〇

 第二款 近世の財政學……………三四

 第一篇 公共經濟論……………

 第一章 國家及び公共事務……………五四

 第一款 國家の進化……………五四

 第二款 國家の職分の發達……………八六

第二章 公共經濟の歴史上の發達……………一六六

第一款 私人經濟及び公共經濟……………一一六

第二款 公共經濟の生長……………一二四

第三款 發達せる形狀に於ける公共經濟……………一五九

第三章 公共負擔の種類……………二〇三

第一款 政府の行ふ役務の解剖……………二〇三

第二款 辨償の種類……………二三三

第四章 公共機關の構造及び財政上の關係……………二六五

第一款 政治團結の構造……………二六五

第二款 公共團體の構造並に組織に關する諸原因……………二七二

第三款 政治團結の個員の財政上の關係……………二九二

第五章 自治政府並に任意主義……………三一一

第一款 自治政府の性質……………三一一

第二款 自治政府の財政……………三三三

第三款 任意の資助……………三四七

第六章 公共經濟に於ける順序及び位列……………三五八

第一款 公共需要の分類……………三五八

第二款 公共歲出の支辨……………三六八

第三款 公共經濟の形式上の組織及び經理……………三九六

第七章 歲入及び歲出の種々の種類……………四〇二

第一款 物種を以てする出納より貨幣を以てする出納
に至る發達及び其各種の界限……………四〇二

第二款 國家の要する人的役務(官吏役務)……………四〇七

第三款 行政各課の財政上の性質……………四三二

第二篇 租 稅 論

第一章 租稅の正義……………四六一

第一款 課稅權及び納稅義務……………四六一

第二章 租税平課の原理……………四六九

第三章 租税平課論の沿革……………四八二

第四章 課税の衝突……………五二四

第五章 報償税の正義……………五三七

第一章 課税の目的物……………五五〇

第一款 税源並に課税の目的物……………五五〇

第二款 課税の轉移……………五六九

第三章 ハ租税制度の沿革……………五八三

第一款 單税及び複税……………五八三

第二款 古代の人税……………五九四

第三款 通過税……………六〇八

第四款 國産税……………六二三

第五款 印税……………六六五

第六款 專賣……………六七八

第七款 物體税……………七二三

第八款 第十九世紀の所得税……………七六八

第四章 租税制度……………八二七

第一款 各種租税の概論……………八二七

第二款 所得に對する課税……………八四九

第三款 財産若くは所有に對する課税……………八九六

第四款 消費税……………九一一

第五章 稅務行政……………九四六

第一款 國家及び地方政廳の稅務行政……………九四六

第二款 課税物體の確定……………九六四

第三款 收税……………九八二

附言、第三篇獨逸現行租税制度は之を略す

第四篇 公債論

第一章 公債の歴史……………九九五

第一款 歐洲に於ける古代の公債の沿革……………九九五

第二款 公債進化の概要……………一〇六六

第三款 公債に關する學說の發達……………一〇八六

第二章 現時の公債……………一一四四

第一款 公債の現狀……………一一四四

第二款 公債の種類……………一一六三

第三款 證券取引及び公債の管理……………一一九一

第四款 政府紙幣及び正貨支拂の回復……………一二三三

完結

財政學

獨逸 グスタフ・コーン 著

日本文學士
法學博士 天野 爲之 譯

緒論

第一章 一般の經濟學中に於ける財政學の位置

第一款 財政學の從屬的性質

第一節 抑も學問全般の本領に關しては漸次一致の見解に到達すべし、學問全般の本領とは即ち其論究の範圍其主題とする事柄其綱目及びりの到達し得べき目標を云ふなり而して此種の議論中に或は疑惑並に誤解を生ずることあるも是れ單に調和に對する凡ての接近を拒否せんとする獨斷説を除くの外は蓋し學者の各自に占領する觀察の範圍の個々特殊なるに基因する者

なるべし。

裁判官と醫師との間に歴史家と博物家との間に探究家と組織家との間に理想の調和を得んとを求むるは困難ならざるに非ず、然れども又必ずしも其効なしと云ふ能はざるなり、要するに是等の種々の理想は完全なる一光明を組成する所の屈折分、光線たるに外ならず、畢竟唯だ諸家をして一層濶大なる立脚点より全體に對する自家の助力を看察するを得しむるに足るべき宏量の實行を必要とするのみ。

現著書の一部を成す所の基本論に於て相當の場所に掲げたる注意は則ち此目的を有する者なりし、議論の出發點の頗る一般的の性質を有すると並に主題とする事柄を説明するに當りて外部より材量を假りたるとは蓋し斯る目的の存在に基く者なり、是れ殊に社會學及び經濟學の研究法を論ずるの章に適用せられ繼て又一般の學問中に於ける經濟學の地位を論ずる所の諸章に應用せられたるなり。

一層困難なるは、獨立學を成す者は何ぞやの問題是なり。

此問題が無用なる者なりとせば吾人は甘んじて之を研究するの困難を避くるを得べし、然れども此場合は決して然らざるなり、學問の一般の版圖内に於て與へられたる範圍の獨立不獨立の問題は國家相互の關係に於ける之に類似せる差異と稍其價值を同ふする者なり、アリストートルの說に依れば獨立して自己の需要を充し得るを以て國家の特質と成せり、之と同様に獨立學なる者も亦學問上の知識の總體に於て彼の自己に於て完備し従て其根本の性質に於て外部よりの支持に依頼するを要せざる所の一部分なりと解釋せざるべからず、恰も分離若しくは生長の經過中に在て不幸の地位に立つ所の國家が之より大なる國家の保護若しくは其隣國の紛争に依りて其存立を維持するが如く、從屬的の地歩に立つ所の學問は亦自己の版圖以外に存する所の知識の源泉に依頼せざるを得ざるなり、斯る學問は其實從屬的なるにも係らず獨立存在の體面を裝ふ者にして従て其境界線を撤去するを至當とせざるべからず、然らざれば則ち實際に於て命脈を絶たれて而かも生命を詐るとなるべし、是れ不當の更に甚だしき者と云はざるべからず。

第二節 學問の獨立に關する問題の困難なるは次に掲ぐる數個の原因に基く者なり。

吾人は既に歴史的發達の狀勢を觀察し(第一卷)彼の學問なる者が獨り徐々に且つ漸次に日常生活の實益的考究を離れ學問夫れ自らの爲めに追及せらるゝ所の目的となるに至れるとを説示したり、夫れ日常の實益主義は根底の原理を考察するとなく唯だ其原則の直接の應用のみを論ずる者にして、生活の最も直接なる最も緊切なる考慮は其包含する所の原理に關して最も分岐せる觀察點の結合を要する者なり、是を以て一獨立學の存立の必要を訴ふるに至る者は即ち此獨立なる實際上の目的若しくは需要に在り、然り、而して此種の獨立は亦之を主張すへき優先の特權を有する者と云ふへし、何となれば第一に考究の機會を與ふる者は實用上の目的なればなり、而して凡ての過去の進歩ありしにも係らず今日尙然るを免れざる所の如く彼の人智の探究が實益主義の判斷の下に在る間は是等の貴重なる例習的學問 Traditional Science を分類排列すると非常に困難なりと云はざるべからず、其結果は即ち是等の學

問が以上の事實に照すに非されば全く理解する能はざるか如き狀態に於て部類科目に排列せらるゝを見るは是なり、是等の學問の發達並に永續に資せる重なる制度は凡て此種の關係の徵證を有せざるはなし、而して此繁劇なる實益主義は常に新なる智識を得る毎に自己の情意に任せて組織せる新學問を建立せんとするの準備を爲して立つ者なり、而して斯る學問の貴重すべき性質に於て缺くる所は之に報ゆる公衆の稱賛の過多なるに依て補足せり。問題を困難ならしむる第二の理由は如何なる學問にても國家の獨立てふ觀念を以て類推し得るか如き意味に於ける獨立なる者の存在せざるを是なり、吾人の實際に於て見るが如く國家の運命危態に在る場合に於ては人類全體の團結の概念は國民的單位の境界の前に暫時讓歩するとあるべし、學問に在ては凡ての事物に就きて愈々深く愈々廣く討究するを以て其本分となす、從て常に單一なる包括的總念の下に萬般の智識の根本を一統するの深遠なる見識を立つるを目的とするが故に國家の場合に於けるが如き排他的關係を見るに能はざるなり、實に探究法概括法の進歩發達は毎に牽強輕率なる分類

の自滿的自足主義を打破し行くなり。

然れども此包括的概括の因素は終始他の同じく避くべからざる彼の智識發達の需要の爲めに横貫せらる即ち産業上の術語を假りて之を云へば耕作の烈度の増加是なり農業に於て財産の多寡を計量するものは地面上の尺度に非ずして經濟上の尺度なり何となれば人力の發達高度に達するときは比較的狭少なる地面上に大産業を營むを得なければなり學問に於ても亦斯の如しりの勞働の田地の狹縮は則ち知識叢源の範圍の制限と合當するものにして是れ今日の學問事業に於て使用する平均資能の利益ある適用に先つ所の要件なり此繁劇なる活動に於ては動もすれば遠望ある眼識を缺き以て凡ての知識の深大なる統一の見解を缺き獨立學を生せしむるに至る是等の現象に普關して自ら現顯する傾向の著しきは蓋し彼の特別の分子を包括して一般の總念の下に總合せんと計るとの非常に困難にして一部と全體との調和を得るさへもりの効の覺束なきを見て知るべし。

第三節 是等の事情に依りて考ふるときは諸種の學問中獨立せる一科とし

て存する學問の意義は種々に變更するものと知るべし是等の意義は吾人の執らんとする觀察點の異なるに従て變化し又同一群の學者間に於ても將た同一年代間に於ても種々に變化せり故に若し時代の經過及び右に示すか如き觀察點の異なるに伴ふ事情の變化を考察するときは斯る學問の意義は全く動搖の状態に在る者と謂はざるべからず。

是を以て諸種の學問の間に確然不動の區分線を畫せんとするは無益の勞と謂はざるべからず斯る區分線は到底之を維持する能はざるなり。

然れども茲に常に出來得べきとにして且つ同時に必要缺くべからざる一事あり即ち特殊の知識の斷片にして各々別立の學問として並列せんとする者はりの或は實用上の目的に基くと將た習慣に因ると若しくは種別の爲めにするを問はず總て學問の一般の領分に從屬する者と見做すを要するのみならず其基本の原素は更に廣き全體に對して命脈的關係を有する者をと是より斯の如くにして始めて能く特段なる學問の根本を維持して枯死せしめざるを得べし斯の如くして始めて吾人は特別なる學問に對して實質上

の活力を保證するを得べし、此活力たるや是れ獨立の基礎の下に丹練するに依て求むべき骨髓の目的たるに外ならず。

是に由て吾人は最近時代に於て見る所の傾向を悟るを得べし、即ち探究の發達と及び最近世の方法を用いて得たる深遠なる見識とは是等の特別なる學問の夢想的獨立を壓到し之に代ゆるに一層濶大なる包括的從屬の關係を以てすることは是なり、近世萬有學の教示する所亦斯の如し、彼の醫學植物學動物學等の慣例的境界線は進歩の度を進む毎に變改せられ又彼の化學と物理學とが探究に依て得たる多量の材料に基く概括的勢力の増進すると共に漸次相近接せんとするの傾向を呈するが如き即ち然り。

我輩の學問に在ては斯る傾向は問題の複雑なるが爲め障礙せらるると雖も猶之に類似せる傾向を認むるを得べし、我經濟學の最近の發達は一方に於ては經濟生活に關する歴史上の材料に深く注意するを以て特徴とし、同時に他の一方に於ては凡ての經濟現象の性質に關し愈々廣濶にして益々包大的なる見解を下すを以て本色となす、是れ決して事實の矛盾に非ず寧ろ探究法改良

の必然の結果なるのみ、斯る進化の價值を計算するとは已に我著書の第一卷に於て企畫したる所にして我輩は私に之に由て或は將來の發達に資せんことを期したり吾人は單に同一の筆鋒を以て此著書を繼續し財政學に於て亦能く同様の事柄を討査し且つ其結果を以て之に加へんと欲するなり、抑も經濟學は溯りては以て遠く横はれる淵源に追及し進んては其陔隘なる舊慣的限界を超脱したり、財政學も亦其成績が等しく凡ての社會生活の深遠なる感念の一體に同化するに至るときは其範圍内に於て同一の事を主張するを得べし。

第四節 財政學が經濟學の一部なるとは久しき以前より承認せられたる事實なり。

此點に付ては頗る陳腐なる非難あり、是れ蓋し經濟學なる文字に附與する意義の異なるに基くなり、經濟學(Political Economy)なる名稱は或は理財學(Economic Science)の全體を指すに用おられ或は此學問の基本論のみに適用せられたるを以て財政學(Science of Finance)と經濟學とは之より廣き全體の一部として對立する者なるか如くに認識せらるゝ場合尠からず、ケ、ハー、ラウ氏及び氏の同

時代の學者並にりの繼續者は財政學・理財學 (Volkswirtschaftslehre) とを對照するに當り深く信する所あつて此見解を主張せり、固より此場合に於て斯る對照は或る一定の目的を寓したるの結果にして且つ能く此目的に適合せる者なり、但し理財學全體に對しては經濟學 (Politische Ökonomie) なる名稱を附したりしなり、千八百九十年九十一年に第三版を刊行せるガスタヴシェーンベルヒ氏の著したる『經濟學手書』に於ても亦同様なりし、是等の分類に於て主旨とする所は抽象的の純粹なる理論と及び實際の政務に於ける其應用との間に區別を立てんとするに在りき。

我著書の第一卷に於て到達したる所の斷案に由て考ふるときは此種の目的も將た如何に異なる所の言語の用法も共に吾人の依て以て茲に一般と特別、全體と其部分とを考究すべき關係の單純なるを否定する能はざるなり、部分とは財政學其一を成す者にして全體とは經濟學の謂なり、以下論せんとする所の者は凡て已に第一卷に於て示したる一般の綱領を細説するに外ならざるなり、此見解は經濟生活に關する獨立なる學問が始めて出現したる當時に於ける

見解と重なる點に於て一致せり、新學問の創立者たる自然派學者フヒジヤクワントすら租稅説を以て其經濟論の柱石となし以て經濟學の組織中に混然財政學を融合せり、アダムスミス氏は其著『富國論』の第五篇を以て君主若しくは國家の歳入を論究せり、而して爾來英國の著書は今日に至る迄氏の創始したる見解を傳承せり、即ち彼のジョン・スチワート、ミル氏の如き其著經濟論に於て同じく其第五篇及び最後の篇を以て同一の問題を論じ且つ産業に對する政府の勢力の一般の性質に關する議論を加へたるを除くの外は細説の排列順序全くアダムスミス氏の例に倣へり、要するに保護的組織となすも格別の利益なきを以て敢て獨立を主張するの誘因なかりしかば英國に於ては未だ曾て全躰より部分を離隔して論究したる者あらざるなり、且亦特に財政の問題に就て論じたる著書すら敢て記載するに足る者なし。

第五節 經濟學の一般の學問中に於ける財政學の地位は亦他の論點より疑問を招けり。

抑も社會學と政治學との間に區別を爲すの主旨より經濟學と財政學との區

別を論ずるときは經濟學は社會學の部類に入り財政學は政治學の部類に入るべし、凡る諸々の學問を此二大部類に區別するの主旨に關する我輩の説は已に適當なる場所に説明したる所なり、抑も斯様なる區別を爲すの結果の一として私法に關する論究は社會學の部門の下に來り行政法並に公法に關する論究は一般に政治學の部門中に入るとなるべし、然れども法律學に於ける最近の發達が所謂私法と所謂行政法との間に到底分界線を立つべからざるを確證するに至れるを考察するときは斯の如き區別の到底成立すべからざる者なるを知るべし、之と同様に理財學の最近の發達は國家をして社會經濟の因素と親密なる關係を有するの位地に立たしめたるを以て論題に區別を立て、以て國家と社會とを對立せしむるが如きは理論に於ても實際に於ても共に妄見たるを免れず、斯る區別を爲し得るは唯夫れ吾人が社會の本然の運動並に活動に關する學問を有し、社會學が實際に主張する所の如きは可なり、而して之を國家に適用したる倫理的理想に對照し得る場合に在るのみ、然れども此問題は我輩の著書の一般に於て已に充分に説明したる所にし

て最早や此點に關して更に論すべき者を遺すとなし、實際の事實に一層接近して觀察を下さんに、國家行政の上より事物を見るときは吾人は目下社會生活の特殊の形象並に特殊の問題に接すべく、而して是等の形象並に問題を論究する學問は狭き意義に於ける政治學と見做すべき者なるべし、是に於てか政治上の活動の種々の形象を論ずる所の狭義に於ける一群の政治學を生起するに至るべし、然れども假令此事實を許容するとも政治學と社會學とを區別するの効用は唯だ特別なる學問は特別の論題を捕へて學問的の論究を爲すと云ふに過ぎず、從て此狭義に於ける政治學は以て國家を組成し以て國家を活動せしむる所の個々の制度を捕へて之を論究するを得べし、是に於てか是等の政治學と他の特別なる學問との間に問題となる所の者は後者か如何なる程度迄前者の爲めに材料を奪はるゝに至るべきやに在り、其結果國家論憲法論行政論の一定の點迄は是等の國家に關する特別の原理中より發達するを得べし、然れども此點を越ゆるときは是等の理説は最早や獨り用の用を爲す能はずして他に智識の引用を求めざるべ

からざるに至るべし彼の法律學經濟學並に萬有學がりの政治上の活動を考察する範圍に應じて或は社會學の一部たり或は政治學の二部として認識せらるゝに至るは蓋し此點に於て然るのみ。

同一の眞理は財政學に就ても適用するを得べし財政學を論ずるに當て經濟學に接近する方向は或は政治的の頂上よりするを得べく或は人民の經濟的生活の下層よりするを得べし然れども經濟學の學問的研究の爲めに要する所の智識に至ては同一にして其依據する所全く人民の經濟的生活を組成する原素を理解するに在り。

以上已に接近の路を開きたるが故に今や吾人の論歩は進んで問題の根本的原素の間に一層緊切なる關係を結ぶ所の通路に向ふべし。

第二款 財政學と經濟學との關係

第六節 茲に主張したる區別法を至當の者と斷定せんが爲めに尙數言を費すを要す我輩は已に我著書の第一卷に於て經濟の一般の理論に關し緒言を述ぶるに當り次に示す所の數章を掲げて之をして學問の一般の伍列に就か

しめんとを計りたり。

- 一。此一科の智識に於ける眞理に到達するに要する學理的方法の解明。
 - 二。經濟學と他の學問との關係。
 - 三。一體の學說の歴史的發達。
 - 四。基本の觀念。
- 是なり。

部分と全體との統一即ち財政學と經濟學との統一に就ては已に方法論に於て充分に説明したる所にして已に一般の議論を爲すに當て説示したる所を更に此特別の論點に付て繰返すの必要あらざるなり故に茲には單に以前の議論を顧指すれば足るべし舊學派の研究法に由りて演敷したる一般の理論の意義、演釋法と歸納法との關係即ち假定的知識と經驗的智識との關係及び殊に財政學の目的に對する財政歴史並に財政統計の價值總て是等の事柄を明瞭に論究せんと欲せば適當なる例證の援助を假るを要するのみならず既に我著書の一般論に於て説述したる所を想起せざるべからず乃ちに大

に前論を反復するの必要あるべしと雖も茲には單に大體に就て一般の緒論を顧指するに止め以て此煩勞を省畧して可なるべし。

我輩は此序論に於て殊に社會生活上現在に於て然るものと將來に於て然らざるべからざる者との間の關係を論ずる部分に於て大に論説を盡す所あり以て在來の謬見を一掃するの一助たるを得たるは我輩の潜在に誇信する所なり我輩は此議論に於て彼の從來斯學の論題を二元に分割し一方には歴史上及統計上の材料並にりの間に存する因果の關係を考究し他の一方に於て現今の問題の解釋に注意するてふ舊説を排斥し特別に財政學に付ても又一般に經濟學に付ても此説の誤謬あるを暴露したり此説の基く所は歴史的虛安心に在り即ち歴史上の事實に於て絶へず將來の理想に向て進行する所の潮流の存在を無視するの弊に於て之を排斥したり而して亦此説の意味する所は一時の感情に驅られて過去と未來との連續して離るべからざるの關係を忘却したる輕慢なる改革の要求に外ならざるの點に於て之を排斥したり此序論として掲げたる研究方法論は一見恰も無用の空論たるに類すと雖も能

くりの眞價值を判定するの最後の試験は則ち學問上並に實際の生活上に於ける是等の相抵排する原素を調和せしむるに在る者なり。

緒論の第二章に於て一般の學問の範圍内に於ける經濟學の地位を論じたるが如く今や吾人は經濟學なる一般の學問と財政學との關係を詳論せんと欲するなり而して之を爲さんが爲めには産業の事を論ずる學問中に於て財政學の占むる所の地を示さざるべからず乃ち之を論ずるに當て吾人は財政學の特殊なる基本の理説が恰も緒論の第四章に於て論じたるか如き部分と全體との關係を立つるの方向に適應して説明せらるゝを見るべし。

借て學問の歴史的の發達及び此問題に關する重要なる著書を示さんが爲め彼の一般の緒論に於て學問の全體に就きて必要ありしと同しく財政學に在ても亦りの特別の緒論に於て特に一章を設くるの必要あるべし。

第七節 經濟學と財政學との間の連結線は實に次の如し。

我著書の初篇に於て産業生活の原素を論じたりしが中心となる所の事實は實に人民の需要なり然れども此處に在ても社會全體の集合的需要の上に重

大なる影響を及ぼすべき因素を看過せざらんが爲め國家の經濟の需要を説明し且その重なる目的を示すの必要ありき是を以て同章に於ては一般の經濟的の立脚點より觀察したる需要の秩序的關係並に比較的重要價值をも論ずると同時に産業社會の一般の問題を考究して且つ國家歲計の特殊なる形象に論及したり。

是等の事柄は財政學を論ずる本書の第一篇に於ても之を考究する所なり第一篇の第一章は國家經濟の性質を主題として國家及び其職分を論じ同篇第六章及び第七章には國家經濟に於ける秩序並に關係及び國家の歳出並に需要の種々の種類を論ずるなり。

此外尙第一卷に於て論じたる所の者にして本書第一篇の議論の誘導となるもの尠からず即ち産業社會の構造並に活動を論じ國家を以て形而上制度の一構成分子となすが如き又社會生活の組織の主題の下に商業其他の社團を所謂る自由競争と関連せしめて説きしか如きは第一卷中に包含せる所なり而るに此二の項目は重ねて下文第一篇第一章に於て論せらるるなり。

國家の事務に於ける任意の行爲若しくは強制的行爲に關する問題は或は社團の事を論ずるに當り或は營業的動作を論ずるに當りて之を説きし所なるが第一篇第五章は亦此問題を論ずる者なりその自治政府の事を論ずるに當ては亦分業篇の議論とも関連せり。

又我著書の汎論に於て社會の群別の表題の下に國民的統一並に國際社會の發達に關して論じたる所は以下第四章に於て公共團體の構造並に關係を論ずるに當り重て討究する所なり。

最後に財政學の組織中主要なる項目を成す所の大問題即ち租稅論は已に公共團體内に價格の決定なる表題の下に一般の物價論を説くに當て適當の注意を得たる所なり。

第一篇第三章は此議論に關連して國家の歳出に供給する納付金の種々の種類を論ずる者なり而して財政學の自餘の全二篇即ち第二篇及び第三篇は一般並に特別の租稅論を以て滿つる所なり最後に第四篇を以て公債を論ずべく而してその基く所は已に第一卷に於て論じたる信用の一般の理説に在り。

我著書の一般の部分と特別の部分との關係する所は實に以上の如し。

第二章 財政學の歴史的發達

第一款 官房學及財政學

第八節 抑も學問發達の準備時代たる學問以前の時期の状態は是れ亦一般の人類の究理思想並に人生の現象を支配する進化の動かしべからざる大法の外に出でず從て之を後の時代の稍充分に發達せる状態に照すときは陋劣見るに堪へざるの結果を現するは事物自然の道理なり、高等の段階に在る人類の思想例へは自己特有の目的の爲に自發的に探究せらるゝ世界觀の如きが人智の水平線内に來るは比較的晚き時期に在る者なり且夫れ假令此點に到達したる時と雖も眞にりの存在の知覺の貫徹せる者に至ては如何なる人民の間に於ても頗る少數なるべし、自ら教育ある階級と稱する者すら其多數は智識の實用上の目的のみを究問し實地の應用到らざる場合に在ては智識の探究に堪ゆる能はず、之に反して少しにても知覺し得べき實利の存する者

あるときは毫も疑を挟むとなく熱心に信依して之を歡迎すると恰も今日の萬有學の場合に於けると異らざるなり。

故に往古の時期に在ては直接に實用上の目的に應ずる者を除くの外毫も思想上の勞働を爲すものあるなし、而して愈々智識の元初に溯るときは此目的の實用主義は益々暴露し來るなり、思慮考究は唯だ乏しき經驗の上に未熟の想像を走らすに止まると雖も是等の想像はりの目的の卑近なる實用を益々明瞭ならしむる者に外ならず。

我經濟學の發達の状態も亦斯の如くなり、殊に我輩の茲に占領する所の部分の學問に於て然り。

此學問以前の考究の時期に於ける最終の段階は實際的生活の最高機關たる國家が其目的を行ふが爲めに發達したる管理法組織の發生是なり、是れ此行政的勤務に應用せられたる最高の智識たりし者にして蓋し學問的考究に至るの道を開きたる者なり。

世に能く知られたる官房學 (Caneralistics) なる者は則ち此思想の組織に名く

る所の名稱に外ならず。

第九節 官房學の主要なる代表者たるヨハン・ハインリッヒ・ゴットロップ・フオン・ヂュスチ氏は其著國家經濟學に於てユルバートを論じて財政大臣の最大なる者と爲せり而して其理由とする所を見るに彼は能くカメラルリストの本領を現はし貿易工業を以て國家を改良し且之を富まし以て國家をして重税を負担するを得せしめ實際彼の内閣に入りし當時に比すれば政府の歳入は三倍に増加するを得たりと謂ふに在り。

總て是等はヂュスチ氏が單に其時代に勢力ありし思想を考察したる者なり、人民の富並に人民自身即ち國家の一部分たるの地位に在る者も共に全く國家の歳入の點より之を論じ人民の福利の増進は即ち國家の目的を達するの手段たるに外ならずなり、ヂュスチ氏は此根據より立論して其著書を二部に分ち第一部に於て國家の富の維持並に増大の理説を研究し第二部に於ては國家の富の正當なる使用に關する理論を講究せり、第一部中に論せる項目は政治學公共上及商業上の施政の學問並に經濟學にして第二部は官房

學即ち財政學の本論を講説せり。

是に於て吾人は廣義に於ける官房學即ちカメラルリストクサイエンス(Cameralistic Science)に對比して狹義に於ける官房學即ちカメラルサイエンス(Cameral Science)なる者を存在し且つりの財政學即ちフヒナンシアルサイエンスと同意義の文字として用ゐらるを見るなり。

此學問に於て論ずる所の主題たる事柄は次の如し、即ち此書の全部の三分の二を占むる所の第一篇は國費を辨せんか爲めに收入を獲得する方法を論じ第二篇は國家の歳出を論じ第三篇は行政即ち官房機關の組織並に經理の事を論ぜり。

ヂュスチ氏は其主要の論題たる歳入の獲得に就きて論究を爲すに當り王庫と國庫との間の法律上の區別に基きたる從來の區別法を拒否したり、王庫の歳入は重に王室所有の土地並に王室の特權より生ずる者にして特に君主の一身の維持並に國家の維持の爲めに使用すべき者なり。

之に反して國庫の歳入は公共の防禦並に公共の幸福を増進するを目的とす

るものなり、而して前者は出納大臣之を自由に處分するを得べしと雖も後者は諸階級の人民の承認を得たる租税より生ずる者なるを以て國民の代表者の監督を受くる者とす、ジュヌスチー氏の時代に於て諸國は殆んど此區別を度外視して毫も顧る事なかりしかば當時此區別はりの性質上に實質的の基礎を有せず従て國家の歳入に關する理論の上に何等の關係をも生ぜざるなり即ち國家に於て我やす所の凡ての歳入は唯だ單純普通なる一個の目的を有す即ち國家の安寧幸福の増進是なり、而して君主の一身上の維持費其他の凡ての費用と同じく皆此項目中に包括せらるゝなり。

ジュヌスチー氏説く所に依れば國家の普通の歳入を一層能く其の眞正なる性質に適合して論究し得んか爲に歳入を其財源並に目的に應じて分類するを可とせり、財源に四個あり、第一の者は君主若しくは國家に直接に附屬する所の財産、王室御料地、官有地より成り、第二の財源は王若しくは國家の主權に關連せる權利及び特權並に國家の所有する財産に附着せる權利及び特權に從屬する者なり、是等の權利は其重なる根據並に目的を公共の利福の増進に置

くと雖も之と同時に其の起す所の歳入に對して更に重要なる第二位の目的を有せり、是等はローヤルチーなる名稱を以て知らるゝ所なり、第三の財源は臣民が其私人的收入(同時に國家の集合的の富の一部を成す者)の中より政府の費用に供出する所の納附金より成る者なり、是等の納附金は上納金租税等の名稱を以て知らるゝ所なり、第四の財源即ち最終の者は或る種類の特權にして其目的は歳入を得るに在らずと雖も而かも偶然に歳入を生ずるに至りたる者より成るものなり、抑も王庫と國庫との間に形式上法律上の區別を拒否したる點に於ても將國有領地とローヤルチーとを區別したるが如きりの租税に下せる見解の奇抜なる點に於てもジュヌスチー氏は斯學に新紀元を立つるの一先導者たる者と謂はざるべからず加之理論の點に於ても氏は亦財政學の眞正なる學理的立脚點に密着なる接近を爲したる者と謂ふべし、蓋し氏は國家の富は多くは私人の掌中に存在する者なると及び此富はりの其實質を國家の費用に供するとき忽ち壞滅に歸する者なるを確信し従て此財産を假用するに當ては單に其利得のみを使用せざるべからず而して臣民

も亦りの利得を以て生活を維持せざるべからざるか故にその國家の費用に適用し得べき者は此利得中の一部分なるのみと主張したり。

ジュヌスター氏は此問題に就て組織的研究の缺乏せるを感じ氏は其著書の緒言に於て官房學が從來毫も哲學的頭腦を以て講究せられたるとなきを驚歎せり進んで之を供給するの目的に向てその職分を盡したりと雖も氏と同時に佛國の自然派學者は亦此問題に向て哲學的の論究を試み一層適切なる効果を奏するに至れり。

第十節 自然學派の租稅論も國家の需要を以て其經濟的考究の出發點と爲すの主旨に就ては官房學派の説と異なる所なし自然學派に在ても官房學派に在ても國家の理想は自己の確認を得んことを務め且つ其行政的行動を爲す爲めに要する所の歳入を求むるに在り而して此目的を達する方法として官房派學者は一國をして容易に租稅の増加を負担するを得せしめんが爲め宜しく其國の富を増進すべきことを主張せり然るに自然派學者は國稅の増加に對する反抗運動たるの結果として斯る増加の必要を否定せり然れども此

事に關して是等の學者は常に能く撞着の諍を免れたるものに非ず例へばチルゴー氏の如き公共の教育に於ける國家の義務に關して濫費なる意見を抱持し此點に於て氏は近世の社會論者に伍列する者なりと謂ふも不可なきなり自然派學者は一國々々の場合に就ては課稅の必要を認識し假令その負擔を増加せざる迄も少くも在來の歳入に減却を生ずるとなからしめんが爲め一國の産業を強大ならしめんと欲したりしなり故に是等の學者は恰も私人的營業に於ける敏腕なる支配人の如き精神を以て事業より出來得るだけ高くして且つ永續すべき純収益を得んとを務め而して此目的を達せんが爲めその部下の生産的勞働者殊に其職工に對して爲し得る丈の温和なる對遇を施さんと欲する所の君主の如き眼光を以て國家の産業を見たる者と云ふべし此生産的動力に繋連する者は其何たるを問はず之に犠牲を要求するは心然集合的の生産力を減損するの結果を生ず是に於てか租稅の見解は次の如くなるべし即ち其主旨とする所は生産の進行上に以上の如き擾亂を來すを避けんが爲め單一稅の方法を以て直接に産業の餘剩的の生産物純生産物

の上に負擔を課すべしと謂ふに在り、此見解に由れば生産者の身上の必需品に課する所の租税は彼の原料品又は通信機關並方法に負擔を課して以て生産の進行を妨ぐる所と租税を判断すると同一の論法を以て有害なる者と断定せらるべきや明なり、然るに此見解に由れば生産の原素の中には地主を除くの外苟くも産業に従事せる凡ての人民を包含するが故に此見解に基く所の租税政畧は凡ての間接税をりの種類の如何に論なく一様に排斥せざるべからず、而して獨り正當なる租税として國家の需要する資金を供し得べき或る種類の直接税を存在せしめんが爲め茲に純生産物の理説を詳にするの必要を生ずるに至れり。

抑も此純生産物論に具有する所の哲學的銳眼が如何にして初歩の論理を有する赤裸なる經濟學の掌中に在て創造的の動力となるに至りしやを注意するは斯學の發達を簡單に觀察するの目的に取て重要なる者なるべし、蓋し生産作用なる感念の周圍に集まる種々の基本の原則を發表するに至りしは此時を以て始めとなす、而して新に改造したる租税政畧の實際上的問題は斯様

にして財政並に産業の新學問の出生を速ならしめたり。

自然派學者の取る所の本來の説に依れば産業の利用し得べき純生産物は全く土地私有者の地代に在りたり、其後半世紀の進歩を経て稍々改良せられたる説に依れば純生産物は地代及び利潤に在りたり。

更に半世紀を経過するや此説は産業を以て只租税負擔力の發生の爲めにする勤勉なる作用なりと思惟したる從來の見解を一掃したり。

換言せば此純生産物の學説をして學問の目的の爲めに効益を致さしめたる後に於て斷然廢棄したりしなり。

第十一節 此最初の學派の考究に影響を與へたる彼の實際上的問題が經濟學に賦與するに彼の租税論を以てし且つ久しき時代の間此論を保持せしめたるは素より疑ふべきにあらずと雖も尙此學派をして重要ならしめたる所の一層有力なる因素あり、他なし、此經濟學の發出したる源泉たる所の即ち經濟上並に財政上の考究を其内に併合せる所の彼の哲學的考究の一體即ち是なり、實際的智識の進歩の外に新學問を創建するに至りし此一層高等なる因

素即ち此新學問を養育したる所の母たる此學問は實に經濟學の最初の學問的組織の發生するに當て極めて重大なる職分を盡したる者なり。惜て斯の如く新學問の建立を助けたる者が此場合に於て形而上哲學なりし事實は則ち此新學問が能く整頓せる租稅政略の範圍の外に亦之と全く異なる他の論究の範圍に接觸したるの結果を生せり、是を以て能く斯學起源に溯て考ふるときは彼の經濟社會の組織並に作用を以て研究の主要なる目的物とし財政はりの區分の一たるに止まる所の而かも十分なる且つ明確なる承認を得るに至る迄一世紀を要したる所の彼の廣濶なる見解を認むるを得べし。學問上に斯く一時代を作るが如き大影響を及ぼしたる者は素より獨り佛國の政治哲學並に形而上哲學のみに限らざるは言を俟たず、近接の關係を有せる英吉利憲法形而上哲學も殆んど同時若しくは稍後れたる時代に於て亦同様の勢力を及ぼせり、アダムスミス氏の著したる國民の富の性質並に原因に關する論究(一七七六年)は財政學の地位を經濟學の組織中に置けり、此位地は爾來一百年間に保持したる所なり、然り而して此著書に於て取る所の議論

は自然學派の議論に比すれば穩和にして保守的にして且つ能く其時代の事實に適合したる者なり、財政説に付てりの論ずる所亦當時存立せる事物の實狀に適應するのみならず今日各國に採用する學説の骨髄を包含せり。獨逸に於ける學問の理論上の構造はりの特徴とする所蓋しカマル學者の遺物と新學説とを結合したるの事實に在り、試にジュスチー氏の財政學と其より殆ど八十年以後に公にせられたるカール、ハインリッヒ、ラウ氏の財政原論(一八三二年)とを比較し又此後の著書を同著書の最終版の者(一八六四年乃至一八六五年)に比較するときはカメラリストの遺物が實際其形を變せずして一百十年間の時代を繼續したるを見るべし、アダムスミス氏の唱へたる重なる原理が是等と並行して其地位を占め加之之を以て主體の原則となし居るは素より疑はず然ども財政學の基本の原則が實際の事實に接近し即ち往時の官房學の實驗説に接近するの傾向あるは是れ一部は是等の原則其物に理論説の漸次に衰へたるにも依るべしと雖も亦官房學其自身が其實質中に理論時代の空理論の多分を併合したる事實に基因せずんばあらず、即チユス

チー氏の説く所を見に氏は其財政學の緒言に於て君主が如何なる種類の商業若くは事業に關しても身上の利益を有すべからずと云を以て自明の理なりと主張し(第二卷六三頁)又無報酬の司法行政を辨證し(第一卷一一八頁)且嚴密なる意味を以て財政上の王權を批難せり而て唯だ附屬的の財政上の目的が公其の福利を計るを主旨とせる制度に附着し得べきとをのみ許容すべし。

第十二節 獨逸に於ては彼のカント派の學者なるルドヴィッヒ、ハインリッヒ、フホン、ヤコブ氏(國家財政論、一八二一年)に由て代表せらるる所のスミス學派の絶對的獨斷說に對照して十九世紀の學說の發達に於けるカメラリスチックサイエンスの影響を考ふるときは頗る大なる價值を現はす者なり而して之に關連して注意すべき著しき事實は學問の爲め有益なる任務を盡したる人々が何れも實際の財政家にして其時代の實際の生活を基礎として此論題に接近したる者なること是なり、今其例を擧ぐれば公債を論せる著書(一八二〇年、第二版、一八二九年)を以て名あるフリードリッヒ、ニベニウス氏、パーテンの政治家なり、フホン、マルカス氏(財政學及財務行政論手書、一八三〇年)も亦

同じく「ワートンブルヒ」の大蔵大臣なり、ヨット、ゲー、ホフマン氏も亦普國の國務大臣なり、又カール、フホン、ホック氏は奥國の財政家なり。

ヨット、ゲー、ホフマン氏の場合に於て著しく顯はれたるか如く廣濶なる實際論が十八世紀の學說に代て勢力ある地位を占むるに至りしは蓋し實際の經驗に由て與へられたる此等の影響に謝する所なくんばあらざるなり。

然れども斯の如く理論主義及び經驗主義の間を動搖する間は學問の發達尙未だ幼稚なる者と云はざるべからず、抑も進歩の真正なる原素は一方に於ては前世紀の幼稚なる學問に哲學的の基礎を與へたるに基く所の廣濶にして且つ深遠なる効果に於て之を求むべく、他の一方に於ては財政上並に政治上の實際に於ける材料が改良したる管理法の適用に依て活氣を與へられたるの事實に於て之を求むべし。

我輩は茲に再び我著書の總論並に其緒言中に説きたる著書年代録に關する議論を指示するを以て満足せざるべからず、茲には唯だ財政學に關する近代の著書の特徴を極めて簡單に論究するを得るのみ。

第二款 近世の財政學

第十三節 吾人は先づ第一にロレンツ、フホン、スタイン氏を説かざるべからず。

今ケー、ハー、ラウ氏の財政論と之に代らんとしして著はされ實際或る範圍迄は之に代るを得たる所の彼のスタイン氏の財政論(一八六〇年、第五改版、一八八四年乃至八六年)とを比較するときは兩者の間に存する差異の大なるを實に吾人の想像に遠はず、凡り著書はりの撮要の書たるを將た其他の書たるを問はず確然判定したる斷案を下さんとは到底望むべからざる所にして唯だ近似的の信實を以て比較的確定したる形狀に於て承認せられたる一體の學說を示すを得るのみ、ラウ氏の著書の長所とする所亦茲に在り、初學者は學問の深遠なる問題に付て全く意を注がざるか然らざれば全く之を知らざるか故に此著書に説ける冗長なる説明即ち容易に理解し得べき分類並に明瞭にして悟り易き平凡なる眞理を説明するに當り徒に實際の事實に關係して立法上並に統計上の材量を引證して煩勞なる説明を加ふるか如きは蓋し初學

者の信依歡喜して迎ふる所とす、此著書は實に讀者の常識を以て最も熱心に迎ふるを得且つ最も容易に理解し得る所なり、讀者は嚴烈なる腦力を費やすの必要に窘むの機會を有せざるなり。

之に反してロレンツ、フホン、スタイン氏は其他の人々よりは一層判然として以上と全く反對の種類の撮要書を著作したるものと謂はざるべからず、此書物の價值ある點は從來の論究の結果を集合して之を反覆説明するに存せず氏は寧ろ此撮要書の形を利用して或る大膽なる創作的事業の爲めにする一の道具となし遙に學問的定説の説明の範圍を越へて新に獨立なる學說を立てんとしたるなり、斯る組織は或る部分に於ては火細工の觀を爲す所の根花の一時炫光を放ちて忽ち暗黒となりたるに比較するを得べし、スタイン氏の學說的建物は毫も安然並に居住の感念を起さしめざるものなり、蓋し建築師自らが直ちに之に代置するに更に一層大膽なる方法を以て企畫せられ更に一層疑問的性質を有する所の發達を以てすればなり、氏の積極的事實、文學、立法、統計に關する論究は尙更に安全なる感覺を起さしむるものにあらず、是等

の詳細の事柄は亦一の大膽なる打撃に依て排列せられたる者なり。然り而して吾人若しロレンツフォン、スタイン氏を以てケー、ハー、ラウ氏に代ゆるの至當なるを疑はんか吾人は凡ての學問我が財政學をも含むの發達に關する凡ての知識を空ふして只其虚飾なる感念を得るに止まらざるべからず、素より此著書に於て舊組織に代て新紀元を作るべき新組織を立てたるものにあるに非ず、然れども之に由りて斯學問に醗酵作用を起さしめ此作用は過去の時代に於て盛んに行はれ今日に至る迄スタインの著書を熱讀する者を激動せしめざる迄も之を刺戟するの影響を有せり、殊に特異の事實とすべきはスタイン氏の晩年並に以後に於ける氏の著書の改版が同様の事情の下にある他の著述家と全く反對の結果を現せると是なり、己に到達したる真理を一層確定し且つ之を援護する代りに此場合に在ては絶へず其組織を擴張せり、元來は全部一卷より成りしが後忽ち二卷となり遂に四卷に發達せり、之と密接の關係を有して尙此著書の範圍を擴張して單に夫れのみを考ふるべき稍々疑はしき價值を有し又撮要書の目的に關して考ふる時は更に一層疑

はしき價值を有する者を加へたるの事實あり、其結果として其論者中に些細なる事柄を誇大に説明するが如き又往々十分疑問に屬する者を輕斷し去るが如きとあるを見るなり。

我輩の以上に論辨したる學問の觀念に依れば財政制度と國家との間には深奥遠大なる關係を有するものなりと雖も之が爲め右に擧げたるが如き財政學の説明が一般の經濟的考究の範圍中に混融せらるゝを要するものにあらず、是れ寧ろ過度に組織的に流れたる徵として見るを至當とす、蓋しスタイン氏が國家と社會とを對照する一般の問答的方法に合當して社會經濟行政學及び財政學を別々の問題として論じたるが如くに經濟に關する各新學科を獨立なる廣濶なる基礎の上に立つるときは學問の發達殊に學問の撮要の目的に混亂を及ぼす者なればなり、且つ此方法は同一の觀念を議論の異なる部分に於て異なる價值に用ゐたる所あるを以て一層その明瞭を缺けり、財政制度と財務行政との間の區別は「財政學」の最近の出版に於て大に重きを置ける所なるに此區別はスタイン氏並に其他の學者の普通に承認する國法と行政との

觀念を通じて無條件に横貫するを許せるが如きは其一例なり。

我輩は茲に再び既に法律と經濟との關係に關する論究の範圍並に方法の性質に付て謂ひたる所の者を指示せざるべからず、抑も大言麗語の多きに過ぐるより生ずる雲霧に對して吾人の研究の地歩を確保し得んが爲めには吾人は只研究の原素を明瞭冷眼に理解するを得ざるべからず。

第十四節 スタインの著書と同時に現はれたるカール・ウンペンハットの財政學教科書(一八五九年一六〇年)に付ては簡單に之を掲ぐるを得るのみ、此著書は從來の定説に對し多くの點に於て痛切なる攻撃を加へたる者なり(王權論の如き其一なり)。

アドルフ・ヴグネル氏の著書は其外形に於て直接にラウ氏の著書と連結せり、ヴグネル氏はラウ氏が著したる『財政學』(一八七〇)の第六版(著者の死後に出版せられたる)の増補改正を委任したる者の一人にして抑も財政學が一般の經濟學と一層親密なる一層深遠なる關係を有せざるべからざると及び此目的を達せんが爲には經濟上の實際の事實を深く探知せざるべからざるとを確信する

の深きに至ては以後の獨逸經濟學者の中ヴグネル氏に及ぶ者なかるべし。此著書に包含する學問の改造はロレンツ、フホン、スタイン氏の企てたる所と全く異り一般の政治學の性質を帯べる所の廣濶なる組織を立てんとを計りたるに非らずして其求めたる所は寧ろ經濟に關する一般の學理の組織を全く改造せんとするに在りき、此種の學理に就てはスタイン氏は其著書の及ぼしたる間接の影響を離れて別に之を變更するを爲さざりしと雖も亦之が爲めに自家の説に影響を及ぼすを許容せざりしなり。

官房學の從來の主義即カメラリスト的の治醫的熱練を以て自ら満足する主義と大に社會主義の臭氣を帯べる新精神の勃興との間の衝突が一家の中に和熟するに至りしは實に著しき調和なりと云はざるべからず、ヴグネル氏の力を用ゐたるは専らラウ氏の著書を改訂増補するに在りしが之が爲め新に獨立なる財政學を立つべき新基礎を見出すの必要を感ずるに至れり、是れ蓋し全く新時代の特徴なり、一般の原理に於ける此著書(一八七五年に第一版を刷行し一八九二年乃至九五年に第三版を發行す)の未だ全く完成するに至ら

ざる中ワクネル氏は更に他の財政學の著述に力を用ゆるに至れり、此著書は深大廣濶なる基礎の上に企畫せられたる者にして即ち一般の問題に於てはラウ氏と全く異なる所の見解とラウ氏の著書に於て最良なる者即ち一著書を作する至る煩勞なる編纂及び耐忍なる應用と及び之を改良増長したる者とを結合せんとする者なり。

之に附加して謂ふべきとは彼のシェーンベルヒ氏の經濟學手書一八八二年、第三版増補一八九〇年乃至九一年が諸々より材料の供給を得たる者頗る多しと雖も就中ワクネル氏に超ゆるの有力なる支持者あらざると是なり、直接租稅論及び公債論其他信用論銀行及び保險論の大著述に對して無慾なる幫助を與へたるに當て自己の財政論を更に一層完璧なる大著述たらしめんとするの念は常に絶へざりしなり。

斯の如くにして組織の主要なる基礎として氏のGrundlagen基本論を算入する時はワクネル氏の財政學は其卷積に於ても又著者の勞力に於ても同問題の著書中に比類なき大著述となるべし、今や只著者が速に此大著作を完結し而して後其

基本論に據つて氏の著作を草するに至らんとを俟つべきのみ

已に公にせられたる者のみを云へば其第一篇、第二版、一八七七年、第三版増補修正、一八八三年は緒論、財務行政の組織論、財務上の需要論、産業財政制度論を包含し、第二篇(一八八〇年)は手数料論及び租稅の一般の原理論を包含せり、第二版増補一八九〇年、第三篇は諸國に於ける課稅の歴史を論じたる者にして三回(一八八六年、一八八七年、一八八八年)に分て發表せられたり、是等の内に重なる國々の租稅制度を詳論せる所に依て之を判するに此著書の完結に至るは尙未だ遠しと謂はざるべからず。

第十五節 是より先き我輩が早くウイヘルム、ロツシユル氏の著書を記載せざりしは寧ろ形式に拘泥したる者にして決してりの性質に基きたるに非ず、蓋しロツシユル氏の著はしたる經濟學全書は其中に財政學を包含する者なるが其第四卷及び殆ど最終の卷の世に公にせられたるは全く最近の事に屬せり、尤も第一卷は千八百五十四年に公にせられたる者なり。

ツーリッソヒの都下ジール河の水はトマツト河に注合せり然るに此二流は合

したる後と雖も各々同一江流の兩側を擁して奔り久しき間互に其水色を異にせり、實際上並に學問上の發達進歩に由りて生ずる同化融合の作用亦之に同じ、ロツシエル氏の著書に於ける傳統的半英國主義半官房主義の學說と新に得たる歴史的研究所の原素との接近は殊に驚くべき者となす、千八百四十三年の基本論第一卷第三篇に於て見る所の未解の問題は今日に至る迄依然として未決の問題として残り、其の包含する所の者の發達は之を後の時代に譲れり、此點に於て研究の問題となれる者と並に未だ研究せらるゝに至らざる者とは併せて現著書の第一卷に於て畧説したる所なり。

ロツシエル氏の『商家用教科用財政學全書』は其經濟學全書中之に先づ所の第三部の場合に於けるか如く廣く社會の需要を被り最初の出版の後忽ちにして再び第二版を出すの必要に迫れり、然れどもロツシエル氏は尙其緒言に於て自ら敢て安進したる所以を辨解するの必要を認めたりしなり、蓋し當時ロレンツ、フホン、スタイン氏、アドルフ、ワクネル氏並にリルア、ポリユー氏等已に著作上の市場を占領し居ればなり、若し此著書にして右に擧げたる諸家の舊

書に對比するとき果して能く歴史的研究所法中に包含せる萌芽を助長して適當の發達を爲さしめたる者なりとすれば、著作市場の點より見て決して斯る辨解を爲すの必要あらざるべし。

然れども不幸にして事實は然らざるなり、此著書は亦多くはカメラリストより傳承せる所の舊時の區別法並に論究法を採用したるを敢て同全書中の他卷の書に譲らず否、寧ろ之より甚しき者ありたり、多くの場合に於て此著書の特質とする所は重に其中に包含せる註解の上に存せり、其特徴は撮要書的の從來の方法を以て諸種の材量の中より取りたる整然たる引用の多きに在るに非ず、却て論究の方法牽引的にして慨博なる材料を引きてカメラリストの格言の下に包容せしめたるに在り、抑も氏の才力を此方面に適用するは最も適當なる者なるべしと雖も、氏の勉強力を學問の新思想並に新問題に適用するに至ては氏の盡力は素より尊敬すべき注意を値すべきも其結果より見るときは價值の常に勢きを云はさるへからず。

此著書の長所の中に記載すべき者は其性質最も中等の知識を有せる者に適

當せると是なり此書は今後と雖も暫くは繼續して初學者の教科書たるの効益を致すとを得べし。

第十六節 吾人今や特別に單純なる問題を論せる著書並に撮要書に注意せんとするは是れ學問に與へたる凡ての卓越なる効益を算ふべき吾人の責任の一部分たるのみならず此種の著書に於て盛に良著述出て益々其種類を増加せんとするは是れ又活潑なる進歩的學問の發達殊に我が經濟學に適用せる最近の探究方法に關連せる著しき特殊の事實なるべし先づ第一に出版の時日に於てもりの包有する見解の點に於ても舊き時代に屬すべき二三の著書を擧げざるべからずケー、ゲー、クリースの難勞なる著書の如きは其一なり、氏は租税に關する基本の原理を深く研究し先輩の及はざる所を考査せり例へば彼の地稅論の如き又之と同時日に出てたる英國の地方稅ニューヨークの財産稅普國の所得稅を論したる論文の如き然り氏と同一の精神にて氏の事業を繼きたる者をマフ、ジェー、ニューマン氏となす氏はクリース氏と同様の勉強同様の識見を以て著述の事に從へりと雖も不幸にして其著書の形は

大に理解し易からざるものなりき。

斯學發達の近年に於ては重に歴史的性質を有する著書を出せり特に記すべき者はグスタフ、シモーレル氏の普國財政史論なり又グスタフ、シエンベルヒ氏の「十四世紀及び十五世紀に於けるパセル市の財政事情」を擧ぐるを得べし、カール、ブユーヘル氏の著書は未だ完璧に至らずと雖も其中大部なる一卷は已に公にせられたり「十四世紀十五世紀に於けるフランクフルトアムマインの人口並に社會論」但千八百八十六年刊行將に公にせんとする第二卷第三卷は特にフランクフォートの記録局の書類中に在る財政史上の事實を詳論する者なり、歴史的研究の外尙財政學に有益なる効益を與へたる者は統計なり、或る方面に於ては政府の材料は頗る効用を爲したる者とす例へばエルンスト、エングル氏の「普國統計局雜報」に於ける事業の如き又ヘルフルスの關係せる普國社會統計に於ける事業の如き又萬國統計會議に於て行はれたる事業の如き即ち是なり、要するに統計は今後大に遠大なる理想に達するの望あるものと如し現にケー、ブユーヘル氏は彼の統計と歴史とを結合したる方法を用る

フランクフォルト記録局に於て豊富なる材料を示さんとを宣言せり。

第十七節 凡う特別の學問の發達に於ける最も著しき傾向は常に定期發刊物の上に發表せらるゝ者なり、經濟學の場合に於ても亦然り實に我經濟學の映盛なる生長は直接に我定期發刊物の上に反射せり、從て本書に論ぜんとする財政學の如きも亦之が爲め著しき程度に於て其活氣を現はせり。

經濟學並に政治學に關する定期發刊の雜誌は獨り活氣發達を證明するのみにあらず(ヨハン、コンラッド氏の發行する經濟統計年報、グスタフ、シモーレル、氏の發行する獨逸帝國法制治年報、アルベルトシャツフル氏の發行する國家學雜誌、グスタフ、シモーレル氏發行の國家學政治學研究會報)既に著しき分業の行はれたるを示す者としてゲオルフ、ジャンツの發行に係る特に財政學に關する特別の雜誌、財政雜報(一八八四年始刊)なる者あり、其他尙獨逸帝國法制統計年鑑あり是は定期發刊物の形に於ける繼續的編纂にして同時に課税並に關稅に關する種々の事實を掲げ亦學問上の議論を載する者なり、後に擧げたる雜誌の事業とする所は獨逸帝國の立法上行政上の事情に其範圍を限り同

時に帝國內に起れる各種の事物に付て或る注意を與ふるに在り之に反し財政雜報は一般の論點若しくは特別問題の論究に依て重なる國々の財政上の事項に關し絶へず概括の見解を示すを主旨とする者なり。

其他學問發達の有益なる補助となりし者は定期に發行する所の手書にして簡単に年々の財政統計上の事實を示す者是なり、コッター氏の『系統年曆』並に其有名なる『外交統計雜誌』の如きは其一にして、其他近年に至りて獨逸帝國の統計局の出版に係る、獨逸帝國統計錄なる者あり、是れ先に英國にて發行せる合衆王國統計抄録に倣ふたる者にして簡単に獨逸の政治上財政上の重要なる事實に就て其大要を示す者なり。

第十八節 一般の經濟學に關するよりは殊に財政學に關しては現今他國に有する其著書が獨逸の著書に比して大に遜色あるを見るべし、是れ獨逸に於て學問の先進したるか爲めなるべし、彼のカメラリスチックサイエンスは斯學の爲め廣大なる研究の範圍を與へたる者にして此廣大なる原野は以後の學問的運動の教導の下に大に歴史的哲學的の深さを以て開拓せられたる者

とす。

抑も最始の時代より之に次く時代を通して即ちアダムスミス氏の研究よりジョン・スチワート、ミル氏の研究に至る迄一百有餘年の時代に於て英國の經濟學財政學を論ずると營に之を一小附録となしたるに過ぎざりしなり、是れ人の能く知る所なり、蓋し最も著しき事實は記載するに足るべき財政學に關する著書の英國の國語を以て書かれたる者爾來(一八八九年)未だ曾て存在せざりしと是なり、但し財政史に就てはシンクレア氏及びドゥエル氏等に依りて著しき著書を出せり、此點に就て最近の英國に於ける經濟學の傾向を見るに將來大に望を屬するに足る者あり、米國は怠らず斯學を研究し且つ喜んで獨逸に於ける於ける學問の發達に分與し人民の爲め學問の爲め好影響を受け居れり故に必ずや將來に於て良好なる果實を結ぶを疑はず、現に已に或る卓拔なる著書を出せるに非ずや、殊に此傾向を證明する者は米國の諸々の學問に熱心なる地方に於て新學問雜誌の盛に發せらるゝの事實なりとす、即ち政治學季刊雜誌(コロンビア大學政治學委員の發行する所にして千八百八

十六年の始刊に係る)なる者あり、之は一般に政治學に關係する者なりと雖も亦同時に經濟上財政上の事項を掲載せり、又米國經濟學會報告なるものあり、同じく千八百八十六年に始めて發せられたり。

又季刊經濟雜誌あり、ハーバート大學の發行する所にして同じく千八百八十六年の始刊に係り。

獨逸の學問が米國の學生に及ぼす影響の頗る良好なりしと同じく、伊太利の學生に及ぼしたる勉強心を挑發したるの効果も亦尠からざりし、伊太利は學問の準備時代の長きと大學校其他の學校の數の多きとの利益を有せり、是を以て久しき以前より殊に近時に於て豐盛なる文學上の産物を出せり、然れども新伊太利に於ける新學問の最も著しき特徴は、その類に獨逸學派を學ぶと是なり、伊太利人は一般に獨逸の國語に通じ、獨逸語の知識を得たるは伊太利學生の幼稚なる時代に於て重に獨逸に住居したるに依り、能く之を讀み能く之を書くに慣れたり、又能く獨逸の著書を研究せり、是を以て伊太利人は正實に獨逸學派の研究法を採用し、獨逸の學說に同化するを得るなり、到る所

に得らるべき最良の結果を隔意なく採用するは多くの他の場合に於けるか如く此場合に於ても其結果遂に自ら獨立なる基礎を立つるを得るに至るべし、近世の獨逸の技術に於てりの廢頽して振はず真正なる趣味を失ひし時代は他の時代他の人民より模範を假るの時代に遷り是に於て墮落したる趣味は漸く自ら振興し遂に自家創建の特長を發揮するに至れり。

伊太利の學問亦之と同じく今盛に外國の模範を取ると雖も不日必ず燦爛たる功業を立て、自ら報ゆるの機あるべし。

前に記したる北米の諸雜誌の現出と同時に之に似たる而かも一層廣濶なる斯學の機關雜誌の伊太利に現はれたるは蓋し著しき事實とす此雜誌は即ち『經濟雜誌』(アルバート、ゾルリ氏の發行に係る)にしてワヅネル氏の門人カローフェラリス氏専ら主任として此事業に當れり。

第十九節 吾人は經濟學の發達上に於て佛國の占むる所の特殊の地位を知れり、蓋し吾人は既に經濟學の沿革の主題の下に其最舊の自然學派より下て社會主義並に最近の學問的運動に至る迄の變遷の大要を觀察したり。

然れども財政學に關しては一般の經濟學を離れて特別の事情の特に影響を及ぼせる者あり。

一般の經濟學並に之に伴ふ財政上の考究は佛國に於ても英國に於けると同じく共に未だ舊學派の套を脱するを能はず、然れども其地位大に英國に於ける者と異れり、佛國には多數の教育ある行政官吏ありて行政制度の他の科目を論せる者と同様の性質を有せる財政上の著書を存するは一に此輩の力に依れる者とす。

是等の著書は勿論編集と真正なる學問との中間に位する者なるべし、我輩は茲に經濟學と法律及行政法との關係に就て已に云ひたる所を指示するを得べし、然れども是等は學問と實際の生活との間に命脈の關係を立つるの準備事業として能く効を奏したる者と認むるを得べし、而して如何なる場合に於ても之を英國に於けるが如き兩者の間に懸隔せる溝渠を存せるに比すれば大進歩なりと謂はざるべからず。

特に佛國經濟學者の財政學に付て論述せる所近年リルア、ポリユー氏の爲し

たるが如き者に就て之を見るに此論述の結果は財務行政に於ける實際の事實と舊學派に特有なる理論的の見解とを結合したる者に外ならず然るに斯る結合は往々にして極端に趨り其實際の事實と正系學派的財政制度とを調和せしめたる者の中英獨に於ける同學派の經濟學者の信じて以て全く兩立すべからざる者と爲せる者尠からず(煙草專賣法の如き即ち然り)而して又反對に佛國の經濟學者はりの立法部の制定せる法律及び凡て左黨に超過して勢力を占むる所の多數黨の議論に調和し却て英獨に於ける正系學派の久しき以前より信用せる租稅制度にして此點に於ては同一學派の論據より異論なき者と爲せる所に反對するの傾向あり所得稅の如きは其一例として引くを得べし。

斯る矛盾を生ずるは蓋し一種の思想の慣習に基く者なり、斯る慣習は識量狹隘にして自國の境界を越ゆる能はざるを示す者なり、究理の能力を欠闕し實際の事實を基として一般の眞理に到達すべき推理の能力を欠闕するを示す者なり、若しくは現在成立せる所の者は凡て正當にして又正當ならざるべからずと云ふを議論の根據とせる實際家の淺薄なる見解に等しきのみ、

斯く特質を説明したる佛國經濟學の著述に就ては特に次の著書を挙げん
 エスキール、デ、パリュエー氏著『佛國及外國歴史經濟政治上より觀察したる租稅論』千八百六十六年再版四卷

ポール、リルア、ボリュエー氏著『財政學』千八百七十七年出版二卷

アーメ氏著『海關稅及商業稅則論』千八百七十六年出版二卷

ヴァトリン、エト、パットビー氏の著述に係る『佛國行政法』第一篇行政組織第二篇行政事務財政工部(千八百七十六年)

エル、フォオーヨー氏及びア、ランジャレー氏著『レオン、セー氏校閱財政字書』千八百八十七年印刷に附し今日殆んど完成せり

此種の大部の著書に關する概念は市町村間接消費稅に關するパロン、フホンライツェンスタイン氏の文章並にワクテル氏の財政論(千八百八十九年)第三卷に於ける佛國租稅論の章に就て見るを得べし。

第一編 公共經濟

第一章 國家及び公共事務

第一節 國家の進化

第二十節 社會生活の歴史的觀念が自然權利の説に打勝ちし場合多かれども國家の起原に關する議論に於ける程完全に打勝たると少なし固り歴史學派の得意とする夫の有機體的生長の譬喩を文字通りに極端に解す可らざるは言を俟たず且又知識の或る發達の程度に達したる後に於ては契約に由て國家の基礎を定むると言に出來得るのみならず歴史上の事例又之を實行したるとあるを疑ふべからず然れども是等の駁論は未だ以て本議論の骨髄を動かすに足らず抑も骨髄の事實とする所は自然權説に包容せらるゝ抽象的觀念の要求するが如き意味に於ける『契約』が未だ社會に出現せざる以前即ち詳言せば人民の知識が斯る發達せる政治組織の理想を理解承諾し得るが

如き程度に發達せざる以前に於て既に久しく本然的結合が進歩の自然の勢に迫られて發現したると即ち共通の危險及び共通の敵に對して自ら保護せん爲め親族の互に結合するに至りしと是なり

是れ總ての國家の組成に於ける基本の事實なり凡う各生物は危險の原因たる凡ての他の者に對して自ら防護する者なりと云ふ自己保存の原則は血縁の關係に依て結び付けられたる個人の間存する自然的の結合作用に由り共同生存の防護の爲めにせる一致共同の運動に導く者なり。

爾來國家發達の長き進行中に通過したる凡ての事物は皆遂に此基本の事實に溯原するを得べし高度に發達せる文明國は今日と雖も尙共同防禦及び共同兵力編成の必要の絶ゆるとなき所以の本原たる基本の要點に關して國家幼稚時代の形跡を脱出し得る者一として之れあらざるなり。

然り而して此基本の事實に於ては凡ての元初の政治的團體に於ける元始の民主的性質を示せり是れ國民的の特質に非ず又之に由て或る人民を他の人民以上に區別し得るが如き者に非ず我か歴史派學者が此特殊の性質を以て

羅馬人及び日耳曼人の特質なるを見出すを歎ふ者なるにも係らず明白なる理由に依て以上の見解を承認したり。

實に民主的性質は一般の有効なる原因に因り一般の必要に迫られて生したる者なり、例へばヘンリー・エム・スタンレー氏の如き亞弗利加旅行者の亞弗利加内地の人民に關して物語れる其傳統せる人種の點に於て爾後の知識發達の點に於て差異の莫大なるにも係らず此基本の民主的性質に關しては羅馬人及び日耳曼人の發達の最古の程度に於て吾人の知る所と符合せるなり。

故に日耳曼人に就てタシタス氏の語る所は國民的分界線の如何に關係せず真理たるを失はざる者の一にして其骨子に於て鑄型的の事實を記載する者と謂ふべし。

吾人は是處に國家なるものは人民及び軍隊の生活せる合一體なるを見るなり、軍隊は是れ人民の武装したる者に外ならずして、人民亦常に武装せるが故に集合して軍隊を組成せり、是を以て軍隊を意味する所の言辭は之より後の時代に於てすら尙軍に人民を指すの言辭として用ゐられたり。

武器を携へたる是等人民は群集して衆民集會を成し武器の使用の外に元初の社會に於ても必要なるべき種々の事務を經理せり、戦争若しくは和睦の決定犯則者の處罰等の如き事務即ち是なり、重要ならざる小事件のみは主領單獨に之を決し、重要なる事件は皆人民全體の集會に依て之を決せり。

斯く社會の各員が公共の事務に參與すると夫れ頗る深切なり故に人民の生活的運動は全く戦争と及び衆民集會とより成る者なりと謂ふも過言に非ず、而して其睡眠し食事を爲し休息を爲す間は家事並に田圃の事を一に女子老人及び幼者に放委せり、斯の如きは實に是等の人民の生活なり。

第二十一節 財政學に對する誘導的の一議論として此政治組織の元初の形態の意義は次の如くに解示するを得べし。

曰く是れ公共的義務の胚珠的形態なり即ち分裂作用に由り發達せる公共經濟の種々の原素を生長せしめたるの萌芽は即ち此内に包含する者なり。

第一に斯る根元的社會の状態に在ては人的の因素は未だ物質上の因素と離るゝに至らず社會の各員は軍隊に於ける人的の役務を供するのみならず亦

共に兵器装具其他一切の必需品を戰場に携へ行けり、蓋し社會の各員が壯年に達するや公共的威嚴及義務の證據として即ち國家の一部一分となりたるの證據として人民の集會に於て公然武器及び装具を附與せられ爾來之を其所有物として携帶せる者なり。

第二の事實は此第一の事實に密接に關係する者なり。

社會の事務に於ける人民の干與は當時未だ一方に於ては名譽及び特權と他方に於ては負擔若しくは義務の二つに分割せらるゝに至らず、抑も公法は其個人に附與するの權利は同時に義務にして凡ての義務は同時に權利なるの事實に由て私法と區別する者なるは吾人之を法律學者に聞く所なり、事實よりは寧ろ或る承認せられたる理想の要求に因りて指導せらるゝ所の國家の抽象的觀念より之を見れば是れ近世の國家の人々には頗る容易に理解せらるべき最も明瞭なる區別を多少塗抹する者なるべし、元初の國家に於ては此區別は殆んど存在せず若しくは極めて微に之を知覺し得るに過ぎず、國家が依て以て生命を維持する所の人民各員の活動に於ける大職分即ち軍事上の

役務及び衆民集會は當時の發達の程度は於ては尙特權にして同時に義務を兼ねる者なり、集會の開議は人民の指定の時期に精確に參集せざるが爲め二三日間遲延するとあるべし、タシタスの説に依れば是れ放逸にして制裁なきの結果たる訓練缺乏の證據なり、然れども是れ以て反對の證據を示すに足らず、當時の自由民の衆民集會に參與するの意義は其名譽にして且つ負擔を兼ねる者と思惟せられたるの證據として解せざるべからず、後の時代に於て吾人は日耳曼人の法律が衆民集會に於ける缺席に對して嚴罰を課したるを見る、其遺物は近世に至る迄尙殘存する所なり、然れども是れ假令名譽及び特權の原素の價值の減少したるを示す者なりと雖も亦是れ前と同一の結論を證明する者に外ならず。

第二十二節 最後に存する第三の事實は吾人若し最も廣き意味に於て言辭を使用するを得ば、國家の事業に於ける分業是なり、斯る分業は元初の社會の根原的原質を變化し最初に於て全く存在せず若しくは殆んど知覺すべからざる發生として存在したる所の差別並に對立の關係を發達せしむるに至る

者なり。

撰擧せられたる主領は在り名聲ある家族は在り然れども其處に一人の支配者なく又一人の臣民なし、權力の原素は獨り各個市民の家族内に行はるゝを見出すのみ、一家の長は妻子を支配し老幼を支配し奴僕を支配す然れども國家に於ては斯る主宰的權力を存せざるなり、唯だ夫れ社會の狀態に於て何者をか爲さざるべからずとせば最も烈しき最も粗雑なる自由の狀態の下に於けると雖も到底避くべからざる所の秩序なるものあるべし、權力を存し服従を存せるは即ち此秩序の最小極に外ならず。

凡ての方面に於て差別の萌芽的狀態を見るとを得べし、是れ將來に於て發達すべき望を有し且つ之れなかりせば社會生活の最低の形態と雖も之を維持する能はざる者なり、然れども基本的特質的の事實は依然として殘存せり、即ち社會の事業は直接に社會の各員に由て行はれ毫も役務を命ずるの階級と役務を仕遂ぐるの階級との間に區別を立つるとなし。

原始的の差別は僧侶に對する觀念並に勇猛なる功業者しくは智畧の優れか

るの故を以て特に區別せられたる輩の衆民集會に於て有する所の勢力に於て之を見るを得べし、然れども決着的の言は依然として斯る集會に存す集會は辨論者の説を聞きて然る後決着を爲す者なり。

戰爭に於ては勿論征軍を指揮するの主領なる者あり、然れども主領も並に其率ゆる所の士卒も勇敢なる勝利に向ては共同の地位より之を争ふ者なり、主將死して士卒生くるは生涯の恥辱とす、主領は勝利の爲めに戦ひ之に従屬する者は主領の爲めに戦ふ。

第二十三節 疑もなく元始社會の此狀態は假令羅馬歴史家の研究したる此比較的考察を離れても尙且つ政治上並に社會上の生活を深く觀察せんとする者の看過する能はざる所なるべし、是れ上古時代の森林より出てたる萬丈の氣焔を以て吾人に訴ふる所なり、然れども不幸にして此原始的社會を以て進歩せる文明の需要に應せしめんとするは到底出來難きとにして且つ凡ての普通の歴史上の進化の性質に反する者なり。

先づ此後に記したる點に付て論究せしめよ、吾々の最良の思想家の主張する

か如く歴史は人類人種の教育の記録なりと云へる見解をして眞ならしめば蠻民の自治的結合が單に其主權的意志の自放の實行のみに由て原始の粗野なる状態を脱し人類の本能を充分に發揮するに至るを得んと殆んど望むべからざる所なり。

スタンレー氏がウガンダ王國の暴主たるムテサに就て語る所に依ればムテサは其人民の有する文化の程度より以上に立つ者にして其人民は毫末も人命及び人権の重んずべきを知らざるか故に外國人がウガンダ王國に入り得るは一に此ムテサを依頼するに因れり此暴主の猛烈なる殘虐は實に奪掠的窃盜的殺戮的の人民を制御する爲めに必要なりしなり又此と好一對にして他の旅行者のハイチ島の自由共和國に行はるる食人の習慣に付て談する所を聞くに其國の共和的組織なるの故を以て此習慣は權力を以て如何とする能はざる者なりと云ふ。

タシタスの記す所の日耳曼人が亞非利加のネグロ種族より以上の地位に立つが如く一人民が其發達の程度に於て他の人民に優るとあるは教化の點

に於て天然的圍繞物の點に於て幸福なる事情の存する者ありしに由るなるべし然れども是等の懸隔は此對比に依て表示せられたる事實が他の如何なる人民にも適合する能はざるが如き甚しき者に非ざるなり。

以上述ぶる所を換言せば支配者及び服従者の關係は如何なる人民にても尙くも其全ふすべき歴史上の使命を有する者の免るべからざる一要件なり。

第二十四節 此差別は人民の多數より稍高き智能を有し稍貴き門閥に在る個人の間に見るを得べき差異に其源を發すべし而して社會の容積の生長及び其義務の増加に隨伴して粗雑なる初起の状態に於て足りたる者より以上の進歩的分業を生ずるに至るや明なり。

抑も小社會は其範圍の擴張する毎に國家問題を惹起し個人をして集合體の範圍より離隔區分せしめんとす此問題は個人が自己の日常生活の基本點に立て集合體の利益を慮るを得べきや否やの疑問に存する者なり然り而して人類の凡ての過去の經驗に依れば凡り自由民の社會が其理想の實成に接近せんとするに當て必要缺くべからざる成功の要件は範圍の小なるにあり而

して元來の小區域を越へて範圍を擴張するときは之と共に原初の國家組織の解體を招く者なるの事實を證明せり、希臘及び伊太利に於ける實際の經驗は實に斯の如くなりき、日耳曼的歐洲の諸國に於ても亦斯の如くなりし。個人と社會の包圍との間の懸隔は亦天坪の他の一端に起れる所の變化に由て遙に増加したり、此變化とは他なし個人的生活の進化の結果として文化の程度の高まりたるを是なり、彼の勞力の確實なる習慣を得ずして戦争及び狩獵の外には何事をも爲すを知らざる所の怠惰なる狩獵的種族も最も粗雑なる形態に於ては云へ其社會の事務に參與するが爲め之に由て活動獎勵の恩澤に浴せり、勤勉なる習慣を有する農業的人民は膏血を絞て地を耕やし熱心なる勞働を以て住家並に家族を保護するを以て已に業に大に其力を致せり、而して利益を受くる所の個人は之を以て國家の要求に對抗する均衡を維持せんとせり。

文化の程度の發達及び社會の範圍の増加は國家と個人とを同一視する思想に對する疑問を大ならしめたり、其結果此二個の因素の生長に伴はれて個人

と國家との間に存する固有の區別は之に配應して此間隙の間を架橋したる者と思惟せらるゝ所の制度の上に發表せらるゝに至れり、國家に要する所の感情能力及び役務は國民全體より分離せられ國家が自己の目的に向て隔在せしめたる別々の階級及び職業の形狀に於ける型造的沈澱物となつて現はるゝに至れり、是等の者は依然として人民の一構成分子たるを失はずと雖も是れ特別に政治上の職分に配當せられたる者にして彼の人民の一般の團塊が其職分に於て増々公共的の性質を失ふと共に益々之と離隔するに至れり。

第二十五節 其結果たる發達の趨向に於ては一の時代は他の時代と異り一の人民は他の人民と同じからず、然れども根本の形象に至ては何れの場合に於ても同一なり、抑も要件の存在する範圍に應じ之に配合せる程度に於て其結果を生ずべし。

何れの場合に於ても變化は徐々にして或る古代の形象は終始變形の絶へざるにも係らず久しく繼續し其形跡を認むるを得へく其の相繼ぐ所の變遷の階級は常に互に親密なる關連を維持せり。

試に吾人をして羅馬の建立より羅馬帝國の吏治政體の最後の十分なる發達を遂ぐるに至る迄の一千年間の歴史を考察せしめ、若しくは羅馬帝國の滅亡より中世を通じて近代に至る迄の歐洲諸國に於ける日耳曼的憲法の融合の狀勢を考察せしめんか、又吾人をして羅馬の貴族及び平民の間の差別、人民間の豪族と衆民との差別、及び一方に於ては皇帝、元老議員並に官吏と地方に於ては伊太利並に羅馬州郡の群民との間の差別を檢査せしめ、而して更にタシタスの説く所の日耳曼人の間の貴民及び公民の萌芽より貴族及び職業的吏族を發達せしめりの羅馬風の法式に倣ふて王の勤務に従事し若しくは封建的國家の法律上の羈絆に従屬し若しくは絶對的壓制政治の當然の制度たる所の平時戰時の勤務、裁判上行政上の勤務に於て常職的官吏の族級を組成するに至りし次第を討査せしめんか、是等は總て單一なる基本的理想の生長に外ならざるなり。

凡て是等の事實の考察は近代の國家に關して二個の重要な點を示す者なり、第一の者は國家の事務に於ける程度の高き分業の必要にして即ち具結果

として絶へず國民と實際の役務に従へる政治的勤勞者との間に存する懸隔を増大せしめたるものなり、第二の者は國民と國民の本原的合一の思想の消滅すへからざる記憶是なり、歴史的發達は前者の生長進化を來す者なりと雖も同時に後者をして決してヒューマニテীর眼中を去らしむることなきなり、彼の中世時代に於て專制王權國家及び職業的官吏政治を發達せしむるの準備を爲したる時に當りて瑞西蘭の山間には原始的共和社會の再建の模範を生起せしめ同時に中世の都府に於ては近世の生活の要素に殆んど接したる一種特立の自由社會の模型を生長せしめたり。

第二十六節 財政上の立脚點より觀察を下す時は國家の事務に於ける此勞力の分配は個人が社會に對して、其國家によりて供與せられたる多くの役務の受利者たるの關係に立つの結果を生せり、是等の役務は元始時代の國家組織に於て直接に社會の各個員に依て行はれたる者なり。

國家の事務に於ける國民の直接にして且つ自然的の參與の習慣全く止むに至る時は乃ち各個國民に對して役務を盡すべき國家の職分は如何にして外

部の手段に依て之を全ふするを得べきやの問題を生ず。是等の外部の手段には種々あるべし其最も單純なる者は彼の勞力の分配が凡ての經濟上の關係に於て産業的交通の例習として伴へる所の方法を採用して且つ適當に之を應用するに在り即ち盡されたる役務に對し其報酬として經濟上の物品を與ふると是なり。

事實上に於て是れ凡ての方法中の最も單純なる者にして能く經濟的發達の大勢に適合し時代の進むに従て愈々其適用の範圍を擴張したる者なり、高度に發達せる各社會は凡て常に増進して止まざるの勢を以て此種の取引賣買の存在するを證明する者に非ざるはなし。

然れども總ての事物皆悉く斯の如くなるには非ざるなり。

各の時代に於て國民全體が直接に政治に參與したる舊時の習慣の遺存せる者あるなり、民軍制より彼の職業的軍隊制度を生長するに至らしめたる變化の中央に於て兵役に關する國民一般の義務の觀念の或る遺物は依然として承認せられたり、國家事務に於ける人民の一般の參與を拒否したる專制國

家主義の中央に於て地方的事務の經理が市民全體の職掌なりと云へる理想は都市に於て其命脈を維持したり、人民の人種的性質及び其歴史的经验に於ける前件が其社會の發達に利益ある影響を與へたる國に於ては原始的の人民自治の原素は權力の大部を保持し自ら官民分業の進歩に對抗して之と争闘したり。

殊に國民全體の創始的にして且つ直接なる政治參與の原素は凡ての民主的運動に依りて新生面を開くに至れり、是れ久しく睡眠の状態に歸し居たる國民的精神の大部分の覺起奮興に外ならざるなり、而して是れ實に現世紀の特質的現象なり、固より此國民的感情は已に其本義に於て充分なる知覺に到着したる者と謂ふべからず、即ち吾人が我が財政に關する重なる困難の一は此感情の不適當なるに在るの事實に於て見る所の如し、然れども兎も角も此感情は近世の國家に於て端緒を開きたる者にして或は方向を誤りたる者なるか若しくは與へられたる方向に従て益々發達を爲さざるべからざる者なりと謂ふを得べし。

第二十七節 近世の國家に於ける國民の團體の政治上の動作は次に示すが如く種々の方法に分岐せらる。

頗る明瞭なる附屬組織は國家の國民に對する關係は國家が國民の爲めに或る役務を行ふの目的を以て造りたる一装置に外ならずと云ふの假定に基きて生じたる動作の一群より成れり、是等の動作は即ち投票權並に選舉權の履行にして其効力は監督的干涉の範圍を超ゆると能はず其直接職分は國民集合體に其代表者の行動を經由して政治事務の進行を監視するの手段を供與するに止まるものなり、然れども投票權及び選舉權の合理的實行及び殊に代議士を經由して國務に對し適當なる監視を爲すとは必ずしもその團體が公民權を有すと云ふ具體的事實より生じ來る所の結果にあらず、事實上の事柄として斯る職分を適當に實行し得るの能力を有するを要したりしなり、故に政治的行動に關する此基本的事實は必然國家の日々の事務の實行に於ける參與に關する事實の考察に導く者なり。

是れ吾人をして通常自治政府と稱する所の彼の廣漠たる動作分界を考究せ

しむるものなり、此分界内に於て近世の國家の國民は公私の生活を主宰する分業の原理に背反して實際直接に數多の公共の任務に服せり、若しくは少くも其動作を以て此原理の作用を補足せり、公共の任務愈々單純なれば國民に於て能力氣力を要する程度愈々小なるべく、從て自治政府の運轉は愈々獨立なるを得べし、公共の任務愈々重大なるときは國民に要する所愈々大なるべく、從て地方自治政府は愈々中央政府の熟練なる整頓せる勢力に依頼するの必要を増加すべし、一小村落の行政は今日に至る迄其他の住民の間より撰舉したる入々の掌る所なる者あり、或は現時に於て是等の人々の掌握に歸したる者あり、都市の行政に在ては是區域の愈々大なるに從て自治政府の原素が高度の分業に成れる専門的の原素に補助を求むるの必要愈々多く、從て其行政事務に要する所愈々大ならざるを得ず。

第三の範圍は重大にして且つ負擔多き軍事上の役務是なり、日耳曼の古代に於ける民軍の組織を始めとして爾來級族の昇進並に墮落に因て變化し後別れて武装せる自由民と武装せざる奴隸との區別を生じ發達して上級社界軍

事上の職業となり遂に雇傭軍隊及び専務的兵士の時代に達するに至る迄の次第を考察するに凡て是等の國家發達の變遷を通して夫の軍事上の役務は全國の男子に賦課せる一の義務として存したり唯夫れ新時代と共に新たに生命を重け新に威嚴を附與せられて其廢頽墮落せる状態より復興するに至りしなり兵役は數世紀間社會の最下級の特質を代表する者なりしが今日に至て再び元來の地位を回復し凡ての強壯なる身體を有する國民の一般の義務となれり。

近世の國家の防禦を全ふするに關する問題の困難より之を考察するに國民の公共義務の此部分と分業の避くべからざる要求との關係は必然頗る特異なる者なるべし地方自治政府が司法行政權を委ねたる陪審官若しくは治安裁判官は地方自治政府の前提の原則に従へば單に一公民たるの能力に基きて此官に位するの資格を與へられたる者なり之に反して軍隊に於ける編入は分業の要求に應じ且つ軍務の専門的性質の要求に適合するを要する者にして即ち専門兵士の方法に従ひ嚴格なる軍隊の訓練を行はんか爲め長年

月間の役務に服せしめざるべからず。

是に於ては國家の事業に於ける分業は私人的生活に於ける分業の範圍に進入し單に軍事上の義務の適當なる履行に附隨せる者を教練するの目的を以て各家各戸に就きて公民を徵集し數年の兵役に服せしむるなり。

第二十八節 以上は近世の國民が國家に供與する人的の役務の重なる種類を擧げたる者なり尙同一の事柄に關連して更に考察を爲すべき者あり。

第一に過去の國家に於けるが如く近世の國家に於て實に或る範圍内に於ては吾人の全く相反對せる者と思惟したりし者が相結合せる者として見ざるべからざるに至れる者を存せり今日と雖も殊に都合よき事情の結合の下に於ては次の如き事實を存するなり即ち公共の役務に對する専門的服務に於ける近世の公共生活の要件が斯る任務が管に適當に國民の義務の必然の履行なりと認定せらるゝのみならず斯る認定が實際に於て適當に實行せらるゝが如き感情と條件とに適合せる者なるを是なり自己の使命即ち自ら公共事務の經營に力を致すべき使命に關して適當なる自信を有し且つ同時に俸

給を受くる官吏の性質を離れて名譽職に伴ふ獨立の地位に立ち以て力を公共の事務に致すを得るに足るべき經濟上の資産を有する所の貴族の成立せる社會に於ては公共的義務に關する古代の理想は近世國家の事業に要する應用の程度と一致するの點に達するを得たる者と謂ふべし。

タシタスの説ける社會の粗野なる人民間に於ては猛烈なる冒險事業に關する嗜好心は人民の動作の方向を定むべき有力なる因素なりしと雖も現在の進歩せる文明の狀態に於ては殆んど二千年の時代を経て勞働作業に慣致したるが爲め其嗜好心は等しく他の動作に擴張せる者なるを期せざるべからず事實を云へば近世の國家に於ける動作の甚しき混雜並に錯合せる種別の中間に於て動作の種々の種類の間存する誘引力の差異の的然たるを觀過すべからざるなり。

我輩は茲に我著書の汎論の部に於て論究したる結論を指示するを得べし抑も動作に附着せる本性的誘引力並に威嚴は職業の性質に由りて異なる者にして彼の名譽職なる者は此原素の或る程度に到達し得たる點に於て始めて存

立するを得べし國會の議員若しくは國務の主宰者たる職掌は此種の性質を具有する者なり之に反して陪審官若しくは治安裁判官の職掌が名譽職なりと云ふか如き場合に於ては此職掌の任命は唯だ消極的の適用を意味するに止まる詳言せば國民をして其職掌を希望せしむべき威嚴の積極的意義を包含するに非ずして寧ろ報酬なきを示すの意義に於ける消極的の者なり更に低き階段の官職例へば治安檢察官若しくは巡査の行ふ職務の如きに於ては官職の愉快並に威嚴に關して毫も其効果を期する能はざるなり而して本國の防禦の大義務の場合と雖も亦愛國的敵愾心の發興する時機に於てのみ此種の有効なる感情を計算するを得べし平時の準備的訓練の難勞なる時期に在ては決して然る能はざるなり斯く論じたる結果は他なし國家の國民に要する人的役務は之を國民の種々の嗜好並に感情に應じて種々の心理上の動機に訴へざるべからざるを是なり。

第二十九節 詳細なる事柄に至ては國々に依りて著しき相違あるべし政治上の習慣財産の所有並に之に關連する社會の形象に於ける傳來の差別國家

の組織並に行政機關其他之に類する原因は一の國家の眼中より見るときは他國家に附着せる國民的特質と認めらるゝか如き性質の差異を現するの結果を生ずる者なり、故に是等の特質に依て畫せられたる線内に於ける制度の優劣得失に關する問題を含畜する者なるべし、然れども是等の國民的差異を許容したる後に於て尙或る定まれる時期に於て或る根本的の共通の基礎を存する者あるが故に其結果として類似の性質の役務は類似の制度を以て行はるゝ者なるを見るべし。

政治組織の上に現はるべき心理上の動機に關する大差別は任意主義と強制主義との間に存する者是なり。

一方に於ける任意主義制度と他方に於ける強制主義制度とは共に均齊なる感情の一集團を包容する者なりと思惟するは否なり、各個人民の感情の上に於ても又動作の種類の上に於ても決して斯る性質を有する者に非ず、然れども動作には自ら或る概括の種類を存する者にして之に關して吾人は一定の結果を得るか爲には外界の動機に訴ふるか若しくは内界の動機に訴ふる

が何れにしても一定の壓力を要する者なりと謂ふを得べきや明なり、然り而して主觀的動機が其起るに當て激動する烈度に多少の差あるが如く外部より訴ふる場合に於ても強制の因素は亦其力に種々の段階を存する者なり、前の場合に於て吾人は國家の日常の事務に於ける碌々たる名譽職に由て供與せられたる薄弱なる誘引に比して國家の最上の官職の更に遙に大なる誘引力を有するを見る、後の場合に於て吾人は脱隊者に對して軍律の嚴酷なる刑罰を課せるに對して、陪審官職務の懈怠に對せる刑罰の甚だ輕少なるを見る。國民の基本的最大の義務に關する嚴密なる強制主義は政治上の發達の幼稚なる時代に行はれたる條件と大に反する者なり、古代に於ては戰爭は人民の重なる職業にしての實直なる勞働に對照して是等の粗野なる時代に於て之に假したる凡ての誘引力を具有する者なり、然るに今日に於ては平和なる産業は生活の中心的事實なるが故に平和を好む所の人民は出來得る限り之を避けんと欲するなり。

高き程度に發達せる戰術の綿密なる要求は訓練の嚴密なるを要し、而して今

日に於ては國民的感情の非常に激動せる場合を除くの外は強制の方法を以てするにあらざれば斯る嚴密なる訓練を行ふと能はざるなり、

第三十節 尙近世の國家の社會的基礎組織の發達に於ける更に重大なる特質は國民の凡ての職分中の最も重要なる者の履行が經濟的因素の媒介を假るに非ざれば近世の國民に之を求むる能はざるを是なり。

實に新時代は國民的主義の再興と共に過去の世紀より由來せる兵役の義務に新精神を吹き込みたり、下級の人民の負擔したる入營の義務は新民主的思想に依りて發達して國民全體が武器を執るべき一般の義務となれり、然れども斯く卑賤なる役務が發達して國民的義務となり一方に偏せる負擔たりし者が變じて一様に凡ての國民に屬する一種の特權と化したことは決して國家並に社會に於ける近世の生活の組織を安置せる傳來の經濟的基礎を變更したる者に非ざるなり、今日人民の多數が取て以て共通防禦の必要に應せんとする所の精神並に威嚴は古代に於ける者と異ると雖も尙此同一の多數が國家に人的の役務を捧くべき經濟上の能力を有せざるの事實に至ては依

然として變する所なし即ち彼等が通常依て以て分業の基礎の上に組織せる社會に従屬する所の活計は國家に於て之を供與せざるべからざるなり。

故に物質的原素は此點に於て公民的働作並に義務の制度中に融解混入する者なり、全體の國民中唯一小部分のみに就て云へば自己の資産を基礎として國家に人的の役務を捧くるを得る者あるべし、例へば義勇兵役と稱する者に於て見る所の如し、然れども其大多數に至ては平常自己の手足の勞働に依て生活を立て勞働を廢するときは直ちに生活の途を失ふ者なるか故に之を維持する方法は國家に於て供給せざるべからず。

是に於て吾人は國民の人的の役務と物質上の因素との結合を見るなり、此物質上の因素は之を國民全體の納税に求めざるべからざる所なり。

是れ民主主義の近世の觀念が古代の民主的觀念と趣を異にせる點なり、古代の本來の觀念に於ては國家は凡ての人民の平等の參與に由りて成立し而して此平等の參與は社會的條件の平等の基礎の上に行はるゝ者なり、之に反して民主主義の近世の觀念は社會的不平等の拒否すべからざる事實に基き多

數人民の金錢上の弱力の事實に伴ふて生せる者にして今日民主的なりと稱する所の制度は國家か之に依りて此經濟的無能力者を補助せんとする者なり、彼の瑞西のカントンの如く殊に都合好き事情を存したる爲め民主々義の古代の觀念が近世に至る迄持續したる場所に於ては古代の習慣は依然として其勢力を存し即ち瑞西に於て兵役の義務を履行し得べき人民は自ら裝具被服を辨するを要したり而して斯る舊習慣が消滅に歸して新民主々義之に代るに至りしは極めて近時の事に屬せり、著しき事實は古代の羅馬に於て此新民主々義の改良を主唱したりたりし者はグラツキーなりしとなり。

元老院は紀元前四百〇六年四百〇三年四百〇一年の日附を有する諸法律を制定し之に由りて歩兵の役務に服せる市民は政府の資金の中より支拂を受くべきとを定めたりしが軍務に服せる市民の被服を國家に於て給與すべしと規定したるは蓋しケーアス、グラツカスの法律を以て始めとす。

第三十一節 古代の國家の民主的觀念を覆へして近世の社會組織並に其分業制度が之に代りしとを一層明瞭に説示せんが爲めに吾人は下級人民の多

數か支拂なしに國家に役務を捧ぐるに不適當となるに至りしのみならず上級の人民に就て云ふも各種の公務に於ける支拂の制度は其役務が簡單なる一時の干渉を超へて私人生活の日常の事務に立入るに及ぶ限りに於て益々其地歩を廣ふするに至れるを考察せざるべからず、故に支拂(給金、旅費)は政治生活に於ける最も高き最も名譽なる動作に於ける者と雖も是れ近世社會の必要に基く者にして、即ち絶へず國家の事務を行ふ爲めに要する間暇を比較的少數なる人民に與へ同時に多數の人民をして國務の參與に接近せしめんとする者なり。

近世の社會は此種の發達の最後の段階を通過したる者に非ず、古代の社會は羅馬に於ても希臘に於ても共に其共和制度の衰微の時代に於て此段階を経過したる者なり、此段階に達する時は公共的動作の最後の殘物例へば衆民議會に於ける單純なる出席に至る迄公共基金より支拂を受くる者にして斯る時代に於ては國民的特權の位置は竟に公共給與の爲めに剝奪せらるゝに至るべし。

近世の國家は斯る墮落的の最後の結果を避くるに充分なる才智を有するなるべし、然れども吾人の已に見たるか如き地位に於ては近世の何れの國家に取ても其國民の人的の義務の履行を保證する爲めに物質的報酬の制度を採用するもの極めて必要なるは明白なり、此物質報酬は即ち彼の經濟的性質を有するに至りしが爲め經濟上の報酬を要する者となれる所の此等の人的働作の經濟的等價物にして外ならざるなり。

第三十二節 前數頁に示したる考察は吾人をして凡ての近世の國家の基礎となれる經濟的出納の大制度に對顔せしむる者なり、抑も現世紀に於ける政治參與の必要如何に急切なりとするも而して此需要の合理的なる満足は國民の政治的働作を進歩的發達に導くを得べく且つ導くを得たる者なりとするも然かも次の事實は依然として儼存する者なり、即ち近世の國家の働作の經濟的性質の生長は終始益々前進の方向を取ると是なり、他の語を以て之を云へば國家は經濟的物品的の交換流通に基きて間斷なく生長する所の公共經濟に發達する者なり。

りの終始進歩的の原動力となつて彼の社會の目的を隔くる所の各特殊の働作の形狀をして凡ての他の業務と經濟的關係に於て立つ所の一個特立の業務とならしむるに至るは分業の性質の自ら然らしむる所なるべし、而して國家は自ら此種の發達を遂げ依て以て其營爲せる役務は公共經濟の業務の職業的遂行の形狀に於て凡ての他の種類の業務と交換せらるべき地位に立つに至れり、然るに産業の根元に横はれる原則は是等の役務に對して支拂を爲すを要する者なるが故に是に於て凡て營業上の管理に於けると同じく此業務に於ける工程の等價として使用すべき物質的の富の必要を生じたり。然れども是れ唯だ國家に附屬せる任務の一種類の範型を示したるに過ぎざるなり。

第二種の範型は國家の業務を構成する人的の働作を適當に行はんか爲めに要する所の物質上の装置より成る者なり、司法裁判廷を曠野に設けたるは政治組織の幼稚なる時代に於て然るを得るのみ、開化せる國家は司法行政の目的に向て廣大なる建築物を要せり、罪人は短時期の酷刑を以て罰せられ従て

浪費なる建築及び牢獄の維持の必要を免るゝは古代の粗雑なる状態是遺物は今日に遺存し我開化せる社會に於て諸々に之を見るを得へしに於て然るを得るのみ、一時の急に臨んで材物を投積するの外敢て堡壘の工事を解せずして可なるは古昔衆民軍の時代に於て然るを得るのみ、戦術の進歩殊に近時に於ける兵學の驚くへき發達は絶へず國民の富の大部分を沈没して城砦、戰界、鐵路、海軍船艦と化せしむる者なり、故に國家經濟の近代の形狀を一貫せる特質は物質裝置の爲めに費やす資本の増加せるに在り、是れ以て國家の職分に關する普通の觀念を示すに足るべし、彼の學校、大學、博物館、圖書館、記録局等の如き皆之に準して想起するを得ん。

第三十三節 是に於て吾人は一般人民に關する經濟に於て已に眞實なりとして知る所の者と同様の方法に倣ふて公共經濟を觀察せざるへからず、前面に於て吾人は文明の新なる進歩と共に益々増加すべき産業的物産、産業的交換産業的資本の巨塊を見る、是れ最近に於て最も著しく其前面を占領したる者にして爲に普通の輿論は此種の事物の形狀の外何事をも見ざるが如き觀

あり、此外之を貫透して内部に布延し文明の恩惠的結果として更に高き順位と形様とを有する動機より力を得る所の多くの非經濟的の動力存するを見る、是れ單に明白なる者なれども分量の點に至ては左程顯著ならざる者なり、夫れ斯の如く國家に於ける經濟的因素をして比較的に大なる發達を爲さしめたるは抑も之を以て單純に進歩なりと云ふを得ず、此現象は我現在の文明發達特殊の時代に於ける一方に偏したる進歩と見做すべき者なるべし、斯る段階を後に殘して進む所の更に一層高き形狀の發達は管に出來得るとなるのみならず、實に近世の國家の觀念の範圍中に存在する者なり、而して近世の國民生活の上に存する矛盾に依て明に其焦影を認むるを得べし。

然れども凡ての實際上の目的より見て且つ茲に考究を要する時代に就て考ふるときは公共經濟は國民的生活の中心的事實として存立する者と謂ふべし、實に實際上の事實に關連する最も直接なる問題は個人的國民をして國家の威嚴ある個員として其義務を全ふするを得せしむる爲めに國家に於ける此種の經濟的業務の合理的にして且つ必要なるを論定する所の知識上の

見解を考案する者に外ならざるなり。

蓋し政治上の自由並に國民權の威嚴に關する凡ての要求は現世紀に反映する所の者なるにも係らず、近世の人民は尙且つ真正なる政治上の性質及政治上の見識に於て遙に淺薄なる地位に降る者と謂はざるべからず、而して其頭迷なる心に國家の究極的必要の觀念を印銘し且つ國民は國務の爲めに力を致すを欲せず又之に適せざるが故に之をして公私の事務に於ける近代の分業制度より生ずる所の國家に關する經濟上の結果に就て忠實なる承認を得せしめんが爲めには更に長時期の間困難にして且つ必要なる教化事業を繼續せざるべからざるべし。

下文論する所は蓋し我輩の力の及ぶ所を以て聊か此目的の爲めに資する所あらんとを期する者なり。

第二款 國家の職分の發達

第三十四節 基底に横はれる原理を觀察して以て國家の目的及び職分を論究するに當ては國家は如何なる種類の働作を私人的原動者に放任すべきや

の問題及び之と對應して反對の觀察點より云ひ表はせる問題即ち國家は其個員の個人的生活を全ふせしめんが爲めに自ら如何なる職分に當るべきやの問題より端緒を開くを至當とすべし。

歴史上の觀察點より論及する所の凡ての研究は國家に於て一條の發達の經歷を存するを見る者なり、此發達の經歷中に於て國家自體の組織及び國家の社會的生活に於ける發達の趨向は國民的生活開發の要件に應じて進歩的適合を爲す者なり、國家の行ふべき働作の意義即ち其包藏する社會の私人的生活に對する國家の侵犯と稱する者の意義は此歴史的發達の進行上に於て常に或る定まれる時代に已に到達せる文明の程度を以て其條件とせり、故に文明の程度は同時に國家の適當なる働作の程度並に區域を示す者なり、低度の開化は自ら國家の發達の低き程度を以て發表すべし、是を以て國家の働作と私人的原動との間の限界を定むべき一般の原則の演敷を目的とする凡ての論究は必ず此歴史的發育の經歷を考察するに非ざれば無効となるべし、社會的目的の一定の知覺を基礎として即ち一定の開化の程度に到達したるを假

定して始めて吾人は此分界線を畫すべき位置並に理由を語るを得べし。吾人は亦進歩しつゝある開化の要素が一方に於ては私人的原動に他方に於ては國家の働作に委任すべき事柄の詳細なる點に就ひて一方に屬したる者が他方に轉移するが如き變動の存在に惑ふべきに非ず、一般の開化が絶へず進歩を繼續する以上は我人の考究すべき所は國家の職分の進歩的發達を荷ふ所の抵抗すべからざる潮流にあり、是れ根本の事實として依然儼存する者なり。

詳細なる事柄に就きては國家は或る種類の働作に於て其手を引くとあり又少くも國家は以前と同一の度合を以て終始一定の事柄にのみ手を下さざるゝあるは屢々起る所の事實なるべし、然れども是れ國家の合體せる職分に於ける斯る變更若しくは收縮が開化の進歩が絶へず各方面より國家に負擔せしむる所の新義務の増加によりて補償せらる者よりは大なりと云にふ過ぎざるなり。

故に我が現在の時代と過去の時代とを比較するときには國家の働作及び國家

の監督の程度に於ける優點が或は一方に屬し或は他方に屬し是は古代に屬し彼は近代に在りと云ふが如き考定を爲すを得べし、其優れるや將た劣れるやは吾人が古代及び近代を解釋する觀察點の如何に依て定まる者なり、若し夫れ古代に於て日常生活の事柄其他事務及び歡樂道德及び宗教に關する幾多の細事に至る迄政府が繁文的の干渉を行ひ行政的權力の思慮能く至れるが故に個人の生活に就て注意思慮を要すると甚だ少きの點に注目するときには優點は古代の國家に屬する者の如し、然れども之に反して私人的生活の範圍の擴張及び之に伴ふ國家の義務の輕減に依て生じたる餘地が國家の新職分の一體に依て充足せられたるの事實に着目するときには忽ち考定の趣を變すべし、この新職分は理論に於ては古代の國家の理論中に包括せらるゝ者なるべしと雖も而かも其性質たるや頗る新規其分量たるや頗る大なるが故に之を合體すれば古代の國家及び其經濟は現時の國家に比して程度頗る低かるべし。

第三十五節

然れども大團體が羅馬小種族の結合より成る國家發達の初期

より現時に於て吾人の立つ所の程度に至るは發達の完備に對して遙かに短少距離に在りと雖も而かも實に長途の難勞なる行程なりき、ヨット、ゲー、ホフマン氏は其著『租稅論』の緒言に於て左の如く云へり、曰く生命財産の安全勞力の生産及び之に伴ふ富の獲得並に享有より精神的性質の上進道德的性質の發揚に至る迄凡て是等の善良なる賜物が恩澤の形を爲して人類の間に來ると云ふの想像は今日歐洲の大部分の占むる所の開化の進歩せる段階を証明するものなり、生長せる人が既に久しく言語を學びし當時の苦痛を忘れたるが如く國家生長の壯年に達したる人民は其原始的の殘酷なる蠻習を脱するが爲めに嘗めたる所の辛苦を忘れたりと。

事實上より見るときは第十八世紀が其歴史的狀態の棄却及び其自然の本原的狀態に對する願望と共にうの恩を知らずして享有する所の傳來の開化の利福に就きて負ふ所の偶然の證據は實に顯著なる者なり、自然の狀態に對する願望は自然の實狀より人類を隔離したる所の事業が凡て偶然的に存在せる者なりと假定するの條件に於てのみ存するを得べし、此願望は自然に背違

したる文明の利澤より脱却せんとを求むる者にして決して原始的開化の實際の狀態即ち人類は人類の敵なりと云へるが如き自然の原始的狀態に復歸せんとを求むる者に非ず、實に數千年間諸國人民の兒童的畫夢を成したるか如き愛すべき無邪氣と簡朴との極樂境を熱望する者なり、是れ詩的想像を以て見るを得べき遠き未來に於ける影像を遠き過去に映せしむる所の人類精神の屢々見る所の光學的幻影の一例に外ならざるなり、是れ過去に於て實際に起りし所の事柄よりは寧ろ起りたらんとを希望する所の事柄を考察する歴史的研究法に依て存在し且つ之に由りて發生すべきものと思惟すべき一幻影に外ならざるなり。

是を以て亦自然(Nature)なる語は變動常なき意義を有するとなり、うの果して過去に於て存在せる性質に關する激烈なる主張よりは寧ろ新生面を開くべき要求の表示として用ひらるゝ所の者に非ざるなきやを疑はしむ實際の事實としては吾著書の基本論に於て示したるか如く『自然』及び『自然的』"Nature" and "Natural"なる言語の政治學上に於て用ゆる意義は久しく不定の狀態に在

りし者にして近年に至て始めて深遠なる探究に依り實質上の撞着を免るゝを得たる者なり。

第三十六節 歴史の大勢を轉ずるは吾人の力の及はざる所に在り然れども歴史に於ける過去の時代は其内に一の時限と他の時限との間に全體の驚くべき相異を包含する者にして其中に異種の人種並に諸種の國家組織を包括せり。

第十八世紀は決して此種の比較的研究に於ける知識と利益とを有せざる者に非ず、就中最も顯著なる者は之を透して以て是等の明瞭なる事實を見且つ之に依て以て心を『自然の兒童』(Children of Nature)の想像的無邪氣の状態に馳する所の被衣の偉大なる勢力を及ぼしたるにあり、斯の如く豊富なる果實を有する歴史的研究は當時に於て吾人の研究の爲めに道を準備したる者にして原始時代を觀察したる材料は日々に増加し今や吾人にして人種學なる確實なる工場を有せしむるに至れり。

是れ實に空想に非ず、斯る原始的人種との商業的交通は益々増加したり獨乙

人も亦今日日々に益々是等の事情に關係し來りたる所なるが是れ實際生活上に於て近世の文明人をして國家發達の實相を蔽蔽したる影を脱去すべき多くの機會を有せしめたる者なり、古代の祖國に依て供與せられたる安全に就て負ふ所の感謝の負債は之を生命手足の如く身自ら身に着けて故郷に齎したるなるべし、彼等は即ち此祖國を去て自然の状態に存立する者として思惟したる外域の博愛境に踏み出したりしなり、彼等を脅迫し日々に戦々惴々たらしむる所の原始的蠻狀の恐怖は實に彼をして其本國と外域との間に非常なる懸隔を存するとを解悟せしめたる者なり。

實に彼は國家組織を存在せざる所に於て茲に始めて古代の人類をして秩序並に保安の方向に力を致さしめたる所以の急切なる必要を理解するに至りしなり。

第三十七節 凡ての人類發達の基底に横れる此最始の要求は即ち凡ての人民の開化が其舊時の階段に於て數世紀の間全く權力と秩序とを建設するに在りし事實を説明する者なり、是れ凡て高度なる若しくは複雑なる文明の域

に發達するに必要缺くべからざるの條件たり斯る運命は歴史の高地位を占領し若しくは寧ろ歴史舞臺を獨占せる所の彼の幸福なる人種の有する特別に適當なる事情の下に於てすら尙免るゝ能はざる所なり之と同時に他の種類の人種の大多數は此最始の條件を建設せんと欲して能はずの秩序的社會生活の安固なる基礎を求めんとするの企畫は古より今日に至る迄原始的兇暴の不滅の呪咀の下に辛苦爭闘して毫も其効を奏せざりき。

高度の文明に達し得べき運命を有する歐洲人民は過去幾百年の時代を経て上古時代の粗暴なる状態より遙か懸隔せる國民的發達の滿點に達したり然れども歐洲人民も亦多年の辛苦爭闘を通過したる者にして其國家の經營は過去久しき時代の間單に各個國民をして身體財産の安全を得せしむべき秩序の時代を創建せんとするのみ是れ務めたる者なりしなり。

第三十八節 能く用ゐらる所の『法治國家』なる語の感念は時としては警察國家若しくは公共の幸福の爲めに組織せる國家若しくは又開進國家の他の感念と對比せらるゝとあり此對比に於ける意義の變化は是れ思想の内容の變

更し得べき者なるを示す者なり前世紀の哲學に依て吾人に傳へたる形狀に於ける思想は單に國家の基本的職分は社會組織の各員をして其權利の享有を全ふせしむるに在りと云ふの意義なり之に反して法治國家の第二の意義は現時代に於て最高の勢力を占むる者なるが其意義に依れば近世の國家動作の一層廣濶なる範圍を認むる者にして從て幸福國家若しくは開進國家の觀念と衝突するとなし衝突する所は唯た警察國家の觀念のみなりと雖も是れとて此語を最も非議すべき意味に用ゐたる場合に於て然るのみ即ち警察國家なる意義が彼の法律の形式の下に統治する國家に對比して專權的處分の方法を以て統治する國家を指す場合に於て然るのみ。

我が政治學上の言語と雖も亦古代の『法治國家』の觀念として其挾隘なる意義の束縛を脱するを得せしむる爲めには大苦痛を嘗めたる者なり然れども歴史が此挾隘なる意義に於ける法治國家を吾人に示したるの効益は決して重要ならざる者に非ざるなり。

吾人の知る所の日耳曼社會の最古の制度は是れ唯だ法律と實力との一致に

外ならざるなり其社會の各個員は強壯なる躰格を有し其權利を保全し得る程度に於て自己の身體財産の安全を享有する者なり蓋し武器を執るべき能力と權利との一致は太古の國家に於ける状態より生ずる單純なる結果にして近代の詩人が誇張的の言語を用る比喩的の語格を以て云ひ表はせる所の警語「自由又は生命の利澤に與かる者は唯だ日々に之を征畧し得る者のみ」は實に文學的に是等の人民の真相を穿てる者と謂ふべし。

抑も人文の進歩はりの全く同一人に於て秩序と秩序を保全する力との二者を結合するの必要を撤去するを得て始めて最終の吟味を経たる者と云ふべし未だ此事を仕遂げざる間は唯單に次の如き取捨選擇を爲すの地位に在り即ち吾人は是全力を擧げて生活の最始の必要物を獲んとするの争闘に致すべきか若しくは此最始の必要物を得ずして従て生存の最下の程度に陥らざるべからざるか二者の中其一を撰ぶと是なり歴史は吾人に教ゆるに此問題の解釋は幾百年間の時代を要し此時代に於て明瞭なる退歩を経過し去りたる後に於て始めて進歩を見るを得べき者なるを以てせり。

第三十九節 吾人の思考する所の進歩及び退歩は次の如き状態に於て表顯する者なり。

第一に常に顯はるゝ所の傾向は分離是なり事實に於て凡ての強壯なる體格を有する人々に共通して之に屬する所の權利能力は僕婢奴隸及び其他凡て身體の虛弱なる者の無權利に比して全く反對の地位に立つ者なり更に發達する時は分離の増加に依て與へられたる機會に乗じて益々其懸隔を大ならしむべし人口の増殖住所の一定利用すべき土地の範圍の制限及び社會的生活の複雑に趣くに從ひ社會的天秤に昇降を生すべき動力の増進すると及び少からず重きを置かるゝ所の實直にして且つ平和なる勞働の習慣等凡て是等の者は益々人々をして日々武装したる手を以て生命及び財産の權利を確保するの用意を爲さざるべからざるの義務に遠ざからしむる者なり。

其結果として嗜好上及び能力上依然として武器を執る所の人民と嗜好上若しくは必要上平和なる生活を營む所の人民との分離を生ずるに至るべし然れども斯る平和的生活の存在は此粗暴なる周圍の中央に於ける平和的原素

が防禦の道を有せざる限りに於て常に武装せる非平和的原素に曝露するを免れざるの願望にして、從て直に決定し得べき單純なる適合は則ち平和なる原素が武器を有する者の威力に服従するとは是なり。

此事柄に關して最も顯著なる者は殆んど約束的に定めたるかの如くに見ゆる所の確然たる對比點を有する二種の異なる服従關係の間に存する關係に在り、此二種の服従關係とは封建的隸民の關係及び中世都府の市民權の關係是なり、隸民に對する主人の義務は都民の都府に對する關係を記述する者と同じの言辭を以て表示するを得べきのみならず、主人は貴賤なる人民を防禦し之を引率し之を救濟し之を蔽護する者なり、亦都市より田舎に移りたる都民は其失ふ所の都民權の代用として隸民の資格を得若しくは從前の如き其都民權を保持して然かも時としては恐らくは屢々其地を往復するの機會を有する爲めなるべし、實に都府議會の禁令を浸して近傍の封建的主人に服従の關係を結ぶ者ありしを注意せざるべからず、而して能く取締して全國中最も統紀なき者に服従の關係を誓ひ一方よりは他方に於て一層有効なる保護を

求むるを得るときは之に準して其主人を變更するを得べし、是等は凡て第十
五世紀頃の事柄なり。

是を以て當時に於ては身體並に生命の安全は私人が賣買讓與の物體として或は取得し或は讓渡する所の一種の役務たるの觀を爲したり、斯の地位の結果は其盡す所の役務の性質上より來る必然の影響として役務に供する者が強者にして之を買ふ者が弱者なりしとは是なり。

第四十節 進歩は弱者をして強者に隸屬せしむるとなしに平和的生活の享有を保全し得るに存する者なるや言を俟たず、此目的は弱者に對する強者の優勝が平和的性質の發達と共に消滅するに及んで始めて達せらるゝを得べし、然れども是れ人類の社會生活の初起なり、平和の極樂世界に至る迄無限時代の進歩を要する者なるが故に此問題は實際に於ては、此進歩の或る特別の段階をのみ考察する者にして此特別の段階に於て目的とする所は總て平和的動作の範圍を擴張し恰も兇暴の原素を此擴張的原野の縁端に墮逐するに在るなり。

中世時代の都市は此處に於て始めて甚だ狹隘なる限界内に(産業的職業を執りたるが爲め斯くの如くなるを得たる者なり)平和を求むるの利益を結合し自ら城壁を構へて周圍の國家より來る所の侵暴を防禦したるの點に於ては平和的國家たるの模範を成す者なり、平和を求め産業に従事する所の社會を安全ならしむべき城壁並に濠渠は實に國家組織の基礎にして平和の確立を目的とする國家組織の根本なり、勿論敵に對して城壁を固め都市を防禦する爲めには適當なる牀格を有する都民を要せり、且又城壁内の生活の平和は外國の騷亂せる世界に對照せる比較的の者たるや論を俟たず、然れども斯の如くして始めて普く流布せる騷亂の荒野より平和の綠園を創建するを得たるなり。

更に時代と共に發達したる進歩は恰も是等の都府の城壁を擴張したると同じき者即ち其都府に關連して考察せる根本の性質は等しく廣き範圍に於て平和の維持を全ふするに在りし所の領地、國家、王國を創立したるに在り、或る時に於ては平和的生存を保全するの利益を有する所の社會は人民をして都

市の狹隘なる版圖内に籠居せしめ以て外部の騷亂に對し自ら安するを得たとありと雖も斯の如き初起の状態より漸次に發達して終に三千四千五千萬の人民を有する社會を包含する所の平和の版圖を生長せしむるに至れり而して其人民は其生活上の利益を平和なる労働、平和なる産業及び歡樂に集中し最早や都市の限界に於て平和を破らるゝの虞あるとなく唯國家の境界に於てのみ騷亂に曝露するとなれり、然り而して是亦自然的進行の結果に非ずして却て歴史の工場より造り出したる人造工事の巨塊にして社會の進歩變遷に伴ふて更に一層高き形狀更に一層廣き範圍に生長せんとする者なり。

第四十一節 生活の平和的組織の存在を得るに至らしめんが爲めに要したりし所の激烈なる辛苦が近代の人々の感覺に明かに表はれざるが爲め若しくは幸にして是平和なる生存に於て恩を知らずして享有する所の者を想起せしむるに足る丈けの騷亂の屢々起るとなかりしか爲め、近代の人々は毫も惡意を狹まらずして善良なる者を當然の事柄と思惟し唯だ現在に於て缺損せ

る所の者に就きて其缺點を發見し其缺乏を感ずるの傾向を有せり。

然れども此進化の中心的事實は近代の人民市民の知覺し得べき生活以外に存する所の點に於て之を求るを得べし、近代の人々に取ては生活の各瞬間に於て平和の空氣を呼吸するとを恰かも自然の酸素を呼吸すると同様に自然的に存在する事柄の如くに見ゆるなるべし、然れども是れ實に人類の原始的性質に抗闘して久しく經營化育したるより得たる所の大功績たるなり。

然れども已に達せる保安の状態を無意識に認承するの事實は文明の功業の顯著なる證據を供する者なりと雖も然かも公共の忍苦と公共の恩惠との間に存する親密なる關係に就て學理的の研究を爲さんが爲めには過去の消費殊に現在に於て尙此目的を續行するが爲めに要する所の消費の意義を一握するの知覺を求めざるべからず。

此線に沿ふて既に任遂げたる所の進歩は大なりと雖も是れ更に大忍苦を繼續するの費用に於てのみ維持するを得る者なり、實に平和を保全する爲めに常に重き負擔を荷ふは頗る苛重なるが如くに見ゆと雖も斯る負擔を荷はざ

る場合に於て生ずべき激激なる危險なる騒亂に比すれば比較的輕易なる負擔を成す者と謂はざるべからず。

第四十二節 吾人は已に自然の状態の粗暴野蠻の場所に於て人々の間の安靜なる状態を維持し即ち社會の範圍内に於ける凡ての平和の擾亂を制壓すべき組織を創造し外敵の侵襲に對して鐵壁を建立する所の國家機關を生熟せしめたるとは如何に長時代の經營事業なりしやを觀察したり、此事業たるや是れ國家が彼の平和の状態に依て供せられたる擁蔽場に於てのみ隆興し得べき他の一層高尚なる目的に向て其力を轉ずる以前に既に仕遂ぐるを要する所の準備事業なるや明なり、而して此基本的要件にして全ふせらるゝ時は文明發達に於ける無數の原動力は此處に存在すべく而して此等の原動力は平和の維持の爲めに建てたる是等の大組織の圍壁を登り之を越へて廣延するに至るべし、目前に在る所の組織せる威力は當初擾亂の力を制壓するの目的を以て建てたる權力たる者なりしと雖も現今に於ては等しく斯る威力の援助を要すべき他の目的に對する有力なる機關となれり。

國家の基本的職分と開進國家の凡ての遠大なる目的との間に新密なる關係を存すると夫れ明なり、此高等なる權力の分離は元と是れ群衆の内より發生したる者なりと雖も今や此群衆を驅て其自然の性質に反對せる所の改良の方向に趣かしむるは其狀殆んど奇跡に類すと云ふべし、然れども斯る分離を遂げたればこゝ必然の結果として此高等なる權力が其保護の下に善良に向へる凡ての傾向を取らざるべからざるの必要を生じたるなり。

然り而して平和の狀態は則ち斯る傾向が迅速に繁茂増進し得べき土地たるに外ならざるなり、實に是等の傾向は彼の準備事業の未だ全く完成に至らざる時代の中央に於てすら已に發現せんとするの勢ありしを注意せざるべからず、即ち中世時代の深處に於て熾酷なる格闘及び毎日の兇暴事業の中央に於て已に大學は起り、技藝並に學問は研究せられ、以て幸福なる時代の進來を前兆せり、而して更に顯著なる者あり、即ち上古世界の滅亡より中世の末に至る迄の數世紀を通じ、國家が原形的の狀態を脱して漸く初起の形を成さんとするに當り、要すべき準備事業の中央に於て實に終始古代文明の遺物を復活

せしめんとするの企畫を怠らざりしを見るべし、羅馬並に雅典の精神を廣漠たる日光に覺起せしめんとするの企畫は前後相繼て起り、遂に久しき以前近世の國家が、其中世時代の稚兒的の靴を踏却し去りたる後に於て始めて其効果を現するに至れり。

第四十三節 之に關連して注意すべき價值ある今一つの點あり、吾人は唯日耳曼的國家創造の初期の進化として中世時代の諸世紀を語りたりと雖も、古代の文明の影響は初めより此進化の趨勢に關係したる者なり、是等の影響は決して歐羅巴の文明に就きて喪失したる者に非ず、古代の胸臆より發達したる一種の制度は實に宗教、道德、技藝及び學問に於ける古代の功績を蒐集保管し、以て之を發育の狀態に在る新文明に注入したりしなり、彼の教會なる者即ち是なり。

抑も教會は自然の狀態を脱して平和なる文明の狀態に趣かんとする反動的の人々の惑を解くべき最も理解し易き手段の一たりしなり、實に廣き意義に於て教會に依て以て粗雜なる人性の一層高尚なる情念を覺起し、依て以て勢

力に依て守護せられたる古代の文明の遺物を近代の人民に傳へたるの機關たりしなり、教會の媒介に依りて乃ち平和の状態に於ける習慣を生じ、教會の媒介に依りて乃ち亦彼の平和の状態に於て始めて價值を有すべき凡ての事物を保育するを得たりしなり、彼の生産事業、學問並に技藝、高等初等の教育、疾病者に對する慈善並に看護等の事柄に關する保育的増長的幫助的動力に關連して近世の國家の凡ての動作の種類を考察するときは是等は皆何れも中世の教會に於て行ひたる所若くは計畫したる所ならざるはなし。

此種の事業を行はんか爲めに適當なる權力を有し且つ同時に肝要なる立脚地を占めたる者は數世紀の間唯獨り教會あるのみなりしなり、教會以外の世界に於て斯る義務を理解し斯る力を生ずるに至りしは實に教會が充分に之を實行したりし後に在り、而して此時に至て始めて國家は教會の地位に代らんと欲するに至れり。

中世時代の教會が國家以外に立て之と對立の位置を占めたりしは蓋し此事實に基因する者なり、中世の教會は常に當時の不完全なる國家を補助したる

而已ならず又一層高尚なる法廷に訴へて以て國家の動作の及ばざる範圍に權力を及ぼし以て文明の爲めに是義務を盡せり、然れども國家が自ら是等の文明の原素を具有するに及んで漸く斯る補助的勢力若しくは其範圍を横貫する所の權力の必要を承認せざるに至れり、國家は最早や僧侶的職分の必要を否まず又教會の訴ふる所の權力を拒まず蓋し是等は共に國家自身の版圖内に來ればなり。

第四十四節 國家が其長臂を伸して凡ての生活の動作を其監督の下に置き

たりしは第十六世紀以來發達したる形狀に於ける國家の特質なり、希臘人に依て模範を作り羅馬人に依て羅馬帝國なる強大なる史治國家に發達したる古代の國家は亦近代の國家の模範となりし者なり、國家は再び當時の如く人類社會生活の最高機關と爲りつゝあり若しく殆んど爲らんとせり。

是に於てか吾人は已に個人國民の生存に於ける活動の因素たる以上は何事たるを問はず國家行爲の適當なる目的たるの論斷に達したり、國家行政が國民の生活上の目的を増進すべき範圍を定むるは蓋し目的若しくは利害に於

ける相違に基けるにあらず、國家の動作と私人の動作との二者の範圍を區別するは一時代若しくは一人民の特別の事情の下に於て一方の範圍に屬せしむるよりは他方の範圍に屬せしむるを優れりとするが如き關係に基因して定めたるものなり、我輩は茲に我著書の第一卷に於て論じたる是等の理由の説明並に『自由競争』及び共同動作の相互の補助に導く所の事情に關して討查したる所を指示するを得べし。

若し國家にして其包括する單位の力の結合より成るに於ては國家の動作は遂げらるべき目的が此合成力に適合するの性質を有する限りに於て如何なる目的をも適當に達するとを得るなるべし、斯る條件は彼の平和並に安全を確立し凡ての他の生活の目的の前提要件たる權力の基礎を定むべき基本的大事業に關し極端なる形狀に於て表示せられたるは吾人の已に満足したる所なり。

之に密着の關係を有し之に附隨して更に一種の職分あり、侵害せられたる若しくは紛争に係る權利に關して審判を行ひ以て其他の平和を確保し若しく

は回復する所の職分是なり、私人的生活の複雑なる矛盾の間に付する訴訟の目的物たる權利を確定すべき高等裁判の制度は根本に於て組織せる精神上並に道徳上の力を要するの事項なり。

此精神上の力を集合すると共に亦事情の許す限り文明の程度を高からしむる所の面して此理由に依て個人の地平線を超越する所の精神生活の發達を計るの目的を以て此種の制度を建つるを得べし、是に於てか重要なる公共教育の職分起る。

又國家に依て行はるべき權力の合成を要すべき理由は時として社會の或る需要に應ずべき設計の特殊の性質に於て見出すを得べし、之に關して吾人は其特別の性質上需要の著しき群集に對して單一なる監督者を置くを便利とする所の運輸の機關を包含する道路の公共的の經理を想起せざるべからず、近來工藝上の大進歩が前に説明したるが如き方向に於て行はるべき事業の範圍を廣めたるを以て此等の改良に基く全體の進歩は少くも其結果を經由して間接に國家の動作の範圍に影響すべき種々の力を集中するの傾向を伴

へり、即ち個人の經理の下に力を集合すると愈々大なれば從て是等の利益を
して社會全體の利益と調和せしむるの必要は愈々急切となるべし。
然れども國家が要用なりと思惟せられたる凡ての制度を建造したる後に於
て尙且つ個人の方面に方ける一大種類を殘存すべし、是等の働作は各々自己
の方法に從て人類事業の完備に進むの効益を成す者なり。

故に國家の優等なる精神上並に物質上の力は此等の働作が補助、維持、禁制、救
濟を要する程度に於て亦之と相關係せざるべからず、以上説く所に依て吾人
は特段の程度に於ては變化し得べき性質を有し、理論に於ては個人生活の凡
ての範圍を包括する所の國家の監督行爲の全領分を示し了れり。

第四十五節 我輩は既に第一卷文明進歩に附着せる事實として需要の發達
を論究したり、此議論に於て中心の論點を成したる者は需要の程度是は無
限なり、に非ずして寧ろ特に撰びたる者を概括して其詳細の合理的性質に於け
る合理的の配列及び整理に在りしなり。

國家に關しては其働作の種々の種類を考察するに當て吾人は我著書の一

論の部分に於て既に知悉せる所の者と同一の原理を適用せんと欲するな
り。

其需要の發達に關する國家の特質的形象は個人の私人的經濟に比して國家
に於ける合理的性質の優れるに在り、個人の生活に於ては其需要發達を致す
動機は直接に自然の慾情より發す、其根本的の最始の需要を満足せしむるに
足る丈の充分なる供給を存するの廣濶なる基礎に於てのみ始めて一層高
き文明が一層高尚なる需要の形に於ける果實を結ぶを得べし。

之に反して國家の需要は全體を考ふるときは一の精洗裝置を通過し來る者
にして即ち知識上の思慮より發生する者なり、是れ國家固有の性質の然らし
むる所なり、食物、飲料、被服、住居、娛樂、交際是等は私人的經濟の重に關係する所
の最始の需要たり、平和、秩序、安全、教育、救濟、是等は重に國家經濟の關係する所
の高等なる需要たるなり。

國家は過去久しき時代の間最始の需要の爲めに効用を爲す所の制度の餘計
なる増長を錮却せざるべからずとの議論を受けたりと雖も之と同時に他の

一方に於ては高等なる需要の挑發者となり教育學問技藝慈善衛生等の制度を建つるに至れり而して當に是等の高等なる需要を挑發したるのみならず特に緊切なる場合例へば學校の出席又は勞力者保護の法律の如き特に緊切なる場合に於てはうの連立したる制度に對する一般の需要を作らんか爲めに強制的の力を用ゆるとあり。

第四十六節 近時に於ける共公需要の程度の増進は特に次の二個の原因に基く者なり技術上の効驗に於ける進少及び民主々義の思想の普及是れなり。

先づ技術の効驗を論せん抑も技術の効驗 (Technical efficiency) は根元的基本的なる種類の國家動作即ち國家自衛の設備なる者に關して特殊の意義を有せり此設備並に顧慮は自ら二双の相異なる反對の因素を包含する者にして一方に於ては攻撃の手段と防禦の手段との間に存する對抗の關係を存し他の一方に於ては相互に反對の地位に立てる異なる國家間の對抗の關係を存せり此關係の結果として技術上の効驗の進歩は已に爲し遂けたる改良を基礎とし

て更に改良を行ふべき増進的誘導を意味する者なり防禦の手段の改良は常に攻撃の手段の改良を促かし攻撃に用ゆる武器の進歩は必ずや防禦法の進歩を誘起する者なり而して技術上の知識が理學の進歩に依て一度發達の潮流に投したるや爾來等しく攻守兩様の目的に利用せられたり是れ時代の共同所有物なるか故に相反對せる兩人民に對して等しく其用を爲す者にして一國か今日他國に優りて有する所の利益は明日は他國の仕遂けたる新規なる進歩に由りて超過せらるゝに至るべし。

技術上の知識の進歩する間は恰かも自動緩急機械に依て維持せらるゝか如き此種の競争は勿論連續して増進する所の忍苦を前定する者なり而して是等の忍苦は戰術の間斷なき進歩と全しく平和なる産業的知識の常に増進する生産力に依て維持せらるゝ者なり平和なる産業に關する特殊の知識の進歩するや否や戰爭上の技術亦凡ての新財源を利用せんとするの用意を爲すべし此二種の運動の離隔し得べからざる因縁は唯だ内部より發生する所の人民間の關係に於ける極端なる變革に由て之を破毀するを得るのみ故に戰

争と進歩との離隔すへからざる性質は現在及び將來に於て看過すべからざる重要な事實なるを注目せざるべからず、何となれば茲に示したるか如き極端なる深遠なる變革は唯だ頗る緩漫に發生し得るのみなればなり、平和なる生存の改良並に嫉樂の増進を助くる所の技術上の知識の是種の進歩も又混亂せざる所の感情を以て之を思考するを得ん、試に米國の家屋若しくは米國の都市に於ける近代の便利と獨乙の地方都市の不便とを比較し見よ、掃淨、點燈、給水、街道整理等の設計を比較し而して、我獨乙の都市が此方向に於て既に爲し若しくは將に爲さんとするの大進歩に注意せよ、殊に注意を價するは我獨乙の大都會が此點に於て前時代に仕遂けたりし者及び今日に於て其經營せる所の變動に在り、抑技術上の知識の進歩が文明生活の最始の需要に接觸すると夫れ親密なり、故に平和なる産業の領分内に於ても亦技術の改良は新需要の増進的進入を生ずる者と謂ふべし。

第四十七節 前に説きたる如く技術の改良が重に社會の生活の状態の改良

を伴ひしと同じく新時代の民主主義の思想も同様の方向に於て結果を迅速ならしめ且つ程度を大ならしめたるの影響を有すべきは自然の道理なるべし。

人類の權利及び人類の威嚴なる觀念が愈々能く近代の人民間に普及するときは公共團體は愈々容易に下級人民の占領せる開化の程度を昇進するの効用を爲すべき社會的機關を以て從來の撰擧權に補加せんとするに至るべし。小學校、貧民保護、衛生制度、労働者の保險及び其他之に類する事業が適當に公共の事務と認めらるゝに至りしは現時の財政上に於て頗著なる一大事實なるのみならず、各社會各時代に於て此事實の顯著なる程度は一に人民が是等の目的に向ひ常に増進する所の需要に對して好んで同意するの程度の多少に在り、小學校の補助、貧民の保護等は素より範圍の頗る廣き者なり而して吾人は民主主義の勢力の高度に發達せる所の事情の下に於て此範圍の廣き性質は如何なる状態を來すべきやを見るを得べし、然れども今日の時代に於ては此種の思想は國々、到る所に傳播せるが故に此種の歳出の絶へず増加する

は免るべからざる必然の勢なるべし。

若し夫れ平等の思想が歴史の進行と共に緩漫なれども然かも常に増進するの勢を以て實成せらるゝ者なりとせば若し夫れ現世紀が此方向に於て特別の進歩を爲すべき一分片たるを眞なりとせば然る時は凡ての人文開發に要する所の或る基本的要件を充すの手段に依て下等人民の物質上並に精神上の地位を昇進せしむるを目的とする所の是等の設計は是れ此歴史的進行の骨隨の形象なるべし。

第二章 公共經濟の歴史上の發達

第一款 私人經濟及び公共經濟

第四十八節 本書の目的並に立案上此場合に於ても他の場合に於けると全しく徒に詳細を説きて混亂に失するが如きとなきを要す、我輩の論ぜんを欲する所は公共經濟並に公共行政が存立するに至りし歴史的發達の綱領を記載し及び之より生じたる需要を證明するに在り、是れ則ち吾人をして其結果

たる諸制度の精神に立入り其如何にして現在の状態に至りたるやの由來を理解せしむる者なり。

往時の財政學者は國家の歳入を區分して政府の収益したる者と政府の賦課したる者との二となせり、前者は之を政府の行ふ純然たる私人的事業より生ずる收入、官有財産より生ずる收入及び政府の獨占業より生ずる收入に細別し、後者は之を政府と國民との間に行はるゝ特別の行爲の場合に於て課する所の租稅(即ち手数料)と及び政府に於て特別に報酬的役務を供するとなく、單に國民たる義務に訴へて國民全體に賦課する所の租稅(即ち通常租稅)と稱するものとの二つに細別せり、稍近き時代の財政學者は此區別法に代ふるに歴史的發達の順序に従て排列する所の漸階法を以てせり、斯る方法に依れば、公共の制度としての近代の國家の觀念が私人權並に特權上の事柄としての古代の國家の法律的觀念より變遷發達したる所の前數世紀間の發達の大勢は人的所得の往時の状態より國家的歳入の近代の状态に至る財政進歩の大勢に映射せり、斯の如く私領的收入より租稅に至る漸階的進歩は固より事實

として其跡を尋ねるを得べし、先づ第一に國家の實業的の營業が國家の事務に附着せる特權の故を以て之に關係せる特質の私人的營業に對する一種の特權を獲得するに至り、次に充分に發達せる財政の本質たる歳入法としての課税法に連する以前に其間に介在して手数料法の轉遷的階級あり、是れ實に租税法に近似せる性質を有すと雖も亦特別の役務及び特別の支拂間の關係に基く點に於て尙産業的収入法の形跡を保存せる者なり。

此種の觀念に關する不満足なる形象は財政の歴史の表示と近代の財政法の説明とを一處同時に包括せんとするに在り、私人經濟の時期より公共經濟の時期に至る此進歩は精確に數世紀間の發達の實際を表明する者なるべし、然れとも近世の財政制度を其上部の論究が全く國家的事務の性質を有するにも係らず之を私人的産業の性質を基礎とせる一種の組織と見做さんとするは是れ吾人が通常公法の立脚點より看察して近世の國家の觀念を理解すると全様の方法を以て近世の公共經濟の觀念を理解する所の論理の要件に矛盾する者なり。

公法の場合に於て或る基本的觀念即ち主權、國民資格等が議論の前提となりて近世の國家の根本的性質を推及し得ると全しく近世の國家經濟の場合に於ても亦其基本の原理は彼の公共需要の歴史的發達の漸階法並に積層法に於て求むべきに非ずして全く之を部分の全體に關する論理的關係に求めざるべからず。

第四十九節 財政に關する最近の著書に於て殆んど例習となれる所の議論にして且つ吾人が前に注意したる所の背理に内應せる者あり抑も近世の國家の政府に關して私人的營業論を語るは果して其當を得たる者と謂ひ得べきや、是れ吾人の反問せざるべからざる所なり。

次の如き故障は自ら現出し來るべし、第一に近世の國家に於ては「私人的」なる觀念は唯だ「國家的」なる觀念に對應するの意義を有する者にして従て國家の需求する所の者にして私人的收入と稱し得るは唯だ言語の特別の意味に於て然る者なると言を俟たず、政府が今日需求する所の者は實に一私人として爲さざるのみならず營利の事業を執るに當て一私人を支配する所の動機若

しくは目的に依てすら之を爲すに非ず、目的並に見解點に於ける此差異は則ち政府の行爲の特質的事實を構成する者にして能く此差別を推して解拆する時は直に政府の動作の疑はしき部分を財政の範圍中より除却するを得べし、官有財産並に王室財産は國家經濟の成形時代に於ける財政史に屬する事實として充分に發達せる近世の國家の經濟に於ては是等の制度は唯歳入を生ずると云ふより以外の他の理由によりて其維持を保證せらるゝの條件に於てのみ存續するを得べし、是等の制度は公共の利便の點より看察して正當なる者と認められざるへからず、而して此看察點は私人經濟の特質を成す者とは全く異なる者なり。

第二に社會的政治の見解並に社會主義の見解の最近の發達は所謂「私人的企業」なる觀念の基點の全部を顛倒したる者なり、従て國家に於ける私人的企業の觀念を惹起すに至る所の事物に對する見解は私人的所有の辯護者と集会的所有の辯護者との間の議論の爲めに全く回轉せられたり、若し夫れ國家所有の範圍を擴張するを以て多少の程度に於て現在及び將來の歴史的使

命なりとせば吾人は直接に彼の近世の國家の要素と單に名稱に於て矛盾せるか爲め近來一種の過去の遺物として見做されたる所の者が新規なる社會上並に經濟上の秩序の根本の特質として現はれ來るの事實に接せざるべからず。

之に由りて吾人は次の結論を有す、公共經濟の秩序的研究は議論の基礎として或は公共の需要を満足せしむるの基礎たる公共所有及び公共營業を論せざるへからず、此場合に於ては私人的營業の觀念は當に政府に於ける適用に關して消滅するのみならず又此觀念は私人的所有及私人的事業を基本とするか故に國民全體の生活の方法としての適當なる範圍内に於ても全く其跡を減すべし、若しくは亦之に反して公共經濟の論究は現時の狀勢に於けるか如く國民の私人的財産及び私人的産業を基點として出發せざるべからず、此場合に於ては公共經濟は國民個人の營む所の私人的生産事業より生ずる收入を基礎とせざるへからず。

第五十節 是に於てか吾人は近世の國家の經濟に於ては私有財産が國民全

體の關係の全部の構造の多少知覺し得べき基礎を成す所の基本的事實なるを想起せざるべからず。

是れ決して其過去の遺存物として存在すると將た新時代及び其傾向に基くを問はず、公共財産が公共所有に於て保有せらるゝとを拒否する者に非ず、然れども斯る公共財産が我近代の國家並に社會に存立するの拒否すべからざる事實の面前に於てすら、假令事實上斯る財産が種々の原因に依りて益々増加するの傾向あるに於てすら、是等の事柄に關する意義の曖昧を避けて以て公共の所有と及び私人的所有の確然たる基本的事實との間に存する關係を曖昧に歸せしめざる様注意せざるべからず。

議論の基點は唯二個あるのみなり、吾人は共通所有の基點より出發せざるべからざるべからざれば私人的所有の基點より出發すべきのみ、若し國家を以て共通所有者となし従て社會經濟がロドバースの理想の意味に於けるが如き國家の公共經濟なる場合に於ては財政制度に關して國家の經濟の全體は全く別種の基礎の上に成立せざるべからず、其直接の結果として公共經濟

に於ける収入と私人生活に於ける収入との間に存する勿論の事柄として認定したる凡ての差別は最早や存立する能はず、蓋し此場合に於ては集合的収入は中心の位置を占むる者にして各個私人は國家組織の用務に於ける官吏及び役員として其内より各個の収入を求むるなるべし、此場合に於て國民の全體を成す所の官吏並に役員は國家より其収入を取得する者にして彼の國家が其収入を國民の収入中より取得する所の現時の制度に於ける場合とは全く相反せる者なり。

偕て此二様の基點の中其何れかを撰ばざるべからず、近代に於て一度主張せらるゝに至りたる議論に反して此差別は近世の國家に於て明かに増加するの傾向ある所の公共産業を經理する國家組織の存在の爲めに排除せられたる者に非ず。

是等の事實は寧ろ此種の經理の存するを以て私有財産の制度の本元たる社會上の事實に對して此種の方法を正當とするの理由とせんとする所の吾人の議論を確保する者なり、私人的財産及私人的産業の基礎たる社會の分階は

公共教育の財政上の經理、交通事業の公共の設備等を生ずるの基礎を成す者なり、實に廣大なる國家組織の多くは其實例へば官有獨占業の如く國家の目的に要する納附金を私人的産業より徵收するの一機關たるに外ならざるなり。

第二款 公共經濟の生長

第五十一節 公共經濟の歴史的發達の全部は個人國民の私人經濟と其從屬する所の國家の公共經濟との間の離隔の増進より來る者に外ならず、我が近世の國家の觀念の強弱は國民の團體に於ける發達せる個人主義の知覺の多少に在りて此個人主義の知覺は國民全體に有力なる支持を供與すると假定せらるゝ者なり。

然れども人事發達の凡ての場合に於て必要なるが如く此場合に於ても其今日を致す爲めには長時代の煩勞なる經歷を要したりしなり。

第一に吾人の既に見たる所の如く國家發達の最初に於ては斯る差別の全く存在せざりしとを注意せざるべからず、原始的國家の視覺し得べき表章は原

始的民衆なりしなり、著しく親密に自由國家の過激なる理想に近似せる所の此粗糲なる原始的形態は國家中に一個人を沈没し又同時に人民の單純なる集合中に國家を沈没する者なり。

然るに是等は總て變化したり、最舊時代の粗糲なる平等其平等は固より不完全なり、は後分裂離隔して世襲的王國を生起し次に世襲的貴族を生じ世襲貴族は發達して勤務的の貴族となり、更に征略の幸運に乗して屢々財産の分配を變化し異なる産業階級は或は昇進し或は墜落し以て財産關係に於ける一大差別を伴へり、凡て是等の原因は其他の多くの原因と合して平等制度の位置に代て社會の複合的階級制度を誘起するに至れり。

同様に此高度に分離階別せる社會は一部は神治國家の存在に基因して是特有の構造を得たる者なるを以て自ら永續の君主權の成立を久しからしむべき原素を包含せり。

共同參與の主義に基ける古代の憲法は最早や現在の不平等主義の實際の事實を表示せざるなり、社會の自由個員の自治制度は其結果として強者に對す

る弱者の服従となれり、是に於てか戦争的主領の争闘より發達する所の法律上の権力の必要を生ぜり。

強者に對する弱者の服従に由て賦課せられたる役務及び負擔と共に社會的自由制度の状態より變遷し來れる人的役務の義務と物質上の納附の義務との混合並に土地の領主が其隸民に對して、行ひし權力より君主の其人民に對する法律上の國民的關係に至る迄の種々に複雑せる服従の分階は是れ屢々分析せんとする凡ての企圖を拒否せんとするか如き社會義務及び國家義務の雜色なる混合に結果したる者なり。

第五十二節 此往古の財政制度の性質の明瞭なる了解を得んか爲めには觀察の範圍を單一なる國家に限り且つ更に考究の爲めに歐羅巴の系統に屬する諸國の中に於て最も古き歴史を有し及び最も斷絶なき發達の經歷を有する國家を撰擇するの必要あり、此種の國家は則ち英國なり。

アングロ、サクソン諸王の財政制度は或る大なる土地所有者と同一の基礎に立つ者にして即ち國王の私有財産なり、この外りの征服したる土地中に於て

國土の多くの區分に於ける稍價值ある部分を采地として國王の臣下に附與したる後尙公共財産として残れる部分を公有領地として教會寺院に對する惠與又は或る勤務に對する報酬若しくは恩典として消費し盡すに至らざる間之を占有するの制度あり。

然れども公共領地の全部が悉皆分與を終りたる後と雖も港灣、船渠、軍用道路等に於けるが如き場合に於て尙王の或る特權を附着せる者あり、是等は王の賦課金の財源たる者にして羊毛稅並に生皮稅の如き其著はれたる者なり。

公共領地減少するに従て兵馬の權司法行政の權及び警察監督の權等の公共の權力並に勢力に附着せる此種の歲入特權は一層完全なる發達を遂げり、兵馬の權よりは王城並に王の住家を建築するに當て人民に課役するの權利を生じ、裁判を行ふの職分よりは謀反若しくは其他の犯罪に由りて沒收したる財産動産不動産に對する王の取得權並に種々の罰金に對する收納權を生じたり、但し斯る罰金にして封領地の法律に依る者は封領地の主人之を收納す、警察權に基きては廣大なる罰金の制度の外に購罪を許容するより生ずる一

種の收得權を生じ、同一の原因より亦港灣並に航河に賦課せる租稅制度を擴張し並に猶太人其他外國商人にして保護の必要あるべき者が王の保護を得んが爲めに支拂ふ所の種々の課金を賦課するに至れり。

之れに反して直接課稅の權利は當時に於て未だ知らざる所なり、日耳曼人の司長は征服せる人民に貢納物を課するの權を有し自己の人民よりは重に家畜及び產物より成る所の上納物を受領せり、この種の名譽的納附は衆民集會に於て供出せらるゝものなりと雖ども亦國王が戰爭の爲め若しくは裁判の爲め行幸を爲すに當ては王自身並に其隨從者は費用を辨せずして對遇を受くるを例とせり、この習慣は今日に於ては王の侍從並に王の使者の旅行中の對遇に適用せらるゝに至れり、財政制度に於ける普通の構成分子たる租稅は當時に於てはキエートン人の社會の基礎たる軍事上並に司法上の職分が全く屬人的の性質を有したるの事實の爲めに除去せられたり、デーンスの海賊を買逐するの目的を以て國民的納附金を出さんか爲めに國民集會を催すことありしは蓋し危急存亡の場合に於てのみなりしなり、土地に課せる永續稅

たるデーニングルト *Danmark* と稱する者は蓋し當時の納附金に淵源する者なり。

第五十三節 ノーマンの征服者に依て建てられたるアングロ、ノルマンの國家に於てはアングロ、サクソン時代の財政制度は一層顯著なる發達を遂けた

り。

考究を要する財政上の原素の重なる種類を擧ぐれば次の如し。

第一の者は王有財産にして征服の後土地及び森林の大部分を保存するより成り且つ拜借地の屢々上納せらるゝに依て増大する者なり。

第二の者は收益の特權にして之には三種あり(甲)は兵馬の權に附着せる特權にして橋梁城砦等の築成に當て臣下に命する所の常例の賦役を命し及び殊に封建的借地法に伴ふ軍事上の納附金即ち後見婚姻及び相續に對する支拂金の形式に於ける納附金より新に收入を求むるを得べし(乙)は裁判權の執行に伴ふ收益權にして彼のアングロサクソン時代に於て大に衰頽に歸したる罰金並に手数料は今や凡ての重要なる訴訟がキエーリアレジスの判決の

下に來るの結果として自由に行はるゝに至り且つ重罪の場合に於ける廣濶なる財産沒收權亦頗る收入を生せしむる者となれり(丙)警察權よりは夥多の罰金を生じ是れ亦看過すべきに非ざるなり。

第三の者は封建的借地制に伴ふ軍事上の義務に基く所の直接税制度の活潑なる萌芽にして即ち名譽の爲め若しくは必要に迫りたる三種の場合(男子の加冠して武士となる場合女子の婚姻する場合及び牢獄より王の身體を購ふ場合に限りて王の地を受領せる臣下の負ふ所のエード、從軍の義務の代りに納むる所の納附金たるスキュテージ及び都市の住民並に従軍義務を負はざゞ土地の住民に賦課せる納附金常に封建制度に附隨せる者たるテイレーの三者を包含する者なり。

ノルマン時代の行政制度は國家政務の凡ての範圍を轉じて金錢上の出納の關係を有せしむるに於て成功したり其自在に變化し得べき行政上の精神は避くべからざる罰金並に課金の制度を凡ての範圍に浸入せしめたるを以て秩序的に其制度を分類すると能はず而して財政は王庫を中心とするか故に

前時代に比すれば形相全く新なりと云ふべし。

第五十四節 中世時代の財政制度は吾人が茲に簡單に記載したるアングロノルマン國家の發達の例を以て其新舊の模範を示したる所なるか是れ恰も中世の國家を思惟して私法關係の制度なりとなすの傳説に於けると同様に亦私法に基く制度なりと見做されたる者なり。

然れども此見解は適當なる制限内に於てのみ正常なるを得べし吾人は實に中世の國家に至るの道路を成す所の是等の制度に於て常に普通人の思想に近接して了解し易き卑近なる或る者を國家の職分に結合するの必要を表現せるを認め而して是れ封建制度の絶頂より最下底に至る迄全部を貫通して違誤なき者なり卑近の關係に對する此從屬は實に我が現在の制度の或る基本的原素に關して今日に至る迄連續繼續したる者なり我が公法に於ける確固不動の點は皆世襲的王朝に依て供與せられたる者のみなるは蓋し人間の性質の弱點なるべし。

要するに公共財庫の重なる綱領は已に中世の封建國家に於て表示せられた

る者なり。

此封建的狀態の軍事上の性質の結果として實際に凡ての國家の基礎を構成する所の軍事上の義務は公共義務の其制度に於ける中心の事實となれり、是れ其納附が人的役務の形狀に於けると將た漸次増々人的の役務に代て位置を占めんとする所の物品納附たるを問はず眞を失はざる者なり、スキューテージ及びタレージは戰爭の實用を償ふを目的とする純粹なる政治上の性質を有する納附金にして身體上の軍事役務に服するの義務に代て其位置を領し以て近世の租稅制度に至るの變遷の階段を成したり。

然れども需要の増長に應ずべき此租稅制度の發達は種々の障礙に出會したる者なるを注意せざるべからず、能く此事實を理解せんが爲めには吾人は敢て抽象的の考究を爲して現在より進んで遠き過去の時代を穿鑿するを要せず、之に反して彼の碎心用意して社會に對する義務に甘んずるの念を維持するとの如何に困難なるやは不幸にして現在の事實に依り之を理解するを容易なるなり。

是に於てか此發達の要件に基きて中間に介在する一連の鏈索を生じ以て最も知覺し易き方法を以て私人國民の自然の利己心と公共の需要とを連束するに至れり、臣民の爲めに裁判を爲し及び平和を維持するの任務は重き支拂を伴ふ者にして合理なる國家經濟に關する吾人の見解に依て之を是れば是れ一種の純粹なる實務なるが如しと雖も必竟するに當時に於て収入の増加を得んが爲めに適用したるの手段たりしなり、人情の弱點に對する此支柱は能く今日に至る迄繼續するを得たる者にして固より現時に於ては大に精密なる形狀を執るに至れりと雖もりの私人生活の知覺し易き利己の需要と國家共同の深奥なる需要とを連結する効能を及ぼすの本質に至ては依然として變する所なきなり。

利己的私民權と公共の義務との連結は多くの場合に於ては後者の義務の適當なる履行を保證する者なり、此點に關して吾人は下サクソニーの諸都市に於て兵役納稅の義務と酒造の權利とを連着せしめたるの例を見るなり。

第五十五節 近世の國家の小天地が始めて現出したるは中世時代の日耳曼

の都府に於てなりしか如く、財政制度の始めて發達したるは殊に是等の都市に於てなりし、而して其後の時代に於て類似の制度は稍大なる社會の國家に於て發達するに及べり。

若し夫れ其模範たるの例を撰ばんとすれば第十五世紀に於けるハッスル市は此目的に適する者なるべし。

間接税は地方財政經濟の基礎を組成したり、所謂ウングルト *Ungelt* なる者は消費税にして或る範圍迄は地方都市の發明に屬する者なり、ウングルトが國王及び封建受領者たる帝國の諸侯の保有する權力に基く租税の從來の形狀を冒さざるの範圍に於ては是れ租税の一新種類にして何者も之に先つの資格を有せざるなり、而して其發明者たる此都市會議は之に由て形式上に於て在來の特權を侵犯するをなくして租税を課するを得たりしなり、獨立なる地方財政制度はウングルトと共に始まれり、其最舊の形狀は酒に課せるウングルトにして即ち酒壺より賣却したる酒量に對して賦課したる租税なり、其他殊に廣く行はれたる形狀は磨車に於けるウングルトにして即ち磨車に

依て磨碎せる穀物の量に應じて車主に課したる租税なり。

ウングルトなる語の意義は後世廣き意味に用おられ十八世紀の末トール河邊のローセンブルヒの自由都市に於ては家屋土地及び商業に課せる租税も亦ウングルトと稱せられたり。

是等の消費税は中世時代の地方經濟に於ても又後の時代の種々の位置に於ても負擔をして差別なく一樣に凡ての階級の人民に到達せしめ殊に寺院法に依て保有せる免税の特權に基き直接税の免除を主張し且つ其利益に浴せる僧侶社會に到達せしむるの利益を有したり。

酒税及び磨車税の外に間接消費税の他の三個の規則正しき形狀あり、是れ都市が從來諸侯の有したる課税權を獲得したるに依りて設定するを得たる者にして則ち都税、噸税(輸入貨物に課す)及び鹽税是なり。

間接税より生ずる収入は規則正しき者なりと雖も年々の總歲入の半額を供するに過ぎざりしなり、而して殘餘の半額は公債を起して之を補へり、公債は千三百六十五乃至六十六年以來常にハッスル市に於て用おられたる財政上

の手段にして且つ近傍の田舎地方の状態に比して地方都市の財政制度の發達進歩の著しきを示すの兆證たる歴史上の意義を有する者なり、抑も公債の制度は一方に於ては或る年度に於ける不慮の缺乏を補ふとを得他の一方に於ては私人の資本を放下するの良途たる一體の地方債の漸次の發達を表示する者なり。

廣大なる各地方に於て未だ國債の何者たるを知らざるの時に於て吾人は日耳曼都市が已に定期に起す所の無数の公債を包有し明瞭なる主義に依て之を經理せるを見るなり、是等の都市が信用の事柄に於ては將來に向て迅速なる前進を爲したると同様に亦銀行様の事業に關しても是等の都市は已に利息附の預金を爲し年金を設定し以て私人資本の放下の需要に應ずるの企畫を爲せり各年度の會計に於て定期に公債を起すを得たる所以を説明するの理由は蓋し此事實の外に出でざるなり、然れども亦此地方債の發達に於て財政上の有力なる一大因素を現はせり蓋し都市は此手段に依りて突然の危急に應ずるか爲め巨額の資金を募ることを得たればなり。

第五十六節 地方都市經濟に於ける是等の普通の財源に加へて更に財産税 Property tax 及び人税 Personal tax なる者あり其多くは非常臨時の租税として用ゐられたる者なり、人口並に財産の分配に關しては是等の事柄に附隨せる租税目録が充分なる計算額を供與するにも係らず、且つ是等の租税が地方都市の最高の發達の時代に於て屢々生起し得る者なるにも係らず、是等の制度は決して發達して一の永續制度となるに至らざりし者の如し、加之最上の都市の多くに於て斯る制度の全く存在するをなかりし者ありしなり。

是れ彼の自由民に直接税を賦課するとはチュートン人其他の古代の人民に取て、且つ念慮の程度に於て著しき類似を以て一種の零落の如く思惟せられたるの事實を想起するときは益々明瞭となるべし、雅典に於ても亦ソロン法にして國家の歳入の經常の財源に非ざるなり、人税の經常賦課は雅典人の眼中には一種の奴隸的の憎惡すべき性質を有したりしなり。

而るに近世の合理なる財政制度の原則と全く矛盾せる是等の感情は財産並

に収入の不精確なる評價を伴ふ人税の專意的性質に僻易し遂に實産に課せる確定税に依頼するに至るか若しくは實産税の確定不動の性質を以て人税の專意的動搖の性質に代置せんとするの手段を考究するに至るべし是れ亦注意を償するの事實にして、ラング氏の謂ふ所も是れに外ならず氏は曰く將來に於て租税に支拂ふべき額の不定なるは往時の日耳曼人の堪ゆる能はざりし所なるべし是を以て當時の封建的主公に納めたるビードを變換して家屋及び土地に對する借税となすに至れりと其後エレキシス、デ、トックエベル氏も亦古代の租税制度の重なる缺點は多くは實産に課せる不動税を有せる或る地方の利益なる位置に對比してテイレ税(一種の人税)の不確定なるに在りと斷言せり然り而して實際の事實上に於ては佛國革命は所得税の制度を用ひて迅速に此種の利益を普及せしめたる者なり。

然れども此一層完全なる課税の形狀が未だ地方都市の財政に於て經常の原素となるに至らず而して當時の税制は動搖變化し易き性質を有するにも係らず是の制度は歴史的發達に於ける一因素として國民的精神の新時代の方

向に進歩する重要な階梯を記印したる者なり然り而して實際に於ては之に關して種々の異論を生じ且つ吾人をして現在の時代の中央に來らしめたる彼の運動中に於てすら議論を紛出するとありしなり例へば千四百三十八年ゾーデルスタッドに於て九人のギルドの主領が都會議に反對して財産税を増大するの動議を提出し其面前に於て税率を定むべきの提議を主張したり、彼等は亦遺産並に財産は比較的に高率の租税を課し即ち工匠の身上の所得に比すれば之より高き租税を財産に課すべきを要求したり、千三百四十五年のステンダルの法令は市民が其財産を賃貸し得る額に就きては市會議は之を評價するを得べきとを規定せり、フライベルヒの市法は宣言して曰く「租税の支拂を減ずるの目的を以て租税の考定額以外に其家屋の賃貸を行ひたる者は悪意を有する者と認む」と、千三百〇四年のズーリツヒ市の法令は「グヴェルフを賦課する場合に於てはグヴェルフを登録せる表は全市民の面前に於て朗讀せざるべからざる」とを宣言せり、是等の事實は凡て近世の所得税問題の困難並に紛闘が已に中世地方都市の經濟に於て現出したるを表示

する者に外ならざるなり。

第五十七節 中世都市の地方的財政に於て更に注意すべき點は間接税に關して是等の都市が後世特異の形様を以て土地の諸侯の採れる所と同一權に強迫せられたるを是なり。

例へば當時廣く行はれたる奢侈禁制法(Summary Law) (裝飾衣服殊に儀式に關する禁制を設けたる者)すらも金錢上の制度と變換し了れり、婚姻の事を規定せる千四百三十四年の法令の最終の條款は次の如く規定せり、曰く本令の指定に従はざる者は二マルクの金を都市に納めざるべからず而して此金を納むる時は其欲する所に從ひ自由に多數の賓客を招待するを得べしと、實際の事實を見れば此種の納附金を爲すは盛んに行はれたるの習慣にして都市の會計帳簿に在る朱記婚姻目錄は實に少なからざる收入を得べき一定の財源たるを得たりしなり。

此外更に都市專賣制の發達あり、公共の計算を以て酒類を小賣するは能く行はれたる習慣にして年々相當の利益を生じたる者なり。

周圍の州が酒類を産出する地方にして從て都民が直接に近傍地方より日用の供給を仰く場合に於ては都會議は輸入酒類を小賣するの權を獨占せり(ツリッヒ市に於ては外國酒を專賣す)然れとも全く酒類を産せざる北部の都市に於ては都市會議は酒類供給の全部を管掌し時としては消費者に取ても又歳入上よりも著しき利益を生じ其習慣は敢て公共の強制力を以て之を定めざるにも係らず都市酒舖をして今日に至る迄能く其恩澤と利潤とを維持せしめたり(例へばブレメン市の如し)

此專賣の制度は亦其範圍を廣めて其他の事物に及ぼせり、ゾーデルスタッド市に於ては三個の市立浴場を設けり、醸造の權利は頗る異常の形狀即ち公衆醸造家に對する免許の形狀を取れり而して免許を得たる醸造家は自家用の爲め又は都市の消費に供せんか爲め醸造するを得るなり(免許に記號として擔頭に松の枝を懸く)此免許は種々の方法に於て都會議に收入を供與する者なり、或は都市所有に屬する醸造銅罐の使用に對して支拂を徴し(銅罐は之を用する權利ある者の一方より他方に順番に廻附するなり)又同醸造用の支柱

に税を課し麥酒の各樽に付て呑口税を徴する等是なり。

第五十八節 斯の如くにして中世地方都市が公共事務の性質を有する財政制度を備ふる點に關して近世の國家の先鞭を着けたる者なるを認むるときは是等の舊時代の真相と其以後の發達の遲緩なるとは増々明瞭となるべし吾人は都市が興起して權力を振ふの地位に達し而して後其地方的版圖を擴張するの目的を以て其財政上の長所を利用し以て勢力を固めんとしたるを見る或る意味に於ては近世の國家の性質を先取する所の完備なる統一を保有する是等の都市は封建的の様式に於ける其主權を利用し之を以て公共の權力と私人の性資との交叉點となし資本の所有を應用して周圍の世界を統御するの權力を得たり抑も多數人民の爲めに一の國家的組織を供せんとする封建主義の企圖は斯る組織が嚴密に私人的の利得を目的として公共の法律を執行するの配置に基礎を置くとに依てのみ其効を奏し得べし金錢上の目的の爲めに官職を利用するは此配置の特徵にして是等の封建的權利の所有者たる中世の都市と周圍の領地とを對照する時は蓋し發達の狀勢を察

するを得べし、

公共の官職に對する此種の觀念の裏面の狀相は主侯並に政府の動搖止まざる需要に於て急迫を告ぐる毎に官職並に地位を賣買若しくは質入したるに及官職を購買して之より利得を求むるを資産ある人民の營利事業とするに至りしの事實に依て之を見るを得べし、ホーヘンゾルン家が戰爭を爲したりし時に當て國王の歲入の十分の九は官職を質入れ若しくは賣却して得たる者なり、資産を有する階級は國家若しも當時に於て國家を語り得るならばを賣收し名義上の代價を支拂ひ莫大の利益を護得せり、佛國に於ても第十八世紀の終に至る迄の國家並に財政の一般の腐敗の徵候として諸種の官職は賣却轉賣せられ多數の官職は單に賣買するのみの目的を以て設けられたり、斯様にして行政機關は漸次難澁なる複雑なる不生産的なる状態に陥り遂に之を以て一種の跛啞政府と做し之を放棄して他に別に行政事務を行ふべき一定の機關を設くるの必要を生ずるに至れり、世紀時代を貫通して國家各階級の人民は皆抗言して曰ふ、官職を賣る者は正義を賣る者なり是れ實に卑劣なる

處行なりと然れども是等の抗言は凡て無用なりき何となればトックエウェイの謂ふか如く是れ政府が依て以て租税を假裝し人民をして其眞性を知らざらしめんとする所の形式なればなり。

第五十九節 近世に近きて吾人は是より第十七世紀及び第十八世紀に於ける獨乙の地方國家を考察すべし先づ一例として普魯西を説かん。

第十六世紀及び第十七世紀に於ける獨乙の諸侯は勿論第十八世紀に於ける者と雖も自ら見て以て大なる土地所有者及び大地主と爲せり其領地並に森林の經理は諸侯の財政に於ける主要なる原素となり若しくは爲らんとするに至れり。

近くはウィリアム一世の治世に於ても課税の最大包容度は唯た國家並に軍隊を維持する爲めに止まり從て財務上の經理は節儉にして且つ敏括なるを要し及び最高度の潤收入を生じ且つ新財源を獲得し得る様に指麾せざるべからずとの説は固く信憑せらるゝ所なり領地は期限を定て之を彼の専門の熟練と大資本の貯蓄と近世的の企業心とを有する農業者に貸附し以て巨額

の收入を得べし。

此財務上の利益は又人口の増殖に對する國王の願望に超越しフレデリッキ一世の創施したる世襲借地の許容は爾來繼續するをなかりき此世襲借地制は后フレデリッキ大王の時殊に七年戦争の後に至て再び採用せらるゝに至れり領地所有の擴張は廢止せられ國王は國家の領地買上を禁制せり王は社會の秩序並に官吏社會の基礎を構成せん爲め貴族所有の財産は永く之を保存せんとを希望せり。

稍高く進歩したる獨乙西南部諸國に於てすら第十八世紀の末に至る迄は平時に於て全く租税を課するをなく能く國家の存立を全ふするを得たり例へばワートンブルヒに於けるか如し國王所有の土地より生ずる収入は能く中央政府の費用を辨し宮廷の需要を供するに足れり。

現時に於ても尙國有土地を見て國家歳入の最も肝要なる財源なりとなす觀念の遺存せる形跡を認むるを得べし千八百七十年三月二日に發布せる財産所得及び市民税アウチンツェルに關するゾーリッヒ州の法律は極めて近代に屬する者なる

か其冒頭に左の如く云へり、曰く公共財産及び財源より生ずる歳入を以て國家の費用を償ふに足らざる場合に於て租税を財産に賦課すべし云々と、グラウペンデン州に於ては實に政府の費用の國有財産より生ずる歳入に依りて償ひ得べき額に超過せる部分は今日に至る迄缺乏金と稱せられたり。

第六十節 然れども過去の時代に久しく且つ何れの場所に於ても少くも非常の時機に際し非常の事變に悩み國有財産より生ずる歳入を以て十分ならざる場合に於ては王侯の権力は諸階級の人民に抗敵して實に附加收入を求めざるへからざりしなり、租税を賦課するの困難は一部は實際上の性質及其時の事情に基き一部は憲法的性質に屬する者なるが是等の困難あるか爲め歳入を起すに當て國王の権力をして諸級人民の有する承認權の制裁を免れしむるの方法を採用するの必要を生せり、羅馬帝國の時代に一般に行はれたる國家の觀念に基く羅馬法の原則は第十七世紀の中頃に於てすら且つ能く主張して謂へり、問はずして直に租税を命し得るは共和政治の特長なり」と然れども千七百八十二年に於て帝國財政會議は其決議に依りサルツブルヒ

の僧正が君主の意志は課税の事柄に關する單一なる且つ充分なる法律なりしと斷言したるの故を以て之を譴責したり。

借而此方法は敢て遠きに求むるに及ばず、國家に屬する主權の凡ての特權に屬する財政上の行爲と共に封建制度の傳説中に之を見出すを得べし、即ち必要とする所は是等の君主の權利を種類並に分量に關して出來得る限り擴張するに在り、カスパー・クロツクは四百種を下らざるの特權を計算し實に羅馬法學者の時世に阿るの頓智は已に君主の僞造權を發明するに及べり。

然れども凡ての濫用あるにも係らず此王權制度中の一因素として國民思想發達の緊切なる必要を存するを認めざるべからず、此國家思想は諸級人民の課税承認權に依りて反對せらるる障害に對してこの國家的需要の主張を維持する者なり、唯た商議し得へくして命令すべからざる租税に代て名義上に於て課税權よりは他の之より一層正當なる權力より命令的性質を支分せる課税の一種の假想的形式を採用するに至れり。

歐洲諸國は此種の王權に關して互に競走を爲したり、魯國に於てすら吾人は

第十七世紀の中頃に於て魯帝は諸種の商業を營み肉類並に菓物の小賣業迄にも關係するに至れるを見たり、當時酒類小賣商業の免許税と雖も亦巨額の収入を生ずるを得たり、然り而して之と同時に此王權制度は亦國家と産業との關係を考究するときには多くの點に於て國家權力増長を表示する者なるの事實を看過すべからず、即ち歐洲の諸國に於て國家自ら殖民地貿易に手を下すは頗る廣く行はれたるの習慣なりし、第十六世紀に於ける佛國も亦其産業制度並に之に伴ふ其發達の責任は國領制度と稱せられたり。然れども種々の觀察點が混合錯亂したると及び國家繁榮の問題と財政上の便宜の問題との間に全く確然たる分界を置かざりしと、是等の事實は其詳細に於ける幣害は措て問はず、實に此王權制度の特質的兆證なりと云ふべし。例へばブランデンブルヒ、プロシヤに於て吾人は次の如き制度を見る、是れ後の時代に至る迄繼續したる者なり。

大撰擧公はルーネンブルヒの政府專賣の制を布けり、然るにフレデリツキ一世の時代に於けるマクデブルヒ市の大製鹽事業はブランデンブルヒの所

有に轉したりしかばフレデリツキウイリアム一世は鹽專賣業を廣く全國に普及し且つ巨額の食鹽を輸出するを得たり、是れ第十八世紀の全部を通して繼續したる所なり。

大撰擧公は又通信郵便制度の模範を設立せり、是れ今日に於ては普國の境界を超へて擴延せる所なり、此制度は狹隘なる歲入上の基礎の上に執行したる者に非ず、又千七百十二年に至る迄は嚴密なる專占業の性質を有したる者に非ず、然れども尙著しく純収入を生したる者なり。

フレデリツキ大王は富籤專賣、珈琲專賣及び烟草專賣の制度を創始せり、其第一の者は現今尙存立し、第二の者は失敗に了り、第三の者は佛國其他歐洲諸國に依て定められたる模範に基き設定したる者なり、雖も公衆の不贊成の壓力と産業に關する自由説の勢力とに依りフレデリツキの繼續者の廢止する所となれり。

第六十一節 然れどもブランデンブルヒ、普魯西は勇往突進の状態に在り、從て大に資金を要したりしかば、當時に於てすら王權制度並に國有財産制度の

外に課税の範圍に於て他に制度を設くるの道を有せり。
軍隊税及び國産税 Contribution and Excise 即ち是なり。

ブランドンブルヒの慣例に依れば軍隊税とは軍隊の維持の爲め貨幣若しくは物品を以て國民の支拂ふべき凡ての物を指す者なり、封建制度並に従軍制度は代て雇傭兵制度となり軍隊は隊長及び司令長之を編成し以て王侯に貸附し王侯をして給與の義務を負はしむる者なり、此雇傭軍より漸次に普魯西陸軍を發達せり、司令長の營める一種の私人的事業なりし者が變じて公共の制度となるに至り由て以て國家の基本の原素の一時失ひたる形狀を回復したり、第一着に月々に雇傭したる雇傭軍を廢して常備軍之れに代り常備軍の維持に就ては大撰擧侯は各階級の人民と激烈なる争鬭を爲し少しつと品納税を負担せしめ之れと同時に年々金納税を設定し殆んど知らず識らずの間に巨額に達せしめ遂に租税の法律上の永續性は一般に確信せらるゝに至れり。

軍隊税を課定するに當ては古代のスコット壘帳を應用せり、都市並に縣郡並

に村は壘帳の數字に依て示されたる比例に従て課税せられたり、租税賦課の細目は各階級人民の定むる所に放任せり、而れども其實態に自己の負擔を軽減して他に移轉せしめんとする所の貴族之を左右せり。

撰擧公は當初より頑硬なる盡力を以て諸級の人民をして公平なる基礎に租税を負担せしめ課税に關しては盡一の原則を採用せんを試みたり、千六百四十七年當時尙封建主義の傳説に固着せる諸級人民の協議に付したる改革の計畫に對する答辭に於ては課税に對する無條件の義務は奴隸のみに關係せる事柄なるか如しと信ぜる人民の意見を發表せり、其表文に曰く祖國の負擔を分任する善良なる愛國者たらんとを欲する者をして恰かも撰擧公閣下の忠臣が奴隸奴農たるかの如くに其所有物の全部を捧げしめんとするは豈難事に非ずやと

古代の台帳制に幾度か小修正を加へたる後遂に第一次の税制全部の改革はフレデリックウイリアム一世に依て實行せられたり、此時に當て諸級の人民は全く零落して毫も勢力を有せざりし、改革は東部普魯西の州に適用せられ

たり然り而して當時と雖も此改革を實行するに當て貴族の抵抗あるを免れざりき王は豪族の權力を碎破し其專横なる貪戾に對し「青銅の巖石」として王位の地位を固めんと主張したる彼の有名なる宣言を發して以來王は憤激して貴族を攻撃せり從來田舎地方に課したる租税の位置に代りし一般土地税は其所有主の貴族たるを將た農民たるを問はず各の特殊の土地財産に付て計算したる生産額に基きて定めたる者なり是に於てか貴族の大部分は以前に支拂ひたる所に比すれば六倍大の租税を支拂ふととなれりフレデリッキ大王の時に至て此改革法に依て定めたる模範に従ひ新臺帳を千七百四十二年にシレンヤに實行し千七百七十二年に西普魯西に實行せり然れども千八百六十一年の地稅改革以前に在ては同法は未だ他の地方に實行せらるゝに及はざりき。

第六十二節 此大撰舉侯が改革に力を用ゆるに當り其被りたる種々の障害は少くも都市に關して更に一種の新税を起すに力ありし者なり新税とは則ち國產税(Gebühr)なり

是れ元來は軍隊税制度の一部たるに過ぎざりし者なり撰舉公國に屬せる或る州に於て千六百四十一年に撰舉公の承認を得て古代の登錄税 Matricular の代りに之よりは一層便利なる課税の形式なりとして試験的に此制度を採用したり其時より長く此制度を保持したりし都市は頗る稀なり此租税は他の一般の人民と全しく貴族の負擔に係るを以て貴族は益々頑硬なる反對を試みたり然れども配當税の額並に賦課が常に増進して益々負擔に堪へ難きに至らしめたる都市に在ては此税制を捨て新税制を取らんとするの願望愈々切にして時には暴動となつて發表せり大撰舉公は最初より國產税を採用するの意ありしが千六百六十七年に至て始めて公は從來の税制を廢し消費に賦課する租税を以て之に代へんとするの議を提出し決着の争闘を惹起せり貴族は公言すらく斯くする場合に於ては貴族は唯々特權を名を保て其實を失ひ町民並に農夫と同等の位置に立たざるべからざるに非ずやと諸々の市町よりは更に請願を爲したりしかば是等には皆自由に國產税制度を採用すべきとを許し而して田舎地方には從來の税制を保持したり國產税制は

千六百八十年マゴデブルヒの諸市町に採用せられ千七百年にはボメラニヤの諸町市に千七百十三年以後には殘餘の諸地方の都市に適用せられたり、此國產稅制は則ち消費稅の制度にして地稅免許稅及び人頭稅に加へて更に飲料穀類肉類並に品具に課せる祖稅にして一分は都市に輸入する際に之を徵收し一部は其生産の時に徵收し一部は其賣却の時に徵收する者なり、是等の租稅は其一個に割當てたる割合甚だ低少なり雖も從て大多數の物體に課稅せる者なり。

國產稅制は歐洲全體を通して當時恰かも新に發見せられたる黄金窟の如くに見做されたり、蓋し此租稅は唯だ最も粗難なる最も困難なる方法に依てのみ必要なる公共資金を徵求し得べき彼の直接課稅の封建的方法に比すれば比較的容易にして且つ機に應じて増減するを得べく從て能く進歩的時代の需要の増進に應し得たればなり、第十七世紀及び第十八世紀に於ては人々皆間接稅の熱心なる主張者なりしが是れ恰も吾人が自然派學者及びアダム、スミスの時代以降直接稅然かも單一直接稅の熱心なる主張者なりしが如し、而

して遂に普國に於ては第十九世紀の初頃に於ける自由主義の改革ありし以來曾て一度稱賛したる國產稅制を以て却て背理矛盾の一體なりと論難するに至れり、然れども「暴激なる配當稅」に反對せる「穩當なる國產稅」の時代(千六百八十五年)の反響は下て現今の時代に及べる者なり、蓋し國產稅は自由の附與する所なりと云へるモンテスキューの言はチエール之を反復して左の如く云へり、曰く間接稅は文明社會中最も進歩せる人民に適したる租稅にして直接稅は野蠻人民の租稅なりと。

第六十三節 公債は第十七世紀に於ける地方的國家若しくは第十八世紀に於ける地方的國家に於てすらも頗る不活潑なる發達を遂げたるに過ぎざる者なり。

吾人は已に此事に關しては中世時代の諸都市も亦早くより近世の國家制度並に財政制度に於ける生熟を現せるとを見たり、實に吾人が斯る前驅的發達の存在するを見る所の當時の時代は負債に依るに非ざれば之に應ずる能はざるが如き緊切なる基金の需要に對する救濟の時代に非ずして却て信用を

以て私資放下の爲めに設けたる永久債並に銀行事業の基礎と爲すの時代なるとは殊に注意を要する所なり

君主の場合に關しては地位全く之に異れり、吾人は君主が殆んど現時に至る迄恰も金錢の需要に窮迫せる一私人の如き地位に在りしを見るなり、君主が信用を要すると並に其要求の満足は實質に於ても形式に於ても窮難の凡ての兆證を具ふる者なり、抑も過去數世間に於ける國家制度發達の困難なる状態を明示する者は商業並に銀行業の高度に發達せる制度に依て示されたる私人の信用と國家の信用の憐むべき状態とを比較するより適切なるはなかるべし、異なる國々の國家的發達の大勢は勿論亦此點に於て異れり、英國の如き國家に於てすらりの急速なる發達と共に其信用も亦自ら早くより發達せりと雖も上に指示したるが如き比較は尙此國に於ても見るとを得べし。

非常なる手段の採用例へば國家の將來の歳入を賣り又は質入すると國家行政の凡ての課に於ける暴棄的財政、慣用の手段たる所の彼の鑄貨を劣惡にするると等の如きは始めて近世の公債制度に充足せられたる所の空隙を暗示す

る者なり、魯帝アレキセイが公債の要求に對する答辨として、ヴェネツヤ人の拒絶を受けたる時に當て帝は鑄貨を劣惡にしたり、佛蘭西及び獨乙と雖も七年戰爭の時には亦此手段を執るの止むを得ざるに至りたり、當時決して斯る手段より生ずる有害なる結果を理解せざるに非ず、此理は中世時代に於てすら已に理解せられたる所なり、然れども尙此手段を用ゆるの止むを得ざるに至りしもの一に正面的の激烈なる危難に遭遇したるに依れり。

彼の大撰擧公が王位に上りし當時に在ては其金錢上の需要は頗る大にして三十年戰爭の結果なり、經常費を償ふか爲めに官職並に地位を抵當にするの必要に迫りたりき、王の庖厨に於て明日の供給を維持せんか爲めベルリンの市役所より十五ターレルの借金を爲したることあり、斯る事實は管に再三に止まらざりし斯る状態は持續して久しきに亘りたる所なり。

ブランドンブルヒの土地公債は千六百二十年に於て二百萬ターレルに達し其時より以後は著しく増加せり、シヴァアルツェンベルヒの出納大臣は公務に於ける諸地位に對して四十萬ターレルの額に達するの要求を維持せり、レン

ツェンの通行税は丁抹に對して二十萬ターレルの負債の抵當となれり、丁抹の收税大臣に對する百萬ターレルの負債は國家をしてクローグ、マークの領有權を得せしめんか爲めに起したる者なるか手数料利息並に複利の加算に依りて五百萬乃至六百萬ターレルに増進せり。

此公の非常なる戰爭的事業の後に於て國家の財政を再び整頓するは内國政治の改良に一身を委したる平和なるフレデリッキ一世の任務となれり、負債の抵當となれる財産は凡て回復せられ多數の新財産は取得せられ國家的の目的の爲めにせる多費なる城砦並に建物は築造せられ且つ凡て是等の者に加へて更に八百萬乃至九百萬ターレルの國庫の財帑は蓄積せられたり。此財庫はフレデリッキ大王の第一次のシレンシャ戰爭の費を償ふに充分なりき、第二次の戰爭の破裂するに當ても財庫には亦已に蓄積して六百萬ターレルを具へたりき、第三次の戰爭の破裂するに當ては千六百萬乃至千七百萬ターレルの準備を有したりき、此戰爭の七年間の繼續は實に國力の試験なりしと雖も然れども同時に亦當時の國家經濟の幼稚なる資源を證明する者なり

き、國家の經常歲入の全部は戰爭の目的の爲めに適用せられ凡ての支拂は停止せられ官職に在る者は俸給の支拂を受くる代りに戰爭終結後に於て支拂ふべき證券を受領せり、王が戰爭終結の當時に於て記載するに足るべき負債を有せざりし事實は一方に於ては王が巧みに凡ての財政上の困難に打勝ちたるの證據なりと雖も亦同時に國家の一層發達せる時代に於て了解せらるゝか如き意味に於ける國家の信用 *Public credit* なる者の存在せざりしとを證明する者に外ならず。

第三款 發達せる形狀に於ける公共經濟

第六十四節 吾人は以上其の發達の經過中に於て國家經濟に附着せる困難を論じたり、今や此發達の經過より生じたる結果は何がやの問題を考究せんす。

抑も國家經濟が共通の目的の爲めに私人經濟より生ずる共通設備なりと認定せらるゝの點に到達せざる間は而して事實に於て此認定に基き彼の私人的資源より生ずる納税が國家の自由處分に任せらるゝと云ふ利益を有する

に至らざる間は、當時國家を思考する者の間に普通に成立せる國家の思想と當時の政府の實際の需要との間の空所を充足せんが爲めに種々の方便に従ふと亦止むを得ざるとなるべし。

若し吾人をして此感情の不完全なる發達を考察せしめんか、公共の負擔に對する責任が何れの處に落つべきやに就て明瞭なる觀念を有するとなく唯た階級的利益を増進せしめんか爲め國家より絶へず忍苦を要求し、國家の目的の爲めにする凡ての需要は悪感情及び不平を以て應せられ同時に凡ての種類の利益は此同一の國家に對して期望せらる簡單に言へば現時の進歩せる且つ政治に活潑なる時代の中央に於てすら凡ての人々が國家より或る物を得んとを望み而して何人も國家に或る物を與ふるとを欲せざる者の如し抑も是等の事實を思考する時は吾人は彼の國家の行政が恰かも地主が其借地人の利益に注意すると同様の方法と同様の動機とを以て國民の利益に注意するの事實を以てりの政治上の發達の程度を示すを得べき往時の状態は如何なる地位に立てる者なるやに就て活潑なる推察をなすを得べし。

是を以て歳入を起すに當ては國民資格の感情に依頼する範圍の最も小なる手段を撰ぶを適當とするなれ、蓋し斯る感情は尙未だ本心の承認に達するに及ばざればなり、是を以て國家全體の目的の爲めに個人に或る知覺すべき忍苦を要求するが如き者若しくは少くも見易き交換の卑近なる形式に於て避くべからざるが如き要求を爲すに止まる者を以て歳入の資源と爲すを適當とすべし。

然れども今日は是れ果して此未熟なる國家的感覺の階段を經過し去りて從て國家的歳入の之に配應せる形體を脱したる者と謂ふべきや。

否決して然らず、廣く用ゆるるる國家の觀念は我租稅制度の全部をして次の原理に基かしむる者なり、即ち凡ての公共の需要に抵抗する近世の國民の激し易き感情に對して與ふる所の抵觸は出來得る限り最少ならしめざるべからずと云ふと是なり、今日に於ては政治家的の財政々略と云へば必ず此現實的格言を以て等しく將來に對する改革の標準となすの兆證を具有せざるはなし、而して租稅改革の計案に就て普通にユートピヤ説なりと思惟せらるる

者は即ち國民としての義務の淡泊なる承認に外ならざる一種の單純なる理想中に包含せらるべし然れども此國民としての義務の觀念は今日實際に廣く抱懷せらるる公共の感情とは遙に懸隔せる者なり。

第六十五節 若し夫れ公共經濟をして満足なる基礎に達せしめたらんには凡ての公共の目的は必然包含する所の忍苦が當然の事柄として國民全體に依て承諾せらるるの條件に於てのみ遂行せらるるとなるべし忍苦を要求し得べき公共の働作は凡て必要なる資金を徵收するに當て如何なる問題をも生ずるとなく安穩に其目的を達するを得べし若しくは又公共働作を以て財政的報酬の車輪たらしめざるべからずとせんか即ち公共働作は此事項に關し國民の義務と衝突するるとなくして起し得べき範圍に限らざるべからざるべし將た又若しも將來に於て實際に社會的發達の最近の階段が最舊の階段に屬する軌道上に轉進し(少くも外部に關して)從て私有財産並に私有利潤及び私人的營業に依る生産が社會黨論者の主義に基き産業の國家的組織に依て營爲せる生産及び社會的財産を以て代換せらるるが如き時代を生ず

るとありとせんか然るときは其包含する財政上の目的並に結果は凡ての課税の目的を組成すと雖も單に企圖せざる副生産物の性質を具ふるに至るべし然れども變化の骨髓の目的は社會的生活の要件を一變するに在りて財政法に於ける變化は唯だりの避くべからざる附隨物たるに過ぎざるべし。

是等の事實の承認は吾人の見出すが如き發達せる國家的財政制度を立脚點として秩序的の論究を爲す爲めに必要なる基準を吾人に與ふる者なり我現時の財政制度に於ける主旨並に目的の混亂は財政制度發達の最舊の時代より今日に傳承せる所にして且つ官房學的の學問に依て普通の財政上の學說中に融合したる者なるか是れ彼の純粹なる財政上の目的にりの獨立の重量を附與する所の事實上の知識に依りて避くるを得べし而して之を爲すときは亦異種類のの主旨並に目的を其適當なる位置に驅逐するを得べし。吾人は茲より詳細に之を説かんと欲す。

第六十六節 吾人は先づ傳説に依り公共の歳入に於ける第一の大因素を組成する所の者即ち公有地より論ぜん而して問題を論ずる從來の方法に倣ひ

先づ學者の説を聞かん。

ケー、ハー、ラウ氏は公有領地の廢止を主張する理由と之に反對する理由とを擧ぐると次の如し。

廢止の理由として。

(第一) 政府は産業を營むに不適任なり、私人的所有者は原則として一層良く収入の源を利用するを得る者なり、何となれば私人的所有者は一層大なる熱心云々を以て事業に従事すべし然るに政府は費用多き人物を使用せざるを得ざるべく是等の人物は自己の事業に勞働する者に比すれば勤勉の度に於ても又注意の度に於ても劣る者なればなり、經驗に由れば土地の私人の掌下に在る方却て多くの純収入を生ずる者なるを示せり。

(第二) 公有領地の賣却は公債を支拂ふの直接なる手段なり。

(第三) 公有領地の所有は特種の私人的事業と衝突し例へば實産に課せる特別税の廢止の如き普及の性質を有する或る改革を疎斥するの傾向あり。

(第四) 經驗は公有領地が決して適當に國家の費用に應ぜんが爲めに必要な

る者に非ざるとを示すなり。

公有領地維持の理由としては。

(第一) 政治家の一般の立脚點より觀察するときは從來公共領地を以て世襲的王權國の根本の支持物なりと思惟するを慣例としたり蓋し王權制度は元來は廣大なる土地の所有より生じたる者なるが故に尙依然として此基礎に據るを可とす且つ公有領地より生ずる収入は國會の承諾を経るに及ばざるなり。

(第二) 公有領地より生ずる収入は不平並に損失の感情を惹起するとなし、何となれば是れ已に久しく私人の所有より引上げたる領有に基き政府の行ふ所の獨立なる事實の生産物なればなり。

(第三) 公有領地は必ずしも其經理拙にして利得少き者なりと斷言すべからず。

(第四) 公有領地より生ずる所得は久しき間には漸次増進すべし何となれば地代が増加すべければなり。

(第五) 公債は公有領地の援助に依りて一層容易に融通し得べし、蓋し後者は

公債主に對して間接の擔保を成す者なればなり。

(第六) 王有財産は農業改良の施行を容易にするの効益著し

第六十七節 吾人が是等の辨護の理由及び反對の理由を列擧したるの主意は以て通常財政を論ずるに當り公有領地を説くの章に掲げられたる種々の見解を適當に表示せんとするに在るなり、ラウ氏の行ふたるが如き解釋の法に基きたる問題の決着は吾人の目的に適はざる者なり、是れ右に掲げる諸議論を検査するに依りて直に知るを得べし、請ふ左に之を説かん。

上に擧げたる諸理由は己に財政の歴史的發達に關する吾人の看察中に包括せる所にして唯吾人の既に知る所の者を更に精確にするの効益あるのみ即ち公有領地は現在に屬せざる財政制の一部なりと云ふことは是なり、然らざれば則ち是等の諸理由は決して財政上の理由たらざるなり、蓋し其理由の正當なるを否とを問はず又是に由て公有領地を設くるを可なりとするを將た之を非なりとするを論せず等しく此場合に於ては是等の理由は財政學中に於て寧も其位置を有せざればなり。

或は經驗が公有領地の必ずしも公共の費用を辨するが爲め必要なる者に非ざるとを示すと云ひ、或は公有領地より生ずる収入は不満足並に損失の感情を惹起するとなしと謂ひ、或は公有領地の賣却は公債を償還するの直接の手段なりと云ひ、或は公有領地は公債主に對する間接の擔保を供するか故に公債は公有領地の援助に由りて容易に融通すべしと云ふか如き是等の理由は第一の種類に屬する者なり、此種の理由の基礎とする所は唯た舊時の財政經濟若しくは新時の財政經濟を或は承認し或は拒否する者に外ならず、此種の理由は其歴史的の關係を斷絶してカメラリスト學者の處方書を構成する驚くべき濶簿中に赫灼たる圖形を印刻したる者なり、例へば租税の代りに公有領地より公共の歳入を起すときは損失の感覺を起さしめずと云ふか如きは國家が其公有領地を廢罷せざるを可とすると云ふの議論と共に等しく非議すへからざる者たるなり。

凡ての國家産業に對するスミス學派の得意なる反對論若しくは世襲王權國家の支持者として公共領地を辨護するの說又は農業上の改良を行ふが爲め

に公有領地の肝要なるを説くか如き又は地代の増進を論ずるが如き是等の理由は第二の種類に属する者なり。

蓋し是等の議論は一として財政學上に其位置を有する者あらず、世襲王權制度の爲めに公有領地を必要とするの議論は政治學の範圍に屬し且つ政治學の範圍内に於てすら其歴史上の關連に於てのみ論究し得る者にして恐くは格別の意味を有するをなくして止まん。

其他の議論は社會學の範圍に屬し産業政治の理說中若しくは國家産業及び私人産業の限界に關する基本の問題中に其位置を占むべし。

是等の議論は此基礎に於て始めて決定するを得べし。

事實の點を云へば此眞理の承認は經濟に關する學問の一層圓滿なる研究の廣く行はれたる結果として近時に至て漸く立脚の地歩を得たる者なり。

第六十八節 之に關して彼のアドルフ・ヴグネル氏が從來の慣例に依り財政學の緒論の研究を爲すに當り其説明を満足なる基礎の上に置かんが爲め凡ての産業上の交通の基底に横はれる是等の一般の基本的原理に關し一層詳

密なる討查を爲すの止むを得ざるを認めたる所の顯著なる學統史的の議論を注意するは甚だ興味あるとなり。

而して氏の是等の普遍なる探究の結果として財政學に於ける此有名なる學者は問題を論ずるラウ氏の方法に關して次の批評を下すに及べり。

ヴグネル氏曰く、ラウ氏の議論は常に私人産業及び國家産業の生産的能力の平面上を運動し毫も經濟上の分配の問題及び其社會上の結果換言せば社會の生活に於ける土地分配の影響に關する者の如き問題の凡ての他の形態に論じ及ぼざりしなり、從て又氏の議論は適當なる證據を擧げずして直に國家の土地所有は其性質上私人の土地所有に劣る者なりとの假定に基く者にして從て公共領地の維持に附着せる一般の激烈なる經濟的の不利益に關する誇張的の斷定を包含せりと。

是に於てヴグネル氏は此批評に依りて示したる主旨に基き公有領地の問題に論及せり、然れども氏の議論は嚴密に其批評の結論と一致する者に非ず、氏は其主張したる所の如く此問題を排驅して社會上並に産業上の政略の理說

中の適當なる位置に歸せしむるをの代りに財政學中に於て其位置を保つとを許容せるが如き是なり。

土地の私人所有及び國家所有の利害に關する問題も、産業社會内に土地の適當なる分配に關する問題も、又は貸貸法に依り若しくは其他の分地改良法に依り公有地を移轉するの最も便利なる方法に關する問題も、是等の者は凡て適當に財政學の範圍に屬するの問題に非ざるなり。

事實上の事柄として見れば是等の問題が財政學上に起る場合に於て凡て是等は寧ろ(歴史上に於ては明白なる事實なるも學問上に於ては不穩當なり)舊式のカメラリスト學に於て慣用せる所の經濟問題論究の附屬的方法の遺物たる者なり、我學問を古代の初期の状態に連結せる彼の臍線は尙未だ分離せられざるなり、初期の状態とは即ち學問の凡ての初起の方法に基き知覺し易き目前の需要の問題を出發點とし之より論を起して嫌惡しつゝ知らず識らず一層廣き一層深き問題に論及する者是なり。

此時に當て吾人は是等の秩序的考究の結果か其真正なる位置に適合せざる

べからざるの點に達したるを望まざるべからず。

解悟すべき眞旨は普國に屬する公有領地が財政の大臣より轉移して農務省の監督に歸したるより以來已に多年を経過したるの事實中に包含するに非ずや此點に關する事實上の進行は學問を超越したるに非ずや。

第六十九節 思考の強盛なる勢力を以て根本の性質に於て分離せる事物の間に必然の區別を立て時と場所とに於てのみ結合せる事物を離隔したるの功は疑もなく之をロレンツ、フホン、スタイン氏に歸せざるべからず。

若し夫れスタイン氏をして自ら語らしめんか氏の言はんとする所の一は左の如くなり。

政治の思想愈々高く發達するときには國家の産業的動作をして凡ての収入の源たらしめんとするの思想は愈々退却すべし、是を以て財政本然の原素は國家的生活の進歩的發達と共に愈々益々行政の原理中に併吞せられ事物の全局の性質は爲めに一變すべし、當初に於ては國家が其産業上の營業より收得する歳入を以て考察すべき主體となすと雖も漸くにして其人民の生活に及

ほす影をも考察するの必要を生すべし、是を以て第十九世紀に於ては國家は此種の形狀の動作より生ずる凡ての純收入を犠牲にするは勿論補助基金として更に附與金を加ふるとも此種の國家の動作をして人民の生活の目的に効益あらしめざるべからずと云ふ感情は大に其勢力を張るを得たり、實際の生活に於ける此原則の適用は彼の財政上の收入は單に最大純收入を得るの目的のみを以て定むべきにあらず此産業的動作が歳入の源として思惟すべき國民の産業に及ぼすべき効果をも考察せざるべからずと云ふ格言を以て表示すべし、是れ財務行政が或る特種の國家營業を經理するに當り注目すべき經濟上の觀察點なり、且又公共の歳入の此部分の論究の全部は必竟前に分類したるが如く財政の細目中に來らずして内務行政の部門に屬する者と謂はざるべからず、是を以て吾人は我財政學の主要なる目的に關して重大なる結果を生すべき結論即ち此種の國家の動作は皆發達して單に一個の行政職務と爲るに至れりとの結論に到達するなり、固より事業的収入の三種類(國有地王有特權、手數料)は皆今日に於ては恰も變遷の時代に在り而して此事實は

更に之を論ずるの困難を増加する者なり、然れども是等の收入の手段に伴ふ一層大なる効用は抵抗なく認定せられ是等の動作に關する往時の見解は已に實際多くの場合に於て地歩を斬新なる見解に譲りたると疑ふべきに非ざるなり。

以上はスタインの説なり、余を以て之を見るに氏の地位は一般的の議論に在るが如し、唯夫れ余は氏が此一般の地歩に依りて保證せられたる充分なる推論を爲して、財政學は往時の觀念が實際生活に於ける近代の觀念に依て代換せらるゝに至るを待つべきに非ず却て此種類の收入の源の一層高等なる性質を解釋して以て實際の行政の進路を照し道を用意するは財政學の一學問としての職分なりと云ふ斷案を下さざるべからざるを信せんをす。

是れ蓋し吾人が適當に財務行政の秩序的計畫を要求するを得べき秩序的排列並に秩序的論究を國家の近世の思想の主旨に基きて構造せんとを主張し並に此制度が實際に於て國家進化の往古の時代より遺傳したる歴史的遺存物に依りて横貫せらるゝの有様を明瞭に理解する者の必然唱ふる所の説なり。

るべし然るに全く之に反してスタイン氏は其著書の最新版に於て尙然り其第一章に於て王有農業地王有林王有礦山獵場漁場地代及び改借其地國有資本の産業的放下國立銀行業模範事業公立通信事業等を論じ且つ同一の章に於て尙國家專占業即ち郵便事務(電信電話を包含す)貨幣の鑄造紙幣の發行、交通機關の專占及富籤の專賣を論せり。

第七十節 吾人の知る所を以てすれば此方向に於て確然たる進行を爲したる者はウンペンバッハ氏を以て始めとす。

氏は其著財政學教科書に於て左の如く説明せり、歳入を獲得するの原理は唯一個あるのみ而して此原理に依れば國家の歳入は國家の歳出と離れざるの關係を有する者なり、國家が或る産業的の職分を執るに當て爲めにする所の者は其國民なるか故に國家の費用を其人民の生産能力に依て償ふべきは論理上當然の結果のみ、國家を組成する個員の所有物は國家の必要なる費用に應すべき穩當なる充分なる歳入制度を建設すべき基礎を構成する者なり、金錢出納者としての國家職分は其最低の程度に減し且つ原則の形式に於て

表示する時は是れ或る一群の需要政府の働作と國民の産業能力の一部との間の媒介を爲すを本分とする者にして外ならず國民の經濟的能力は國家の歳入の『有機的』資源を成す者なりとウンペンバッハ氏は更に他の營利的事業に依りて保持せらるる所の財産の外に獨立に國庫に賦與する所の財源を指して國家の歳入の機械的資源と稱し歳入の有機的資源をして其負ふべき負擔を免れしむるの用を成すの地位に之を置けり、總て是れ單純なる媒介的職分を取る場合に於てのみ理解し得べき者にして財政制度の不完全なるの結果として著しき摩擦を伴へり器械的資源とは茲には公有領地及び財政上の特權專占業を意味する者と知るべし。

斯る立脚點を占むるの結果としてウンペンバッハ氏に於ては氏は官房學より傳承したる從來の順序を革め先づ歳入の有機的資源(手数料並に租税の賦課)を論じ而る后器械的財源(公有領地及び專占業)を論ずるとをなれり。

斯様にしてウンペンバッハ氏は舊來の論究法に反對し原理並に組織に基きて方法を立つるの説を確定せんとを務めたり、唯だ夫れ氏の遺漏せし所は上

に掲げたる考察より推究し得べき一層深遠なる結果を論せざりしに在るのみ。

公有領地及び専占業は氏の考案に依れば是れ從來の慣例に依り租税の前に位置せしめたると同様の方法を以て租税より後に位置せしめたり、然れども是等は尙依然とし存立し然かもラウ氏並にスミス學派の方法に従て論述せられたり、専占業はウンペンハツ氏の用語に依れば財政上の特権として知らるゝ者にして氏の主意に依れば是れ専占業の思想を排斥せんとするの一階梯たりしなり、然れども財政上の特権の新思想は吾人をして官房學的の傳説との舊知の關係を回復せしめ同一の論理上の結果に歸せしむる者なり、相續特権占有特権、狩獵及び漁獵特権、鑛山特権、鹽山特権、烟草特権、銀行紙幣特権、富籤特権等の如き即ち是なり。

第七十一節 吾人は今や専占業の評論に移らん、偖て此目的を行はんが爲めに先づ此事柄に關する往時の學問的論究を一見せざるべからず。第一にジュヌチ氏を擧げざるべからず、ジュヌチ氏は始めて財政上の専占業

の説を唱導し學問上に於て勢力を保つと一百年實際上に於ては今日に至る迄其力を失はざるなり、氏は國家の經常歲入の全部を分て公有領地、専占業、及び租税の三とせり、而して専占業の性質に就ては氏は次の如く説明せり。

氏の説に依れば國家の所有に屬する全體の者の中には性質上全く國民の私有財産たる能はざる者あり、或は終始最高權力の監督並に協力の下に於てのみ最も能く存立を保つを得る者あり、此理由に依り此種の事物の經理並に使用は最高權力に委ねられたるなり、偖て是等の所有が集合的に國家に屬するるか故に是等は國家に於ける最高の權力即ち君位に屬する者として尊重せられ之より生じたる種々の權利は王の特権若しくはリガリアと稱せられたり、吾人が此名稱に就きて満足なる説明に達し得るは決して他の故に非ざるなり、蓋し若し其單に君主の掌中に在るの故を以て又其國家の主權に附屬する權利たるの故を以て是等を稱してローヤルチーと云ふを得ば政府の事業中に包含する種々の物體は皆之をローヤルチーとして許容せざるべからざればなり、警察權の下に存立し得べき多くの特別なる設備あるときは亦りれ

丈けのリガリア存在せざるべからざればなり。吾人は銀行ロヤルチー火災
 保険ロヤルチー富籤ロヤルチー懺悔ロヤルチーを假定するを得べし而るに
 何人も其他のロヤルチーの中に爵金を語る能はざるに非ずや。然れども警
 察制度を以てロヤルチーの種類中より排除せざるべからずとする以上は
 吾人は最高権力に屬する其他の特権がロヤルチーの部類に入ると同様に
 是等の者が何故に此名稱を冒す能はざるやの疑問に對して明瞭なる理由を
 與へざるべからず。

是を以てジュヌチー氏のロヤルチーの觀念は次の如し、ロヤルチーとは最
 高権力に賦與せられたる所の即ち私人の所有に適用すべからざる財産に對
 して有する權利を謂ふ者にして依て以て社會の最大の利益の爲めに經理せ
 られんか爲めに同時に亦收入を生ぜしむるの附隨の目的を有する者なり、
 氏は決してリガリア、フヒヌチーなる語を許容せざるなり蓋し此語は單に歲
 入を生ぜしめんとするのみの目的の爲めに存立する所の王の特権を指す者
 なればなり、單に歲入を生ぜしむるはロヤルチーの主要なる目的に非ず、各

の場合に於て國家の繁榮を以て直接に考察すべき目的とせざるべからず、若
 し夫れ通行税及び關稅、郵便業、礦山業、鹽專賣及び鑄貨專業の場合に於て歲入
 を以て主要の目的となすときは實際に於ける結果は國家の一般の利福に著
 しき害を與ふるに至るべし、ジュヌチー氏は主張すらく其臣民に租税を課すべ
 き政府の權利は氏の用ゆるが如き意義に於てリガリアの種類に入るべから
 ず、何となればリガリアに依て納附金を臣民に課する場合に在ては納附金を
 徵收すべき機會を供する所の管理行爲を存するの必要あり、然るに租税の場
 合に在ては其基礎とする所は寧ろ國家の必要なる費用に應すべき臣民の直
 接の義務に在るが故に斯る管理行爲を存するを要せざればなり。
 吾人の目的はロヤルチーの明瞭なる觀念を得るに在り、而して此觀念を明瞭
 ならしむるとは過去の實際の事實上の經歷に於て頑硬に進前したる彼の金
 錢主義の位置に代て共同の利福を前面に進出せしむるに在り、會計の發達の
 爲めに争闘するに當て往時の實際の慣例は何人も臣民をして其真正を見せ
 しむるを欲せざる所の租税を假裝するの必要に迫られ單に收入を得るの目

的の爲めに最も多端なる公共制度の特別の混亂を利用したりき、既にして其以後の改良の時代は此財政制度の弊害を解悟するに至り、但し其原因を悟りたるに非ず、『公共の福利』Public Goodを前方に進むるを以て其本分を盡したる者と信せり事實上に於てはローヤルチーとして區分せられたる國家の制度が財政若しくは公共の福利に對して有する關係を説明するに與つて力あるものは一方及び他方に向ふ所の歴史的に發動する原因の綿密なる詳解に外ならざるなり、ジュヌチ氏の評論の極めて過激なる性質は其司法に關する無報酬行政を主張して法廷手数料を批難するに當て之を見るを得べきのみならず通行税及び關稅鹽稅及び鑄貨稅に關せる氏の無差別なる混一に於て益々其然る所以を洞見するを得べし。

此特別なる點に關しては後年に至て漸く混亂の弊を脱するを得たり、然れども畢竟するにジュヌチ氏の例は久しく續行せられたり、是れ固より變遷の階段を有せざるに非ず、りの説明は一時當初の眞理よりは遙かに離れたる場合に於てすら之が誘導たりし者なり。

第七十二節 財政學に關する理論的の學者たるルドゲイヒ、ハインリッヒ、フホン、ヤコブ氏は此後の事實を例證する者と謂ふべし、氏の著はせる國家財政學 Staatsfinanzwissenschaft (千八百二十一年)はリガリアに關して一方の議論を立てり、其性質は次の命題を以て之を示すべし。

ヤコブ氏論して曰く、國家が凡ての産業を自由競争に放委する時は其結果として(第一)に自由競争は國家事業に比すれば少き費用を以て同一の生産を爲し得るが故に一國の生産は爲めに増加すべし(第二)に國家は産業上に於ける凡ての特殊の利害の繁累を離れ從て競争を制限し若しくは獨占を獎勵するが如き誤謬なる動機を消滅せしむべし、是等の理由に依り吾人は國家の有に屬する專占産業より生ずる凡ての收入を批難せざるを得ざるなり、若し或る種類の專占業にして公共の利福上より政府の直接に經理すべきとを要する者あらば是れ畢竟歲入の目的の爲めに經理せらるる者に非ずして寧ろ公共の利益を計るの制度として見ざるべからず、然れども此場合に於ても私人的の企業は一層便利に其經理を行ひ得べきとを知り從て此後の場合に於て國

家は直接に其業を執るよりは寧ろ之を監視する方一層便利にして且つ能く行き届く者なるとを發見するに至るべし、單に利得の爲めに専占業として國家の營む所の國家産業は凡ての事情の下に於て國家の繁榮を害する者なり故に斯る制度は之を排斥せざるべからずと、此説に基きてヤコブ氏は彼の郵便事業を私人の手に放任する時は政府の監督の下に價の低廉なる點に於ても又公共の便益の點に於ても大に利益を生ずべしとの説を抱持せり、然れども郵便業専占を維持する間も雖も國家は決して郵便局の收入より國庫に剩餘金を納むべきに非ず、何となれば必要なる度に郵便税を低下し更に通信を容易ならしむるか若しくは餘剰金を應用して郵便事業の改良を計るときは公共の利益の爲め一層能き効用を致す者なればなり。

マルキユース氏(千八百三十年)はヤコブ氏の説に反對し其著『財政學並に財政法手書』に於てウルテンベルヒの政府に於ける行政家財政家としての氏の經驗の結果を掲げて氏の時代の有力なる學派の抽象的獨斷説を攻撃せり。

ロヤルチーの制度を捨てて私人的の事業に降參する場合に於て國家は之に税

を賦課し前と同様若しくは之より以上の額を徵求するを得べしとの見解は牽強附會の假定に基く者なりと論じ其一例として千八百十年の佛國の烟草專賣及び其財政上の結果の實例を示し之を千八百〇四年より千八百〇九年に至る佛國烟草税の缺乏せる收入並に其壓抑的の性質に對比せり、然れども氏がヤコブ氏の説に反對し郵便賃を別種の範型の下に分類し(租税と見做さず)特殊の役務並に利益に對する報償と見做すのみ)以て郵便の歳入を辨護するに當て氏は却て此覺束なき辨護の方法をして次の如き一般の原理に至るの溝渠に架橋し之に到達せしむるの効用を成さしむるとに於てのみ成功したり、此一般の原理とは他なし、郵便業は其性質並に本質に於て歳入の資源として適用すべき者に非ず、唯だ單に國家經濟の目的の爲めに設けられたる一制度と見做すべく而して此事業は假令役務より生ずる收入が費用を償ふに足らずとするも尙政府は之を行はざるべからざるの責任を負ふ所の役務の種類に屬する者なり」と云ふ是なり。

第七十三節

ケー、ハー、ラウ氏の地位と舊式の官房學者の地位との如何に密

接に近似するや氏は其著『財政學教科書』(千八百六十四年第五版)に於てロイヤルチーを論ずるの方法を見て其顯著なるを知るべし、國家の歳入の形式上の分類法はジュスチ氏の分類法と同一なるのみならずロイヤルチーに關する不消化なる事實を顛倒混亂せると亦全くジュスチ氏の論究の方法に彷彿せり、鑛業ロイヤルチー鹽業ロイヤルチー狩獵ロイヤルチー烟草ロイヤルチー郵便ロイヤルチーの如き皆然らざるはなし、唯異なる所は通行税ロイヤルチーを此亂雜なる群塊中より驅除し新に發見せられ表中に加へられたる電信ロイヤルチー及び鐵道ロイヤルチーを以て之に代置したるに在るのみ若し今日に於て我財政學が此最近年間に進歩を爲したるや否やに就て疑を抱く者あらば彼をして此考究法に伴ふ精神上の強硬を看察せしめよ、而して若し彼にして果して斯學の現今の地位に關し意見を立つるの資格を得べき或る者を知らば則ち此種の鑛貨ロイヤルチー烟草ロイヤルチー郵便ロイヤルチーの並列せるを見るを猶音樂的の耳を以て誤調の音聲を感ずるか如くなるべし、若し夫れラウ氏の一連の思想に對し自ら親密に感ずる所の親近的感情を存する場合に於て

は是等の者は其歡迎する所となり且つ恐らくは夫れ々固有の道理を有するなるべし、同時に是等の純粹なる主觀的感情は決してラウ氏の『財政學』の最近の謳歌者を制して學問上の一事業を仕遂げたるの信用を價するを防ぐ能はざるなり、蓋し此事業に於て氏は此木造の建物の前に止まり更に進行を爲す前に一層深き基礎を定めんとを求めたりしなり。

ラウ氏が財政學はリガリアの項目の下に公法の認むる者の何たるに關せず唯自己の原理に基きて考究するの資格を有すと思惟したるは實に正當なりと云ふべし、然れども氏は氏の地位をして其正當なる結論に到達せしめざりしなり、氏は公共歳入の一科としてリガリアを保存せんが爲めに學問の此特權を制限したり、ロイヤルチーが適當に附屬する所の制度の歴史上の意義を全ふするに當て亦現時の目的に向て此思想の學問的の融解を實行したり。

近世國家の財政上の目的に對するロイヤルチーを考究するに當て氏は其先輩ヤコブ及びマルキユース二氏の地位と大に離るゝとなかりし氏は思想の系統に關してはヤコブ氏と一致せり、氏はヤコブ氏と共にスミス氏の個人主義

學派の圈中に横はる者と云ふべしと雖も然かも氏の本心中庸を歎ふの結果として大に意を現在の制度に注ぎ従て経験ある財政家マルキエース氏の實際的地位に接近せり然れども現在の習慣並に制度が學問的思想の標準指導となるに準じて學問は單に現在の事實を考察するに外ならざるの状態に墜落し其真正なる職分を失却するに至る者なり。

ラウ氏の擧げたるロヤルチーの定義は綿密なりと雖も亦甚だ冗長なり曰く特別の法律上の規定なきときは國民の普通の生業の部に屬すべき職業に關する國家の權力の特權なりと(百六十六節)

氏は論歩を進めて曰く唯僅少なる職業のみ適當にロヤルチーに從屬し得る者なり然らざれば人民の事業は不當の侵害を被るに至らん個人的起業家は原則として一層大なる効果を奏し一層低く費用を減ずるを得る者なり(百六十八節)

ロヤルチーの繼續維持は適當なる者なり(第一若し與へられたる産業が例外として個人の事業と同じく經濟的に政府に由て經理せられ得る場合に於て

は其産業に關して適當なる者なり)第二若し専占が善良なる租税の要素に適合し換言せば毫も貨物の生産を妨げず又は生業を得るの機會を狭縮せず而して之より得る純収入が課税の方法に依りては得へからざる者なる場合に於て専占の利得に關して適當なる者なり(第三に國政經倫の其他の考察の上より適當なる者なり(百六十九節))

次て特別のロヤルチーを論究するに當りラウ氏は熱心に次に示すが如き分類法を採用せり此分類法は稍許容し得べき者なれども然かも純然たる官房學派的の者なり(百七十一節)

ロヤルチーの目的物は(一)土地上の産業(鑛業、鹽業、狩獵業等)(二)製造業(貨幣鑄造、烟草製造、火藥製造等)にして鹽業亦之に屬す(三)商業(鹽業亦之に屬す)(四)直接の利益若しくは愉快を供する役務(輸送及び通運、郵便、電信、鐵道其他富饒是なり)氏の説明の雜色なる性質を見るときは我輩はラウ氏のロヤルチー論に於て撞着せざる論點を搜索するの望なき事業を省畧するを得べし否寧ろ省畧せざるへからざるなり。

第七十四節 ヨット、ゲー、ホフマン氏はロヤルチーの歴史上の性質に關しラ
 ウ氏よりは稍明瞭なる見識を有せり、氏は曰く近世國家の組織は實質上の變
 更を來したりしか故に最早や單に政府が課税せる物品に於ける商業を獨占
 的に自己に保有するに依り其支拂を確保するの故を以て他の租税よりは
 異なる性質の者として公共の歳出に供する或る種類の納附金と見做すべきの
 理由あらざるなり、今日遺存せる、ロヤルチーは課税の一種の形式に非ざるな
 り、是等のロヤルチーは之より生ずる収入を目的として維持せらるゝ者に非
 ず之に反して其収入は私人が或る種類の職業に無制裁に従事するときは自
 己の利益を害するに至るべしと云ふ理由を以て政府が之を自己の専業とし
 て保有したる所の其種類の事業に單に附隨せる偶然の収益に外ならざるな
 り、例へば信書郵便貨幣鑄造河川所有の場合に於けるが如し。
 之より二十年にしてウンペンバッハ氏は吾人に告げて曰く是れ久しく財政
 學を備ましたるロヤルチーの妖靈を排除したるの時なりと。
 然れどもウンペンバッハ氏がロヤルチーの形様並に名稱を變して、財政上の

特權『Fiscal Prerogatives』となしたるとは夫れのみを以て此結果を仕遂ぐるに
 充分なる者に非ざるなり。
 ロレンツ、フホン、スタイン氏は奇異なる假定を爲して曰くロヤルチーの觀念
 をして新なる生命を之に與ふるが如き變革に服從せしむるは近世財政學の
 任務なりと、然れども此假定の基礎及び方向に於ける氏の盡力の結果は知覺
 し易からざるなり。
 スタイン氏の説に依ればロヤルチー及びリガリチーの事實 Fact of Regality は
 二種の範型にして國家の抽象的觀念中に包含せられずと雖も國家に於ける
 獨立行政の漸次の發達より生じたる歴史上の發生物なり、故に是等の言語は
 時代の異なるに従て異なる意味を有し其意味は今日と雖も一定ならざる者なり
 然れども之をして行政の理説中に其地位を得せしめたる者は詮するに國家
 の産業的主權の觀念是なり、其之をして財政學の判斷中に入れしめたる者は
 之に依りて産業的主權が國有の資本を用ひ國家の經理せる國家に屬する獨
 立事業に於ける形狀を取りたるの事實及び此國家事業が亦一部分は其産業